草加市地域防災計画

(震災対策編)

平成24年11月

草加市防災会議

目 次

第1章	総	則	1
第1節	目	的	1
	第1	計画の目的	1
	第2	計画の策定・修正	1
	第3	計画の位置付け	1
	第4	計画の習熟	2
	第5	計画の用語	2
第2節	草加	市の現況	3
	第1	位置と面積	3
	第2	地形	3
	第3	地質	3
	第4	都市条件	4
第3節	地震	被害の想定	5
	第1	地震被害を想定する目的等	5
	第2	草加市に係わる過去の地震災害	5
	第3	地震被害想定	9
	第4	目標フレーム	13
	第5	応急対策シミュレーション	14
第4節	防災	関係機関の業務の大綱	15
第5節	市民	及び事業所等の役割	22
	第1	市民の果たす役割	22
	第2	自主防災組織の果たす役割	23
	第3	事業所の果たす役割	24

第6節	事業	継続計画の推進	25
	第1	草加市の事業継続計画の整備	25
	第2	事業所の事業継続計画の推進	25

第2章	震災	炎予防計画	27
第1節	災害	に強い都市環境の整備	28
	第1	災害に強い都市づくり	29
	第2	都市施設の安全化	34
	第3	防災拠点の整備	45
第2節	災害	に強い防災体制の整備	53
	第1	災害活動体制の整備	54
	第2	災害情報収集伝達体制の整備	57
	第3	非常用物資の備蓄	59
	第4	消防・救急体制の整備	63
	第5	災害時医療体制の整備	70
	第6	緊急輸送体制の整備	74
	第7	応急住宅対策等	78
	第8	帰宅困難者対策	79
	第9	被災地域からの避難者受入れ	82
第3節	市民	の協力による防災対策	83
	第1	防災意識の高揚	84
	第2	防災訓練の充実	86
	第3	自主防災組織等の育成・強化	87
	第4	災害時要援護者の安全確保	89
	第5	ボランティアとの連携	92
第4節	調査	研究	94
	第1	被害想定に関する調査研究	95
	第2	震災対策に関する調査研究	95
	第3	調査研究成果の提供	95

第3章	震	災応急対策計画	97
第1節	応急	対策活動の基本方針	98
	第1	活動の目標	99
	第2	応急対策活動の時間区分	99
	第3	体制の種類と発令基準等	100
	第4	災害対策本部	101
	第5	動員計画	114
第2節	直後	対応期(地震発生~約1時間)の活動	117
	第1	地震発生時の個人対応	118
	第2	地震発生直後の勤務時間内の対応	118
	第3	地震発生直後の勤務時間外の対応	122
	第4	避難所開設	125
	第5	重要事項の決定	130
	第6	災害対策本部の設置及び運営	131
	第7	交通対策	132
第3節	直後	行動期(地震発生後約1時間~約1日)の活動	134
	第1	非常配備体制への移行	135
	第2	消防活動	136
	第3	医療救護	140
	第4	避難対策	143
	第5	災害情報等の収集	148
	第6	広報活動	150
	第7	広聴活動	152
	第8	広域応援要請	154
	第9	自主防災組織の活動	160

第4節	緊急	活動期(地震発生後約1日~約3日)	163
	第1	緊急輸送体制の確立	164
	第2	給水体制の確立	167
	第3	食料供給体制の確立	169
	第4	生活必需品供給体制の確立	172
	第5	防災拠点のライフラインの応急復旧	174
	第6	二次災害防止活動	175
	第7	帰宅困難者対策	179
	第8	遺体の取扱い	181
	第9	ボランティアの確保、供給	185
	第10	災害救助法の適用	187
	第11	防疫•保健衛生活動	190
	第12	災害時要援護者への配慮	193
	第13	防犯対策	197
	第14	長期活動体制の構築	198
第5節	応急:	対応期(地震発生約3日後~約1ヶ月)	199
	第1	情報管理	200
	第2	応急対策に係る広報活動	202
	第3	土木施設被害応急復旧	204
	第4	災害廃棄物等の処理	206
	第5	住宅対策	210
	第6	農業対策	214
	第7	文教対策	215
	第8	義援金及び草加市被災者支援基金の受付、配分	218
	第9	ライフライン施設の応急対策	219

第4章	震	災復旧復興計画	227
第1節	生活	安定のための措置	228
	第1	災害市民相談	229
	第2	被災者の生活確保	236
	第3	農業・中小企業への支援	244
	第4	住宅の建設等	245
第2節	公共	施設等の復旧計画	246
	第1	公共土木施設の復旧計画	247
	第2	都市施設の復旧計画	249
第3節	激甚	災害の指定	252
	第1	激甚災害に関する調査及び指定の促進	253
	第2	特別財政援助額の交付手続等	255
第4節	災害	復興の基本方針	256
	第1	基本方針	257

第5章	東流	毎地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	259
第1節	計画の	の位置付け	260
	第1	策定の趣旨	261
	第2	基本的な考え方	261
	第3	前提条件	262
第2節	警戒』	宣言発令までの対応措置	263
	第1	東海地震注意情報の伝達	264
	第2	活動体制の準備等	265
第3節	警戒』	宣言発令に伴う措置	266
	第1	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達と広報	267
	第2	活動体制	270
	第3	消防、危険物、水防対策	272
	第4	公共輸送対策	273
	第5	警備、交通対策	273
	第6	上水道対策	274
	第7	学校、病院、社会福祉施設等の対策	275
	第8	その他の対策	277
第4節	市民	等のとるべき措置基準	278
	第1	市民のとるべき措置	279
	第2	自治会・自主防災組織のとるべき措置	281
	笋3	事業 正 等のとろべき措置	282

第1章 総 則

第1節 目 的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、草加市に係る地震災害について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定めたものである。市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の積極的な協力の下、災害による被害を軽減して、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

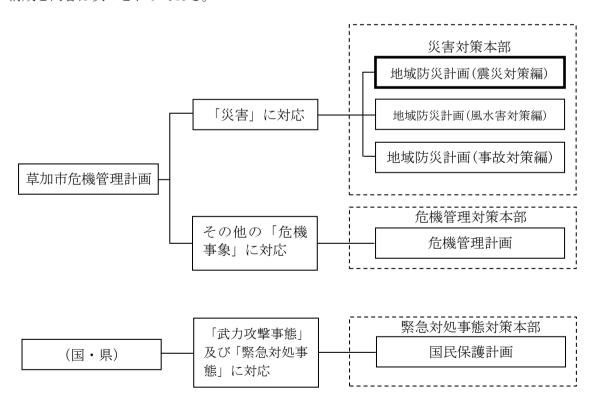
第2 計画の策定・修正

市は防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

また、この計画に基づく防災対策の推進に当たって必要と認められる細部事項については、 別に定めるものとする。

第3 計画の位置付け

市の各種の危機への対応は国民保護対応を除き、危機管理計画を以て統括する。諸計画の構成と内容は次のとおりである。



第4 計画の習熟

市及び各防災機関は本計画の趣旨を理解し、常に防災に関する調査研究及び教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、地震災害による被害の軽減を目指すものとする。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 市 草加市

2 市防災計画 (震災対策編) 草加市地域防災計画 (震災対策編)

3 災対本部 草加市災害対策本部

4 対策部 草加市災害対策本部の対策部

5 本部条例 草加市災害対策本部条例

6 災対法 災害対策基本法

7 救助法 災害救助法

8 県 埼玉県

第2節 草加市の現況

第1 位置と面積

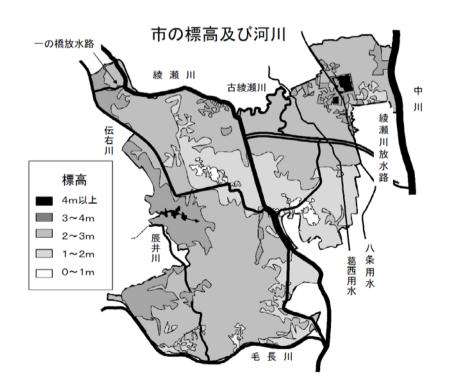
本市は、埼玉県の東南部の南端に位置し、北緯35度49.5分、東経139度48.3分(市役所)にあり、川口市、越谷市、吉川市、三郷市、八潮市及び東京都足立区の5市1区に隣接している。本市の面積は27.42km²であり、東西7.3km、南北7.6kmである。

第2 地形

本市は、安行台地と下総台地に挟まれ、極めて低平な沖積平野である中川低地の中に位置 しており、平均標高約2mの平坦な地形をなしている。

微地形を見ると北東部には、中川によって形成された自然堤防とその後背湿地があり、中央部には、綾瀬川等により形成された氾濫平野の中に川筋の複雑な変遷蛇行の結果生じたと思われる自然堤防が散在している。氾濫平野には盛り土、客土などの人手が多く入り、自然の地形を見ることが難しくなっている。

河川は、市の東側に古利根川とも呼ばれた中川が、また市の北西部の境界を東流してから 方向を南東に転換して市の中央を貫く綾瀬川がそれぞれ南流している。そのほか、綾瀬川の 南西側にほぼ並行して伝右川が流れ、市の南側の都県境には毛長川が東流している。



第3 地質

本市の地質は、古代の東京湾が隆起浸食と海進を繰り返したなかで形成された埋没谷及び段丘上に、古利根川、太日(ふとい)川、元荒川などからの土砂が堆積した、軟弱な沖

積層であり、有機質シルトと砂などから構成されている。沖積層の厚い埋没谷上の地域は、 関東大震災で著しい被害を出したように地震災害の影響を受けやすい。また、地下水位が 高く、表層の砂質部が液状化を生じさせやすい。

第4 都市条件

本市の中心部は江戸期から日光道中の宿場町として栄えていた。市域全般は農業中心であったが、第二次世界大戦前後は工業化が進み、昭和30年代以降は東京隣接という立地条件により、ベッドタウンとして急速に発展した。

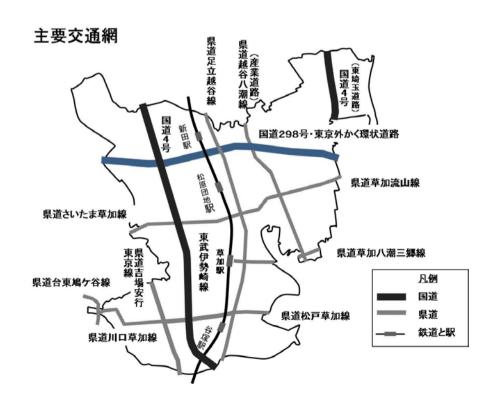
本市の人口は昭和33年の市制施行時に約3万5千人であったが、平成24年11月現 在約24万4千人、世帯数約10万7千世帯に達する。

市民の年齢構成は、15歳未満の年少者14%、15歳から64歳までの生産年齢者66%、65歳以上の高年者20%である。

平日の昼間は生産年齢人口の約半分に相当する34%(約8万人)の市民が就業・通学のために市外に流出する。流出先の約65%(約5万人)は東京都である。その一方で、流出者の約半分に相当する16%(約4万人)の人々が就業・通学のために市外から流入する。その結果、昼間人口は夜間人口の約82%(19万5千人)となっている。

鉄道は、東武鉄道伊勢崎線が市の中央部を南北に走り、市域には谷塚、草加、松原団地、 新田の4駅がある。

道路は、主要道路として新旧の日光街道である国道4号と県道足立越谷線が東武鉄道を挟んで、また県道越谷八潮線が綾瀬川の東側で市を南北に縦断する。東京外郭環状道路、県道さいたま草加線-県道草加流山線、県道川口草加線-県道松戸草加線が市を東西に横断する。



第3節 地震被害の想定

第1 地震被害を想定する目的等

想定は、過去の事実を元に将来を予見し仮定する作業であって、地震被害を想定する目的は二つある。一つ目は、事態様相を予見して、具体的な目標を作り出し、対応の焦点を定めることで、被害の予防・局限に資する。二つ目は、災害発生時に、計測震度等から素早く被害を予測あるいは概算して、初期の応急対応に資する。その他の効用として、被害状況を可視化して、災害に対する誇大な恐怖を緩和させる効果を持つ。

第2 草加市に係わる過去の地震災害

1 概要

本市に被害を及ぼした記録が残り、あるいは被害が及んだと推測できる主な地震は次のとおりであるが、本市周辺において直下型の地震は見当たらない。

本市周辺における地震被害

	1	不同周辺でありる地皮灰白						
発生年月日	M	緯度 経度	深さ k m	地震呼称 又は地域	被害記述			
818年	7. 5	36. 5 139. 5		関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋 まること数里、百姓の圧死者多数			
878. 11. 1	7. 4	35. 5 139. 3	_	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5~6日震動が止まらなかった。公私にわたり完全な状態の屋舎など1つもなく、 地滑りなどにより通行不能となる。圧死者多致。			
1615. 6. 26	6.5	35. 7 139. 7	_	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れが生じた。詳縮不明.			
1630. 8. 2	6. 3	35. 75 139. 7	_	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川 家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆれ割れたが、下屋敷 は異常なし。			
1649. 7. 30	7	35, 8 139. 5		武蔵・下野	川越で大地震。町屋で約700軒大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下がる。江戸城二の丸石垣・塀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落下。日光東照宮の石垣・石の井垣破損。八王子・伊奈で有感。余震が日々40~50回、死者50人余。 (埼玉県)川越で被害があったことが最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。			
1703. 12. 31	8. 2	34. 7 139. 8	_	元禄地震	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原付近の 被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出 た。江戸の被害も大きかったが県内での被害の詳細は不 明。			
1791. 1. 1	6. 3	35. 8 139. 6	_	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社 屋根など破損。			
1854. 12. 23	8. 4	34 137. 8		安政東海 地震	(埼玉県)推定震度:蕨、桶川、行田で 5。			

1855. 11. 11	6. 9	35. 6 139. 8	_	安政江戸地震	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵被害のないものは一つもなかった。民家の倒壊も多く、14,346 軒という。また土蔵壊1,410 軒。地震後30 余ヶ所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万人程度であろう。 (埼玉県)推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の熊谷あたりまで、土手崩れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川〜利根川間の52村の総家数5,041 軒中、壊家17 軒、人家・土蔵・物置等で壊同然3,243 軒。(村毎の被害率9~73%)。越谷で土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒、土蔵は全て瓦・壁土落ち、家の大破33 軒、死者1人、負傷1人。見沼代用水の堤も多くの損害。行田では全半壊3軒、土蔵は所々で大破・壁落等あり。 (草加)宿内の土蔵は残らず瓦が落ち、古い壁土も落ちた。
1859. 1. 11	6	35. 9 139. 7	_	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼 で有感。
1894. 6. 20	7	35. 7 139. 0	_	東京湾北部	被害の大きかったのは東京・横浜等の東京湾沿岸で内陸に行くにつれて軽く、安房・上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24 人、負傷 157 人、家屋全半壊90 軒、破損家屋 4,922 軒、煙突倒壊 376 件、煙突亀裂453 件、地面の亀裂453ヶ所。(埼玉県)南部で被害があった。飯能で山崩れ(幅350間(約630m))。鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10軒、家屋破損5軒。川口で家屋・土蔵の破損25軒。南平柳村で家屋小破50軒、土蔵大破3軒、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6. 7	35. 6 139. 8	_	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。
1923. 9. 1	7. 9	35. 2 139. 3	_	関東地震 (関東大震災)	死者 99,331 人、負傷者 103,733 人、行方不明者 43,476 人、家屋全壊 128,266 軒、同半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県) 死者 316 人、負傷者 497 人、行方不明者 95 人、家屋全壊 9,268 軒、同半壊 7,577 軒 (草加市) 死者 32 人、負傷者 92 人、家屋全壊約 400 軒、屋根瓦や壁等に相当被害、長さ 500m の地割れ噴砂等の液状化現象。
1924. 1. 15	7.3	35. 5 139. 2	_	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋 の内には関東地震後の修理が充分でないことによる者 が多い。
1931. 9. 21	6.9	36. 1 139. 2	0	西埼玉地 震	(埼玉県) 死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 軒。中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6. 1	35. 5 139. 2	50	埼玉県中 部	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50 軒、非住家破壊 1 軒、栃木で負傷 1 人
1989. 2. 19	5.6	36. 0 139. 5	54	茨城県	茨城県、千乗県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、整、 車、窓ガラス等破損、熊谷南西部で震度3。
2005. 7. 23	6.0	35. 6 140. 1	73	千葉県北 西部	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県で負傷者 29 名、 火災 3 件。鉄道運転見合わせによる影響 140 万人。〈草 加市〉震度 5 弱で、大きな被害なし。

2011. 3. 11	9.0	38. 1 142. 9	24	東北地方 太平洋沖 地震(東 日本大震 災)	岩手県、宮城県、福島県を中心に津波で多大の被害を生じた。死者・行方不明者約1万8千人、家屋全壊(流失を含む)約11万棟。関東地域では液状化現象も発生した。 (草加市)震度5強。建物の壁や屋根などの一部損壊110件余り。
-------------	-----	-----------------	----	------------------------------------	--

* 原資料:「平成21年1月埼玉県地域防災計画(資料編)」及び『草加市史』ほか

2 地震災害の発生頻度

関東地域においては、マグニチュード8級の巨大地震は概ね200年から300年周期に発生し、その周期後半の活動期にマグニチュード7級の大地震が数件発生している。マグニチュード8級の関東大震災から90年近い現在、東日本大震災による地殻変動の余波もあって、関東は活動期に差し掛かろうとしているものとみられている。

3 先行事例その1:関東大震災

草加市域における地震被害に関する最も詳細な記録が残るのは大正12年(1923年)9月1日昼に発生した関東大震災であり、『草加市史』等によれば、その様相は次のとおりである。

(1) 地震動及び液状化

ア 震度

震度と基底地形には大きな相関があらわれ、沖積層の厚いところで揺れが大きかった。草加市は特に揺れの大きい地域に含まれ、埋没谷底上で沖積層の厚い新田地区が震度7(建物全壊率36%)、市中央部が震度6強(同12%)、埋没段丘面上で沖積層の薄い川柳及び谷塚地区が震度6弱(同5%未満)に相当すると推定されている。

イ 液状化現象

柿木地区で長さ500mにわたる地割れが生じ青砂が噴出した。同所は、埋没谷地区に当たる。その他の場所においても幾つか液状化現象が生じたと推定される。

(2) 対応状況

建物全壊約400件、死者32人等の被害を出しながらも、外部からの避難者の保護にも尽力した。一方で近隣地域からの支援も受けた。

ア 被災者の救護

草加町は5日後から被害を受けた各家々に対する支援を開始した。

イ 避難者の受入れ

県道足立越谷線を北上して草加に訪れる東京からの避難者に、緊急炊き出しなどを行い、発災当日は約300人を受け入れた。翌日から県が尋常小学校に草加救護所を設け、県と町の職員に加えて青年会と女子青年会が対応した。

ウ防犯活動

警護活動は震災当夜から開始したが、特にトラブルは伝えられていない。

エ 災害ボランティア

8日目から、北足立郡青年団107人、桶川町、上平、原市等の青年団63人ほどが現在の本市域を訪れ、被害家屋の取り片付けなどの支援に活躍した。

4 先行事例その2:東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分頃に三陸沖で発生したマグニチュード9の巨大地震は、岩手県から茨城県、千葉県まで揺れと津波で多大の被害を与えた。本市の状況は次のとおりである。

(1) 地震動

発災1分後の午後2時47分から揺れ始め、49分に最大震度(5.1:震度5強)に達し、さらに約45分間、途中に3回の余震を加えて揺れ続いた。この揺れにより、軽傷者10人、軽微な建物被害約90件、ボヤ火災1件が発生した。

(2) 液状化現象

本市では液状化現象発生の通報はなかったが、埼玉県久喜市や千葉県浦安市の一部で液状化による被害が生じた。

(3) 津波の影響

発災から2時間後に、綾瀬川河口付近に最大津波高約1.1mの津波が現れたが、中川・綾瀬川の入り口部にあって東京都が管理する上平井水門が閉められて津波の遡上を有効に阻止し、本市への影響は生じなかった。(東京都提供「上平井水門水位データ」その他による)

(4) 対応状況

本市では、震度5強の揺れを観測したが、人命に係る被害はなかった。一方、公共 施設の一部損壊や、道路陥没など被害が発生しており、混乱期における迅速な対応の 難しさなど、貴重な教訓を得た。

本市の対応は次のようなものである。

市役所は、午後4時で通常業務を打ち切り、避難所開設、帰宅困難者対応、市内の被害状況の把握及び東北地方への支援物資の輸送等を行った。翌日以降は、被災地からの避難者に対する一時避難所の開設・物資の提供・仮住居の確保や、計画停電への対応等を実施した。

一方、福島第一原子力発電所事故に対応して、学校や保育園、公園、水道等の公共 施設における放射線量測定や除染、市民への測定機貸し出し、さらに給食食材の放射 性物質検査を実施した。

第3 地震被害想定

大地震による被害を数値的に予想することで、対応のための定量的な把握ができる。ただし、被害想定は仮定に仮定を積み重ねて数値化を計った結果であり、各数値に過度に拘泥することは適当でない。地震動に伴う全体的なトレンドとして理解することが必要である。

1 対象とする地震

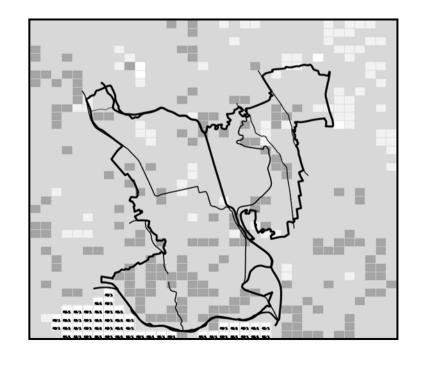
本市の想定の対象とすべき地震について、以下の資料を検討した。その結果、想定対象 として、県の19年度地震被害想定調査報告書にある「東京湾北部地震」を採用する。

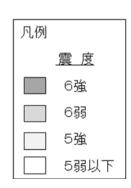
(1) 「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成19年12月)

県は平成19年12月に詳細な被害想定を公表した。本市に係わる震度は下表のとおりであり、このうち最も大きな揺れをもたらす地震は東京湾北部地震である。

想定地震	断層タイプ	Mw (モーメン ト・マグニチュード)	最大計 測震度	平均計 測震度	平均震度
東京湾北部地震	プレート境界で	7. 3	6. 2	5. 75	6弱
茨城県南部地震	発生する地震	7. 3	6.0	5. 51	6弱
立川断層帯による地震	活断層で発生す	7. 0	5. 3	4. 92	5弱
深谷断層による地震	る地震	7. 13	5. 2	4. 73	5弱
綾瀬川断層による地震		6.6	5. 4	4.85	5弱

東京湾北部地震の震度 分布 (H19県地震被害想定)





(2) 関東大震災クラスの地震

平成23年9月28日、中央防災会議は「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・ 津波対策に関する専門調査会」において、今後は「関東大震災クラスの地震について も検討すべき」と提言した。

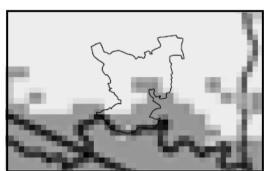
- ア 川崎市の地震被害想定調査報告書(22年3月)において、同市に隣接する東京 都区部の揺れは、東京湾北部地震の方が「南関東地震」(関東大震災に同じ)よりも 強いことが見て取れる。このことから、それ以遠にある本市においては当然に、東 京湾北部地震の方が関東大震災よりも揺れが強いと推定できる。
- イ 東京都は平成24年4月18日に新たな被害想定を公表した。そこに出された「元 禄型関東地震」と、「東京湾北部地震」の震度分布図から、足立区の北に接する本市 において、東京湾北部地震の方が揺れが強いと推定できる。

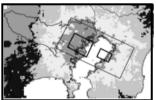
(3) 文部科学省の東京湾北部地震の震度分布の見直し

平成24年3月30日、文部科学省は首都直下地震防災・減災特別プロジェクトにおいて、東京湾北部地震断層の深さを従来よりも約10km浅くした震度分布図を公表した。

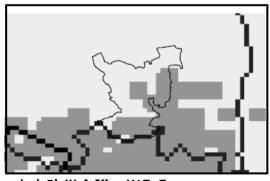
この分布図を平成17年中央防災会議の震度分布と比較した結果は下図のとおりであり、本市付近で震度分布の見直しに伴う影響はほとんど見られない。

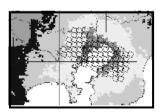
首都直下地震草加市付近震度分布





文部科学省 · H24. 3. 30





中央防災会議·H17.7

2 地震被害

(1) 東京湾北部地震による本市の被害想定の概要は下表のとおりである。 (「平成19年度埼玉県地震被害調査報告書」ほか)

条件: M7.3、平日 地震動:市内での最大震度6.2、平均震度5.75 (震度6弱)

未件・M7.3、十日 地辰勤・旧門(の取八辰)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u>数</u>	値
				夏昼	冬 朝	冬夕
被害想定項目			(12 時)	(5 時)	(18 時)	
					風速8m/s	風速8m/s
		木造件数		1,700		
	全 壊	非木造件数		300		
建	裘		小計	2,000		
建 築 物		木造件	牛数		6, 500	
1 初	半 壊	非木道	告件数		600	
	坂		小計		7,000	
		全半壊	合計 (件)		9,000	
	ا ا	上水道	(%)		61	
	(]	1日後)	断水世帯数	57, 0		
ラィ被	電気		(%)	11	9	17
ライフライン	(1日後)		支障世帯	11,000	8,000	16,000
フ * イ 4	都市ガス		(%)	100		
ン	(1日後)		支障世帯	26, 000		
	下水道 (%)		36			
	(1日後)	支障人口	70,000		
火災		焼失家		2,500	560	6,000
	死 者 (人)			40	90	200
人 的	負		重傷(人)	130	130	230
人的被害	負傷者		軽傷(人)	800	1, 450	1, 250
	計 (人)		1,000	1,677	1,700	
	自力脱出困難者(*2)			240	500	300
帰宅	市内居住者で帰宅困難な人(人)			36,000		23, 000
困難者 避難所 避難者	市外居住者で市内に残留する人(人)(*3)			22,000	40,000	14, 000
	1日後(人)			45, 000	42,000	50, 100
	4日後(人)			39,000	36, 000	44, 000
1ヶ月後(人)			16, 000	12, 500	22, 300	
震災廃棄物量(千トン)			520	550	630	

^{*1} 数値は概数を掲げたため、集計に齟齬を生じる場合がある。

^{*2} 自力脱出困難者は、建物倒壊により下敷き・生き埋めになった人のうち、自力脱出できず、 救助(生死を問わない)されるべき人である。

^{*3} 平成17年国勢調査から独自に推定した。

*4 ライフラインの応急復旧目標(中央防災会議(2004)による)

電力 : 約1週間以内(復旧率95%) 都市ガス: 約2ヶ月 (復旧率80%) 水道 : 約1ヶ月 (復旧率95%)

(2) 津波の脅威について

「簡易推定手法*」による計算から、草加市に津波被害は及ばないと考えられる。

ア 最近の被害想定等で東京湾奥に大きな津波をもたらすと予想される3つの地震について、簡易推定手法で試算した結果、津波は達しない。

		# 1117 - 1115 * 9	~ >+ >+	(A) 1.15	L / L. &□ \□ →▷	
想定地震等		荒川河口付近*2	の津波	谷古宇フ	k位観測所	
				の予想津	想津波高(m)	
		朔望平均満潮位	津波高	通常波	ソリトン	
		時最大水位	(m)		分裂波	
		T. P. (m) *3				
1	東京湾北部地震	1 0	0 5		水 任 17.12	
	中央防災会議 H17年	1. 6	0.5	_	発生せず	
2	元禄型関東地震	2. 11	0.81		発生せず	
	東京都 H24.4.18	2. 11	0. 61		光生せり	
3	南海トラフの巨大地震	2. 4	1. 4		発生せず	
	中央防災会議 H24.8.29	2.4	1.4		光工セリ	
(参考)	東日本大震災	中潮の満潮期	1. 1			
	H23. 3. 11上平井水門実測値	1. 4	1. 1			

- *1 「津波の河川遡上解析の手引き(案) H19.5 ((財)国土技術研究センター) 参考資料-2 簡 易推定手法」
- *2 周辺の埋め立ての結果、正式な荒川起点の標識は、東京湾から約2km上流の地点にある。ここでは起点河口標識地点と区分するため、実際の河口を「荒川河口付近」と呼ぶ。
- *3 「朔望平均満潮時最大水位」とは、大潮の満潮時に津波が到達した場合の最大水位を示す。「T. P.」は東京湾平均海面で、標高と同義。海岸・堤防等に到達する津波の最大水位である。次の「津波高」は、最大水位から当日の予想潮(水)位を差し引いた津波の実高さである。
- イ 本市の谷古宇水位観測所(荒川河口付近から中川・綾瀬川経由で約24.4km 上流)における津波高の安全限界を、「はん濫危険水位」と「水防団待機水位」の差 である1.2mとし、荒川河口付近の津波高さを求めると3.4mである。
- ウ 「簡易推定手法」によれば、海岸が遠浅で、川の勾配が一様な箇所においてはソリトン分裂波と呼ばれる減衰の少ない津波が発生することがある。荒川河口付近の条件で、ソリトン分裂波を発生し得る津波高さは、約7.3m(満潮時)から約4.8m(干潮時)以上であり、想定される地震では、発生しないと見積もられる。

第4 目標フレーム

防災関係機関等が具体的な応急対策を講じる上での目安として、想定地震(東京湾北部地震)の災害状況から次のとおり災害対応目標フレームを設定する。

1	救助•医療	火のとおり災害対応目標フレ		_ / _ 0	
'	被害状況	全	1,900	 棟]
	恢告 认沉		6,000	棟	
	L	炎上火災件数	6,000	保	
	救助活動	自力脱出困難者(死者を含む)	480	人	1
	秋明冶到		350		
		近隣住民等による救出		人	
	医皮红制	消防機関等による救出	140	人	
	医療活動	重傷・重体者	230	<u>人</u>	
		軽傷者	1,200	人	
_	10世## 4- 江				
2	避難生活 被害状況 「	断水人口	141.000		1
	饭吉 认沉			<u> </u>	
		避難所避難者	50,000	人	
			20,000	世帯	
		内 乳幼児(~1.5 才)	630	人	
		後期高齢者(75 才~)	3,700	人	
		女性(10~49 才)	13,000	人	
	SEND -L.	Abibi Jula Co El PP.		* II.o.] NC-1. 1 - + 1 - 5
	飲料水	飲料水(3日間)	1,270	キ リッ ロトル	断水人口を対象
	수사	十 条/吨栅老 日ウロサセハ	005 000	<u></u>	1
	食料	主食(避難者・帰宅困難者分)	205,000	食	
		調製粉乳(3 日分)	420	kg	
	4×700 [50.000		1
	生活用品	毛布	50,000	セット	AND 6 + 111 6 A
		子ども用おむつ(乳幼児)	1,900	セット	継続供給
		大人用おむつ(後期高齢者)	11,000	セット	継続供給
		生理用品(女性)	23,000	セット	│ 6日分
3	応急復旧	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			1
	ゴミ	生活ゴミ(7日分)	1,650	トン	
		粗大ごみ	3,900	トン	
	屎尿	避難所からの発生量	130	*- パン/日	
	災害廃棄物	建築物からの発生量	60	万トン	
	_				-
	公衆衛生	防疫活動対象	3,400	人	避難所以外の断水人口
			1,380	世帯	ル 世帯
		精神保健活動の対象	16,100	人	住宅・身内を失った人々
	_	復旧が本格的に始まる発災	4日目以降		-
	応急住宅	避難世帯(1ヶ月後)	8,950	世帯	
		住宅需要	8,950	戸	
		宅地用地	54	ha	
	<u>-</u>				•
	住宅修理	判定対象住宅	25,000	 棟	
		応急危険度判定士(延べ)	2,720	人日	
L	<u>-</u>				-
4	災害時要援護者				
	避難所避難人口	高年者(65 才以上)	9,800	人	
	(内数)	乳幼児	600	人	
		身体障がい者	1,400	人	
		知的障がい者	270	人	
		精神障がい者	210	人	
I		外国籍市民	1,000	人	
	ļ —	総数	13,400	人	1
	L		, •		ı
	5 帰宅困難者				-
		市内居住者で市外から帰宅困難	36,000	人	
1		市外居住者で市内に残留	22,000	人	
I	1	ログロ 正古 くいというな田	22,000		

第5 応急対策シミュレーション

関係機関の有機的な連携を推進し、時間の推移によって変りゆくニーズに適切に対応するため、地震発生時からの時間の経過に応じた、本市の応急対策を次のように区分整理する。

対策発動区分	時間スケール	基本的目標	発動する対策項目の概要
直後対応	直後~約1時間	・人命の救出・救助	自己の安全確保 負傷者の早期救出、火災延焼の防止 職員自動参集、避難所開設 交通規制等
直後行動	約1時間後 ~約1日	・人命の救出・救助 ・災害対応体制の早 期構築	災害対策本部の設置 情報収集 医療救護 避難
緊急活動	約1日後 ~約3日	・人命の救出・救助 ・被災者の生命維持	延焼火災消火 救助の継続 物資の入手・配給 外部からの支援の受入れ 保健衛生
応急対応	約3日後 〜約1ヶ月	・被災者の生活支援	市民の応急的な生活維持を支援 ・水食料等の生活物資の流れの安定化 ・インフラ、ライフラインの早期の応 急復旧 ・保育、学校教育再開

第4節 防災関係機関の業務の大綱

防災関係機関の処理すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
1 草加市	
草加市	市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
	1 草加市防災会議に関する事務に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。
	3 防災に関する調査研究に関すること。
	4 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。
	5 都市防災化事業の推進に関すること。
	6 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。
	7 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
	8 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
	9 消防、水防その他の応急措置に関すること。
	10 避難の勧告、指示又は誘導に関すること。
	11 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
	12 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること。
	13 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること。
	14 災害時の保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること。
	15 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害時における社会秩序の 維持に関すること。
	16 その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
	17 市内にある公共的団体、企業及び住民自主防災組織の育成、指導 に関すること。
2 埼玉県	
埼玉県	県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護
	するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域
	に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施す
	るとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する。

防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を 行う責務を有する。 1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に関する訓練の実施 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の 実施に支障となるべき状態等の改善 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防、その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助、その他の保護 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 施設及び設備の応急の復旧 (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生措置 (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害地における社会秩序 の維持 (8) 緊急輸送の確保 (9) 応急仮設住宅の設置に関すること。 (10)前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置 東部地域振興 1 市災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関すること。 センター 2 市の被害情報の収集に関すること。 3 市の災害対策活動の支援に関すること。 4 県越谷防災基地の開設・運営に関すること。 草加保健所 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。 3 各種消毒に関すること。 4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5 そ族昆虫駆除に関すること。 6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 7 災害救助食品の衛生に関すること。 8 病院、診療所及び助産所に関すること。 9 り災者の医療助産、その他の保健衛生に関すること。 10 ペット動物の飼育に関すること。 越谷県土整備 1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 事務所 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。

	3 水防管理団体との連絡指導に関すること。
	4 道路、河川及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関す
	ること。
	5 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること。
草加警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
	2 避難の警告及び誘導に関すること。
	3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
	4 交通秩序の維持に関すること。
	5 犯罪の予防及び検挙に関すること。
	6 行方不明者の捜索に関すること。
	7 死体の検死(見分)に関すること。
	8 漂流物等の処理に関すること。
	9 その他、治安の維持に必要な措置に関すること。
3 自衛隊	
第1師団	1 災害派遣の準備
第32普通科	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
連隊	(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
	(3) 埼玉県地域防災計画にふん合した防災訓練の実施に関するこ
	と。
	2 災害派遣の実施
	(1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必
	要のある応急救護又は応急復旧の実施に関すること。
	(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲
	与に関すること。
4 指定地方	· ·行政機関
関東財務局	1 災害査定立会いに関すること。
	2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
	3 地方公共団体に対する融資に関すること。
	4 国有財産の管理処分に関すること。
関東運輸局	1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関す
埼玉運輸支局	ること。
	2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整
	に関すること。
	3 災害による不通区間におけるう回輸送の指導に関すること。

東京管区気象台

(熊谷地方気 象台)

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信 等の施設及び設備の整備に努める。
- 3 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速 報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府 県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜 行う。
- 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

関東地方整備 局

(大宮国道 事務所) (北首都国道 事務所) 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次 の事項を行うよう努める。

- 1 災害予防
 - (1) 震災対策の推進
 - (2) 危機管理体制の整備
 - (3) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (4) 防災教育等の実施
 - (5) 防災訓練
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - (2) 活動体制の確保
 - (3) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (5) 災害時における応急工事等の実施
 - (6) 災害発生時における交通等の確保
 - (7) 緊急輸送
 - (8) 二次災害の防止対策
 - (9) ライフライン施設の応急復旧
 - (10)地方公共団体等への支援
 - (11)被災者、被災事業者に対する措置

	3 災害復旧、復興(1) 災害復旧の実施(2) 都市の復興(3) 被災事業者等への支援措置
5 指定公共	機関及び指定地方公共機関
日本郵便㈱ 草加郵便局	1 郵便、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。2 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。3 簡易保険、郵便年金の非常扱いに関すること。
東日本電信 電話㈱ 埼玉支店	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時の非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び復旧に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処置(遺体の洗浄、 縫合、消毒等の処理及び検案に限る。)に関すること。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡 調整に関すること。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と 能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資 の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分等の協力 に関すること。
NHK さいたま放送 局	1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。3 社会事業団等による義捐金品の募集、配分に関すること。
日本通運㈱ 川口支店	1 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対する即応態勢 の整備並びに配車に関すること。
東京電力㈱川口支店	1 災害時における電力供給に関すること。2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス㈱東部支店	1 ガス供給施設(製造施設も含む。)の建設及び安全に関すること。2 ガスの供給の確保に関すること。3 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東武鉄道㈱	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の 協力に関すること。

東日本高速道	[高速自動車国道にかかわる]
路㈱関東支社	1 災害防止にかかわること。
三郷管理事務	2 被災点検、応急復旧工事に関すること。
所	3 災害時における利用者等への、う回路等の情報提供に関するこ
	と。
	4 災害復旧工事の施工に関すること。
埼玉県トラッ	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難
ク協会	者の輸送の協力に関すること。
草加支部	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
㈱テレビ埼玉	1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。
	2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
	3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 ㈱エフエムナ	1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。
ックファイブ	2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
	3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
(社))埼玉県医師	1 医療及び助産活動の協力に関すること。
会	2 防疫、その他、保健衛生活動の協力に関すること。
草加八潮医師	3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
会	
6 公共的団]体、その他、防災上重要な施設の管理者
草加市社会福	1 援助を必要とする人への訪問、手話・点訳、ボランティアの調整
祉協議会	等、業務に応じた防災上必要な活動
	4 ()(3)(-/- 0 1-1/3)(2 0 (
あゆみ野農業	1 草加市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
協同組合	2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
(JAあゆみ	3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
野)	4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
	5 農作物の需給調整に関すること。
商工会議所	1 草加市が行う商工業関係被害調査、融資又はそのあっせん等の
商工業関係団	協力に関すること。
体	2 災害時における物価安定についての協力に関すること。
	3 救助物資、復旧資材の確保、あっせんについての協力に関すること。
<u> </u>	

病院等経営者	1 2 3	避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
金融関係	1	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校等の施設	1	避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
の管理者	2	被災時における教育対策に関すること。
	3	被災施設の災害復旧に関すること。
町会連合会 青年団、婦人 会等 社会教育関係 団体	1	草加市が実施する応急対策についての協力に関すること。

第5節 市民及び事業所等の役割

防災活動の基本は、市民一人一人が防災についての知識と行動力を身に付け、「自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ことである。市民はこの原点に立って、日頃から非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時にはまず個人として、その後速やかにグループとなって、本市及び防災関係機関が行う水防・消火・救援活動などの防災活動に協力するよう努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平時の役割

- (1) 防災に関する学習
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- (4) 防災用品、非常持出品の準備
- (5) 3日分程度の飲料水及び食料、並びに生活必需品の備蓄
- (6) 家具の転倒防止やガラスの飛散防止等の地震対策及び家財等の浸水予防策
- (7) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修
- (8) 災害発生時の家族同士の連絡方法の確認
- (9) 近傍の小中学校などの避難所と避難路の確認
- (10) 県や市等の実施する防災訓練への参加
- (11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動(町内会・自治会)への参加
- (12) 家屋等の耐震化、浸水予防策の推進

2 災害時の役割

- (1) 自身及び家族の安全の確保
- (2) 初期消火
- (3) 浸水が予想される場合、早期に家財を2階に上げるなどの被害軽減行動
- (4) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- (5) 自主防災活動への参加、協力
- (6) 必要時に適切な避難の実施
- (7) 避難所での譲合い
- (8) 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (9) 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の果たす役割

自主防災組織とは、防災に関する市民の責務を全うするために地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織である。

大規模な災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが出火防止、初期消火や浸水防止、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。自主防災組織が平時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

- 1 平時から実施する事項
 - (1) 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 (例 診療所・医療機関等、地元商店街等、災害時要援護者)
 - (2) 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
 - (3) 各種防災訓練の実施
 - (例 情報収集・伝達訓練、消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練など)
 - (4) 防災用資機材の購入・管理等

資機材の例: 初期消火資機材(可搬ポンプ、消火器)

救助用資機材 (ジャッキ、バール、のこぎり)

救護用資機材 (救急医療セット、リヤカー)

その他 (土のう袋)

(5) 地域の把握

(例 避難場所、避難路、危険箇所の把握、災害時要援護者)

- 2 災害発生時に必要となる事項
 - (1) 初期消火の実施、浸水の防止措置
 - (2) 被害状況、災害情報の収集・(災対本部及び関係機関等への) 伝達の実施
 - (3) 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出・救護の実施
 - (4) 必要に応じ集団避難の実施
 - (5) 災害時要援護者の保護、安全確保
 - (6) 避難所の開設への協力、運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)
 - (7) 救援物資の受入れ、配分の協力
 - (8) 食料、飲料水の調達、配分の協力
 - (9) 防災資機材の活用

第3 事業所の果たす役割

大小を問わず、事業所は活動的な機能を持つ組織体であり、災害時にはその能力を自らの 事業継続のみならず、地域貢献に利用することができる有用な資源である。

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所が、平時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平時から実施する事項

- (1) 防火責任者及び防災責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化、浸水や強風対策の推進
- (3) 施設、設備の安全管理
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 従業員に対する防災知識の普及・啓発
- (6) 自衛消防隊の結成と事業継続計画、消防計画の作成、維持、推進
- (7) 地域コミュニティの防災活動への参加、協力
- (8) 防災資機材の備蓄と管理
- (9) 従業員用の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (10) 広告、外装材等の落下防止

2 災害発生時に必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置、初期消火の実施、防水措置
- (3) 必要時に従業員、利用者等の避難誘導
- (4) 応急救助·救護
- (5) 帰宅困難な従業員等の一時的収容と、家族の安否確認手段の周知
- (6) ボランティア活動への支援

第6節 事業継続計画の推進

地方公共団体においては災害時においても、安全及び市民生活上必要不可欠な事務、業務を 継続して実施していかねばならない。したがって災害時長期にわたってそのような業務を中断 することのないように、あらかじめその体制を定めておく必要がある。

地方公共団体において、業務の優先度を定め、業務に継続性をもたせるためにあらかじめ計画を策定しておく。それが、事業継続計画である。

*1 事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan)

事業の再開・継続により強く焦点を当てたリスク管理の手法であって、組織体が事故・災害時においても組織を存続させ、社会的責任を全うするために、重要な事業を継続又は必要な時間内に再開するために、必要な対策や行動計画を定めて記述するものである。

*2 事業継続管理 (BCM: Business Continuity Management)

事業継続計画で定められた対策や教育・訓練を確実に実行して評価し、同計画を継続的に改善し維持 管理するための管理過程である。

第1 草加市の事業継続計画の整備

市は、市民の安全及び生活に必要不可欠な業務について、災害発生後も早急に再開できるよう、重要な業務再開の時間的目標と、それを可能とする被害の量的な許容限度を設定して、具体的な対策及び行動計画を定めて行く。また、市内の事業所がそれぞれの被害想定を立案するに必要な素材の提供に努める。

第2 事業所の事業継続計画の推進

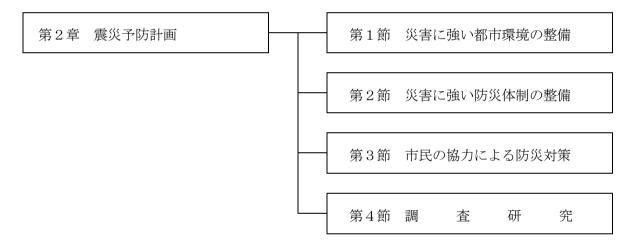
事業所は、大規模な事故や災害の発生時にも、重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要な対策や行動計画を定め、当該対策や教育・訓練を確実に実行及び評価し、継続的に改善、維持管理するための経営管理を行う。

第2章 震災予防計画

災害を予防するためには、災害予防計画の下、市民、企業、行政が一体となって総合的な防災体制を構築しておくことが重要である。被害軽減のための施策としては、土地利用や施設の整備等の物的整備による都市の防災構造化を進め、災害に強い都市環境を整備するとともに、災害時の活動体制や非常用物資等の整備を行い、被害を局限化する体制づくりを推進していくことが必要である。

また、市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の育成と強化が重要である。

《 施策の体系 》



第1節 災害に強い都市環境の整備

《目標》

災害による被害を軽減し、拡大を予防するためには、防災空間の確保、交通ネットワークの整備等により、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与える こととなるため、これらの都市施設の安全化を図る。

また、災害時に円滑な救援、救護活動を行うため、防災拠点の整備を進める。

《 災害に強い都市環境の整備に係る事項 》

第1 災害に強い都市づくり

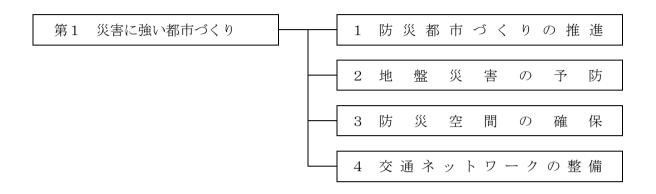
第2 都市施設の安全化

第3 防災拠点の整備

第1 災害に強い都市づくり

本市は、防災都市づくりの推進、地盤災害の予防、防災空間の確保、交通ネットワークの整備を行うことにより、災害に強い都市づくりを進める。

ここでは、災害に強い都市づくりの推進のために必要な施策を定める。



1 防災都市づくりの推進【都市整備部】

災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、都 市の防災機能の強化を図っていく。

〈現況〉

市街地整備の状況 (土地区画整理事業)

(平成24年4月1日現在)

事業名	面積(ha)	事業期間
草加工業開発土地区画整理事業(埼玉県)	105.6	S 38 ~ S 40
草加八潮工業開発土地区画整理事業(埼玉県)	46.9	S $40 \sim S 43$
瀬崎町土地区画整理事業 (組合)	50.4	S 41 \sim S 56
谷塚町土地区画整理事業(組合)	12.0	S $49 \sim S 60$
手代町土地区画整理事業 (組合)	16.3	H 元 ~ H 16
谷塚上町土地区画整理事業(組合)	2. 3	Н元~Н5
遊馬町土地区画整理事業(組合)	3. 1	H 6 ∼ H 12
谷塚仲町土地区画整理事業(組合)	1. 4	H 8 ∼ H 14
稲荷町土地区画整理事業 (草加市)	54.5	S 47 ∼ H 8
氷川町(草加駅西側)土地区画整理事業(草加市)	34.1	S 49 \sim H 27
新田西部土地区画整理事業(草加市)	145.9	S 61 ∼ H 26
遊馬町第二土地区画整理事業(個人)	0.9	H 19 ∼ H 20
新田駅西口土地区画整理事業 (草加市)	10.6	H 22 ∼ H 37

市街地整備の状況(市街地再開発事業等)

(平成24年4月1日現在)

事 業 名	面積(ha)	事業期間
草加駅東口第一種市街地再開発事業(草加市)	2. 3	S62 ∼ H 3
谷塚駅東口地区第一種市街地再開発事業(組合)	1. 8	S59 ∼ H 6
谷塚駅西口住宅街区整備事業 (現 都市再生機構)	4. 2	S60 ∼ H 7
松原団地駅前西口地区開発事業(草加市、現 都市再生機構)	3. 5	H 6 ~ H 13

都市計画防火地域及び準防火地域

(平成24年4月1日現在)

種類	面積(ha)
防火地域	17.7
準防火地域	2. 3

地区計画

(平成24年4月1日現在)

地 区	面 積 (ha)
松原団地駅西口地区	3. 6
新田西部地区	145.9
稲荷一丁目地区	5. 9
松原団地駅西側地区	54.0

〈目標〉

新規の市街地開発については、避難路や延焼遮断空間となる広幅員道路や緑道を配置し、既存市街地は、計画的な市街地整備を進めるとともに、延焼防止に有効な建物の不燃化を促進するため、防火、準防火地域の拡大を視野に入れ整備を図っていく。また、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

2 地盤災害の予防【都市整備部】

地震による災害を未然に防止し、又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その他の自然特性に適した建築計画を推進していく必要がある。

本市は平坦な地形をしており、地質は軽弱な土質で構成される沖積層が卓越しており、 埼玉県地震被害想定調査報告書(平成19年)では、全体的に液状化危険度の高い地域 と予想されている。

〈現況〉

一般建築物の建設に際しては、建築物の構造・規模に応じて、個別に地盤調査を行っている。

〈目標〉

一般建築物の建設に際し、建築主は、建築物の構造・規模にかかわらず、液状化対策を 施すなど、地盤災害の予防に努めるものとする。

3 防災空間の確保【都市整備部】

〈現況〉

都市公園及び広場・緑地は、平時は都市景観の形成、自然環境の保全、健康の増進及びレクリエーション需要の充足、市民コミュニティの醸成、さらには防災に関する知識を学ぶ場など多様な日常的役割を有している。

一方、災害時には一次避難の場、火災等による延焼の緩和、防止及び災害対策の拠点、 ボランティア活動の場などの重要な役割を持っている。

昨今の公園設計時における公園づくり検討会では、防災的機能を有した公園整備の必要性も求められており、また期待されている。

また、農地についても、火災の延焼防止、一時的避難空間、親水機能等の防災上重要な役割を担っており、その保全を図っていく必要がある。

草加市の公園整備状況

(平成24年4月1日現在)

		都	市	計	画	決	定	公	園
	種	別							供用開始済公園
住区基幹公園	街区公園						2	1園	5. 75ha
	近隣公園(工業団地公園)					1 園	1. 80 h a		
	地区公園(綾瀬川左岸広場)				1 園	2. 90 h a			
都市基幹公園	総合公園(そうか公園)				1 園	17.80ha			
	計						2	4 園	28.25ha

	都	市	計	画	未	決	定	公	園
種	別								供用開始済公園
公 園	等					2	4 1	東	12.41ha
緑	道						2	園	2. 46 h a
計						2	4 3	霐	14.87ha

都市公園合計 267園 43.12ha

	その	他	
種別			供用開始済公園
児 童 遊 園		23園	1.82ha
遊 園		15園	0. 10 h a
ちびっ子広場		2園	0. 42 h a
ふれあい広場		15園	3.83ha
計		55園	6. 17 h a

総合	—————————————————————————————————————	3 2 2 園	49 29ha
総 合	計	3 2 2 園	49. 29 n a

公園施設設置状況

施設 種別	公園箇所	公園灯設置箇所	水飲み設置箇所	トイレ設置箇所
都市公園	2 4	2 4	2 4	2 0
(都市計画決定)		(100%)	(100%)	(83%)
都市公園	2 4 3	9 8	6 7	2 3
(都市計画未決定)		(40%)	(28%)	(10%)
児童遊園	2 3	1 9	1 8	6
		(83%)	(78%)	(26%)
ちびっ子広場 ふれあい広場 遊 園	3 2	1 5 (4 7%)	8 (25%)	2 (6%)
計	3 2 2	1 5 6 (4 9 %)	1 1 7 (3 6 %)	5 1 (1 6 %)

* 下段の()は、各公園に占める該当施設の割合です。

〈目標〉

都市公園等の整備

都市公園及び広場・緑地等は、災害時のオープンスペースとして、また、避難場所等のみならず、救援・復旧系統の防災活動拠点としての機能を有することから、今後も都市公園等の新設及び再整備に努める。

地目別農地面積の現況(単位:㎡)

(平成23年1月1日現在)

地	地目	田	畑	計
谷	塚 地 区	43,066.81	490, 204.97	533, 271.78
草	加地区	19, 173.33	283, 639.06	302, 812.39
新	田地区	126,646.68	372, 782.61	499, 429.29
I I I decin	市街化区域	46,838.67	55, 534.88	102, 373.55
川柳	調整区域	684, 234.00	137, 497.39	8 2 1, 7 3 1. 3 9
地区	小 計	731,072.67	193, 032.27	924, 104.94
安	行地区	17, 572.20	116, 736.53	134, 308.73
ź	総計	937, 531.69	1, 456, 395.44	2, 393, 927.13

4 交通ネットワークの整備【建設部】

道路及び橋りょうは、災害時の避難路、消防活動空間、延焼遮断帯及び緊急物資等の輸送ルートとしての多様な機能を有している。

このことから、防災効果の高い道路について、各種の道路整備事業との調整を図りながら、計画的かつ重点的に整備を進めるとともに、橋りょうについても老朽橋及び耐荷力の不足している橋りょうについては、架け替え、補修等の整備の推進に努める。

(1) 道路の整備

道路は、災害時の避難、救出救助、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、 沿道の家屋や施設等の延焼防止のオープンスペースとして、災害に強いまちづくりに おいて重要な役割を持っている。

〈現況〉

幹線道路の整備状況

(平成24年4月1日現在)

都市計画道路名	幅 員 (m)	市内延長距離(m)	整備延長距離 (m)
3·1·1外環状道路	62~99.5	5, 320	5, 320
1・1・3東埼玉道路	5 0	1, 500	1, 500
3·4·7浦和流山線	16 · 18 · 25	4, 640	4, 640
3・3・3草加三郷線	2 2	3, 680	780
3・3・4浦和東京線	2 2	2, 180	0
3·4·16草加北通線	1 6	3, 420	3, 420
3·4·8谷塚松原線	16·18	4, 310	1, 200
3·5·24瀬崎東町線	1 5	2, 250	2, 250

〈目標〉

幹線道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、救出救助及び 消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を推進する。特に、延焼遮断帯及び 避難路として重要な役割を持つ道路については、重点的に整備を進める。

(2) 橋りょうの整備

橋りょうは、被災の程度によっては交通遮断の要因となるため、交通ネットワークを確保する上で、橋りょうの耐震性を向上させることが重要である。

〈現況〉

橋りょうの整備状況

	全体計画数	整備済み数	未整備数
橋りょうの整備数	25橋	2 2 橋	3橋

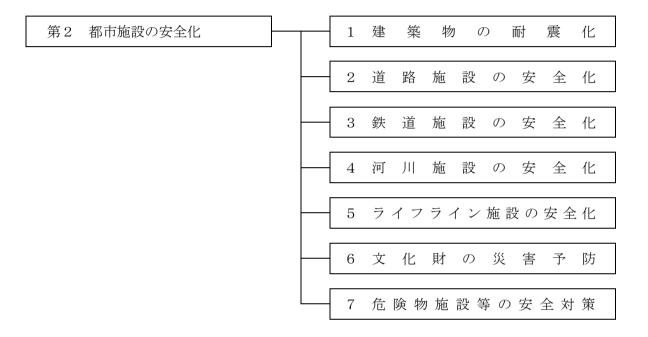
〈目標〉

災害時における避難、救助、救援及び復旧活動等に支障のないよう、市街地の幹線 道路の橋りょうについて、架け替えや補強等の整備の推進に努める。

第2 都市施設の安全化

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン等の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、さらには災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることができるように、予防措置として、各施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。



1 建築物の耐震化【都市整備部、教育総務部】

地震災害時には、建築物の倒壊及び火災による被害が想定されるため、被害を最小限 に止め、人命を保護するためには、建築物の耐震化及び不燃化を図る必要がある。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年、法律第123号)において、計画的な耐震化の推進を図るため、国は平成18年に「基本方針」を、埼玉県は平成19年に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を策定した。これらを勘案し、本市では平成21年3月に「草加市建築物耐震改修促進計画」を策定した。

また、建築物の外壁タイルや窓ガラス等の落下、ブロック塀の倒壊等により、道路が 遮断された場合は、消火活動や救急、救助活動の大きな障害となることから、建築物の 外壁タイル、窓ガラス等の落下防止対策やブロック塀等の倒壊防止対策等の安全対策の 推進を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

災害時に避難所として使用する小中学校等の安全を優先的に確保するため、計画的に耐震化工事を実施している。

〈現況〉

小・中学校の耐震状況

学校数		耐震化済
小学校	2 1	2 0
中学校	1 1	1 1
合 計	3 2	3 1

(平成24年11月1日現在)

* 栄小学校は、H25年度に改築工事を 実施し、全ての耐震化が完了する予定

(2) 一般建築物の耐震化

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市はそのための助言、指導を行うものとする。

〈現況〉

建築物の状況

(平成20年1月1日現在)

総数	建築の	時期 (棟数)	
(棟数)	昭和56年以前	昭和57年以降	
67, 923	26, 475	41, 448	

(家屋台帳を参照)

〈 耐震化対策 〉

ア 木造住宅の無料簡易耐震診断の実施(平成17年度~)

1 階建て又は2 階建ての木造住宅で延べ面積300 ㎡以下の建築物を対象に、パソコンソフトを利用した簡易診断を無料で行っている。

イ 既存住宅耐震診断補助事業の実施(平成13年度~ ただし分譲マンションは平成21年度~)

地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅整備を推進するため耐震診断を実施する既存の木造住宅及び分譲マンション(現在の耐震基準に合わない昭和56年5月以前の建物)の所有者等に対し、補助金を交付している。

ウ 木造住宅耐震改修補助の実施(平成20年度~)

耐震診断の結果、補強が必要となった既存の木造住宅について、耐震改修工事を 実施する住宅の所有者に対し、補助金を交付している。

〈目標〉

ア 耐震化の支援

(7) 無料簡易耐震診断

木造住宅の無料簡易耐震診断を実施していく。

(4) 耐震診断、耐震改修補助制度

木造住宅、分譲マンションの耐震診断、木造住宅の耐震改修の補助を実施していく。

(ウ) 相談窓口の開設

耐震診断、耐震改修に関する相談窓口を開設する。

イ 耐震化に関する知識の普及・啓発

防災訓練、イベント等においてパンフレット等を活用し、耐震診断及び耐震改修

等の重要性について、普及、啓発を行う。

ウ 外壁タイル・窓ガラス等の落下防止対策

避難所等の周辺及び緊急輸送道路の道路沿いにある3階建て以上の建築物の所有者又は管理者に対して、外壁のタイル、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性を啓発し、対策の普及に努める。

エ ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊防止対策の実施及び生垣への転換を促進する。

また、塀の新設に対しては、生垣やフェンスの設置を推奨、指導する。

(3) 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後の余震等による建築物の倒壊、建築物の部分落下等の二次災害の防止を図るため、被災建築物の応急危険度判定を行い、震災後の恒久的復旧までの間における使用に際しての危険性の情報提供が順調に行われるよう、県及び関係機関と協力して次の施策を実施する。

〈現況〉

- ア 応急危険度判定講習会への参加
- イ 応急危険度判定コーディネーター講習会への参加
- ウ 判定用資機材の調達(越谷県土整備事務所保管)
 - ※ 判定資機材は、「彩の国既存建築物地震対策協議会」加入の行政関係団体が共同で準備したもの。

〈目標〉

- ア 応急危険度判定に関する普及、啓発活動の継続実施
- イ 応急危険度判定講習会への参加及び受講者の登録
- ウ 応急危険度判定要綱の作成
- エ 判定用資機材の整備(市保管)

2 道路施設の安全化【建設部】

道路施設は、震災時において救助活動や救援物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、道路施設の安全確保は極めて重要である。国道、県道及び市道の各管理者は、既設の橋りょう等の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資等の輸送に支障のないよう、道路施設の整備を推進する。

3 鉄道施設の安全化【東武鉄道㈱、バス事業者】

東武鉄道株式会社に対して、既存鉄道施設の点検及び耐震診断を実施し、耐震補強が必要なものについては、補強工事又は取替工事を行うなどの、万全の予防措置を講じるよう要請する。

また、東武バスセントラル株式会社及び朝日自動車株式会社に対し、既存バスシェルター等の点検及び耐震診断を実施し、必要な補強工事又は取替工事を行うよう要請する。

4 河川施設の安全化【建設部】

地震による河川の堤防及び河道の被害を最小限に止めるため、国及び県の管理河川については、各河川管理者との連携の下に、市域に係る河川施設の安全対策を進める。

5 ライフライン施設の安全化

(1) 上水道施設【水道部】

上水道施設の常時監視と点検を強化して保安に努めるとともに、災害時の被害を最小限に止めるため、必要な整備等の施策を実施する。

〈現況〉

ア 浄・配水場施設

主要貯水施設

(平成23年4月1現在)

配水池	水位 (m)	貯水能力 (m3)
吉町浄水場№.1 Р С タンク	14.2	10,000
中根浄水場№.1 Р С タンク	16.3	8, 000
中根浄水場№.2 Р С タンク	16.2	10,000
新栄配水場No.1 P C タンク	12.5	10,000
新栄配水場No.2 P C タンク	12.5	10,000

イ 管路施設

配水管の管種別割合

(平成23年4月1日現在)

管 種	延 長 (m)	割合(%)
ダクタイル鋳鉄管	5 4 7, 9 4 5	97.5
普通铸铁管	10,517	1. 8
鋼管	1, 524	0.3
ステンレス管	1, 776	0.3
石綿セメント管	2 9 5	0. 1
合 計	562,058	100.0

平成9年度から、耐震継手管を採用して石綿セメント管・普通鋳鉄管等の更新を 行い、管路の耐震化を図った。

耐震継手管の使用割合

(平成23年4月1日現在)

管 種	延 長 (m)	割合(%)
耐震継手管	181, 873	32.4
その他の継手管	380, 185	67.6
合 計	562, 058	100.0

〈目標〉

浄・配水場施設及び管路施設の必要な更新事業を推進する。

(2) 排水路施設【建設部】

本市の排水路整備事業は、昭和53年に中川流域下水道関連事業として、事業認可 を得て整備を進めている。

今後も、排水路施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限に止めるための計画的な整備を推進するとともに、今後、特に重要な排水施設については、耐震化を効果的かつ効率的に進める。

〈現況〉

雨水施設

主要なポンプ施設(県有施設)

- 神明排水機場 排水量 5. $0 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{s} \times 2 \,\mathrm{d}$ 10. $0 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{s} \times 1 \,\mathrm{d}$
- ・辰井川排水機場 排水量 $5.0 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{s} \times 2\,\mathrm{d}$
- ・古綾瀬川排水機場 排水量 $5.0 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{s} \times 2\,\mathrm{d}$

主要な幹線 総延長 33.58 km

開渠 断面1.2 m×1.2~4.1 m×2.5 m 延長13.38 km

暗渠 管径600㎜~

断面 2. $4 \text{ m} \times 2$. $4 \text{ m} \sim 4$. $0 \text{ m} \times 4$. 0 m

延長20.2km

主要な公共雨水幹線 函渠延長 約 2.8km

(3) 下水道施設【建設部】

本市の下水道事業は、昭和40年に公共下水道事業計画の策定を行い、昭和43年に都市計画法の事業認可を得て事業に着手し、処理区分追加等の事業変更許可を経て、中川流域下水道関連公共下水道事業として、昭和58年に旧稲荷町の一部地区から供用を開始した。

今後も、下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限に止めるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、耐震化を効果的かつ効率的に進める。

〈現況〉

汚水施設の主要幹線

管渠:管径200mm ~ 1,500mm 延長約42,000m

〈目標〉

- ア 重要な管渠について、構造面での耐震化等による防災強化を図る。
- イ 液状化による、マンホール浮上の発生を防止する対策を図る。
- ウ 複数の施設を集中管理するための、遠隔管理システムの導入を図る。

(4) ガス施設【東京ガス㈱】

都市ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生要因の除去と防災体制の整備に努め、防災対策の確立を図る。

青柳1丁目、青柳2丁目、青柳3丁目のうち市道1014号以南、青柳4丁目、 青柳5丁目、青柳町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町 5丁目、旭町6丁目、遊馬町、稲荷1丁目、稲荷2丁目、稲荷3丁目、稲荷4丁 目、稲荷5丁目、稲荷6丁目、学園町、北谷1丁目、北谷2丁目、北谷3丁目、 北谷町、金明町、小山1丁目、小山2丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁 目、新栄町、新善町、神明1丁目、神明2丁目、住吉1丁目、住吉2丁目、清門 町、瀬崎1丁目、瀬崎2丁目、瀬崎3丁目、瀬崎4丁目、瀬崎5丁目、瀬崎6丁 目、瀬崎7丁目、瀬崎町、草加1丁目、草加2丁目、草加3丁目、草加4丁目、 草加5丁目、高砂1丁目、高砂2丁目、中央1丁目、中央2丁目、長栄町、手代 町、苗塚町、中根1丁目、中根2丁目、中根3丁目、新里町、西町、花栗1丁目、 花栗2丁目、花栗3丁目、花栗4丁目、原町1丁目、原町2丁目、原町3丁目、 氷川町、弁天1丁目、弁天2丁目、弁天3丁目、弁天4丁目、弁天5丁目、弁天 6丁目、松江1丁目、松江2丁目、松江3丁目、松江4丁目、松江5丁目、松江 6丁目、松原1丁目、松原2丁目、松原3丁目、松原4丁目、松原5丁目、谷塚 上町、谷塚1丁目、谷塚2丁目、谷塚町、谷塚仲町、柳島町、八幡町、吉町1丁 目、吉町2丁目、吉町3丁目、吉町4丁目、吉町5丁目、両新田西町、両新田東町

〈目標〉

ア 施設機能の確保

都市ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、次のとおり施設の機能確保に努める。

- (ア) ガス供給系統の多重化 ガス供給を確保するため、供給系統の多重化及び拠点の分散化等に努める。
- (4) 代替施設の整備 臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努める。

イ ガスの安定供給

- (ア) ガス製造設備
- (イ) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき ガス遮断装置の設置、導管防護措置、その他工事に係わる導管事故防止措置等を 行う。

需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進する。

ウ 非常用設備の整備

(ア) 連絡・通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視と操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(イ) コンピューター設備

災害時に備え、コンピューター設備のバックアップ機能を整備する。

(ウ) 自家発電設備等

常用電力の停止時において、防災業務用設備等の機能を維持するため、自家発電設備等を整備する。

(工) 防災中枢拠点設備

災対本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じる。

エ ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を、常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行う。また、被害の発生が予測される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検を行う。

オ 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の復旧用鋼材、配管材料及び工具等の必要資機材は、平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

カ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車、緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

また、掘削車、採水車等の特殊な作業車及び工作機械等は、関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

キ 代替熱源

都市ガスの供給停止時における代替熱源の供給のため、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類及びLPG等の調達ルートを把握しておく。

ク 生活必需品の確保

非常事態に備え、食料、飲料水、寝具、医薬品、仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

ケ 前進基地の確保

非常事態に備え、前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

(5) 電力施設【東京電力㈱】

電力施設の対策は、災害時においても非常用電力の確保ができるよう、平時から設備の防災構造化を実施し、かつ、配電、変電及び送電電送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東京電力株式会社の各機関に本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限利用して、電力供給と施設の早期復旧を図るものとする。

〈現況〉

電力施設の安全化対策として、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術 基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により

対処している。

草加市内の変電所

変電所名	所 在 地
草加変電所	草加市吉町2-1-55
南越谷変電所	草加市松江4-3-55
西草加変電所	草加市西町1283
谷塚町変電所	草加市谷塚 2-1 6-1 7
草加青柳変電所	草加市青柳7-28
清門変電所	草加市清門町328
草加稲荷変電所	草加市稲荷 6-1 5-2 5

〈目標〉

- ア 設備の防災構造化の実施
- イ 配電、変電、送電伝送路の整備拡充
- ウ対策活動体制、資材の整備

(6) 通信設備【東日本電信電話㈱埼玉支店】

災害時においても重要通信の確保ができるよう、平素から設備の防災構造化を実施 し、かつ、通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、 東日本電信電話株式会社埼玉支店に本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限 利用して、通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

〈現況〉

ア 通信用建物

交換センター等の建物は、関東大震災級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により、耐震設計を実施している。

イ 建物内設備

建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は、振動による倒壊 と損傷を防止するため補強措置が施されている。

また、災害により商用電源が停電した場合でも、自家発電機、蓄電池、移動電源車等の設備により電源が確保される。

ウ建物外設備

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成としている。
- (4) 隣接構造物に対しての防護及び地震、洪水、火災及び事故等の災害による損傷 を考慮し、地中化を促進している。

〈目標〉

ア 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強及び取替えを進める。

- イ 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう、平素から災害対策諸活動を積極的 に推進する。
- ウ 災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備(建物を含む)の防災設計を実施し、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。

6 文化財の災害予防【教育総務部】

本市にとってかけがえのない歴史的財産である文化財を災害から保護するため、所有者(管理者)の協力を得て、災害による被害の防止を図る。

(1) 文化財の現況

現在市には、36件の県及び市指定の文化財がある。

市内文化財の現況

区分	建造物	工芸品	絵画	彫刻	歴史資料	その他
件数	8	2	1	2	2 2	1

(2) 災害予防計画

文化財の被害の主な要因には、移動、転倒、落下等による被害、火災及び水による 被害等があり、貴重な文化財を災害から守るために、次のような予防対策を実施する。 アー火災予防対策

文化財の多くは、地震が原因の火災で焼失しているのが現状であるため、特に文 化財の防火対策を徹底する。

しかしながら、紙資料などでは消防水利による被害事例も報告されていることから、それに対する対応も考慮すべきである。

- (7) 文化財の保管環境及び防火管理体制の整備
- (イ) 火気使用の制限
- (ウ) 火災の厳重警戒と早期発見
- (エ) 自衛消防体制の確立と訓練の実施
- (オ) 火災発生時の対応措置の徹底

イ その他

- (ア) 文化財に対する防火意識の普及のための広報、研修活動の実施
- (イ) 文化財の所有者(管理者)に対する助言、指導及び助成

7 危険物施設等の安全対策【消防本部】

危険物施設等の設置状況

(平成24年4月1日現在)

施	設区	分	箇所数	箇所総数
危険物施設保有事業所			174	174
	製造所		2 3	
		屋内貯蔵所	8 7	
		屋外タンク貯蔵所	4 0	
	貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	17	
危険物施設		地下タンク貯蔵所	7 3	
/已)关初,他权		移動タンク貯蔵所	3 4	3 8 0
		屋外貯蔵所	5	
		給油取扱所	5 2	
	取扱所	販売取扱所	6	
		一般取扱所	4 3	
	4	少量危険物取扱所	3 6 6	366
液化石油ガス設置施設		4 0 6	4 0 6	
毒劇物取扱施設	毒物貯蔵所		12	4 0
	劇物貯蔵所	Î	2 8	40

〈目標〉

市内の危険物施設等の防災体制を整えるため、次の計画に基づき指導するとともに、 各施設の火災原因を調査分析し、地震等の災害発生時における被害の軽減を図る。

(1) 危険物保安計画

- ア 法令に基づく立入検査を随時実施し、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、 構造、設備及び貯蔵、取扱方法等について、法令基準の遵守の徹底を図る。
- イ 事業所等の管理者、危険物取扱者及びその他の従業員等に対し、火災及び各種災害の予防思想の普及を図る。
- ウ 事業所等における危険物取扱者(資格者)の養成を指導し、危険物保安体制の徹 底を図る。
- エ 危険物製造所等における自主管理体制を確立し、災害発生時の自主対応力を強化することにより、被害の軽減を図る。

(2) 高圧ガス保安計画

ア 埼玉県による対応

高圧ガス製造所及び貯蔵所に対する立入検査、保安検査等を実施し、法令に定める技術上の基準の維持を指導し、必要な措置命令を行う。

イ 消防本部による対応

(ア) 各施設の実態を把握して、災害発生時の活動体制を整備するとともに、施設関係者の安全教育を指導し、被害の軽減を図る。

- (4) 随時立入検査を実施し、防災設備等の保守管理及び防火管理者等による自主保 安体制の確立を指導することにより、災害発生時の自主対応力を強化することに より、被害の軽減を図る。
- (ウ) L P ガスを使用している一般家庭等に対し、容器の転倒防止措置等の保安管理 についての啓発活動を積極的に行う。

(3) 毒劇物保安計画

ア 保健所による対応

- (ア) 毒劇物取扱施設に対し、常に登録基準に適合して施設を維持するよう指導する。
- (4) 毒劇物により、市民の生命又は保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、 危害防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察、消防等の関係機関 に速やかに通報するよう指導する。
- (ウ) 施設に対する立入検査を随時実施し、毒劇物設備及び取扱いの指導を行う。
- (エ) 薬局等に対し、発火性薬品、毒劇物の保管について、耐震性を考慮した適切な 措置を講ずるよう指導する。

イ 消防本部による指導

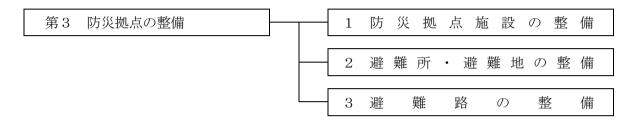
- (ア) 毒劇物取扱施設に対する立入検査を随時実施し、法令に定める技術基準を遵守 するよう指導する。
- (イ) 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、これら施設に対する災害時の活動体制を整備 するよう指導する。
- (ウ) 防火管理者による消防計画の作成について指導を行う。

第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、地震時には家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶、延焼火災の拡大等により、市民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想され、これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、平時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

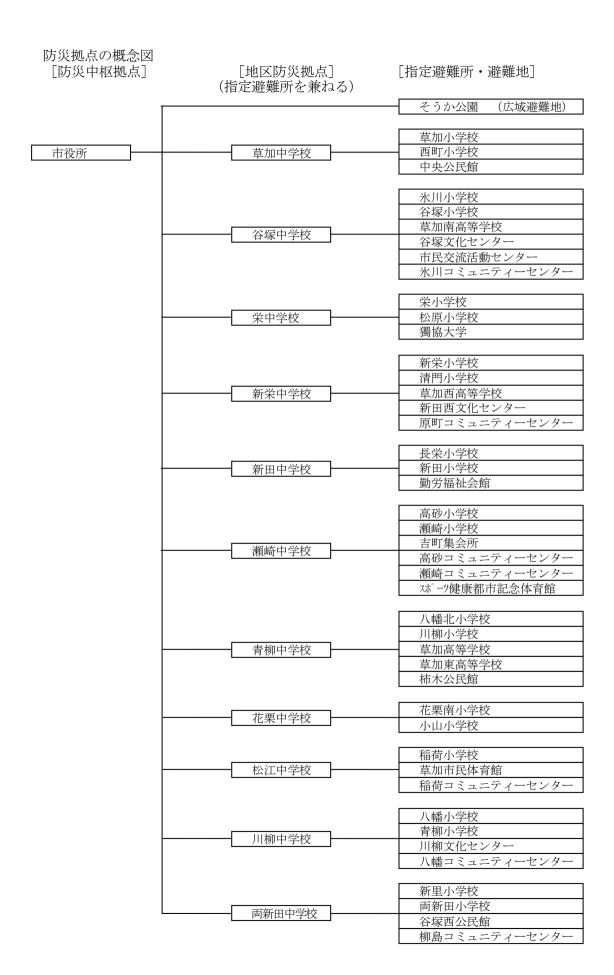
ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。



1 防災拠点施設の整備【危機管理担当】

災対本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる 避難所、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災拠点、自衛隊の活動拠点となる自 衛隊拠点を市内に配置する。

名 称	活動拠点の役割	施設名
・災対本部として各地区拠点への指示 防災中枢拠点 ・関係各機関、県、自衛隊等との連絡調整		市役所本庁舎、西棟
・災対本部との連携・各地区の応急対策の拠点・地区参集職員の活動拠点・地区内避難所への物資の供給拠点		市立中学校11校
応援部隊拠点	・主に自衛隊の活動拠点・主に消防の活動拠点・応援部隊の宿営地(必要時)	工業団地グランド 左岸広場及び連接地域 そうか公園
避 難 所 避 難 地	・長期、一時避難者の生活スペース ・飲料水、食料、生活物資等の配給拠点	指定避難所55ヶ所 広域避難地(そうか公園)
その他の重要活動拠点	・消防、救助活動拠点・医療救護活動拠点・給水活動拠点・道路、ライフライン維持活動拠点	消防本部、各分署 市立病院、保健センター 水道部 市役所第2庁舎
集積場	・緊急輸送物資等の集積拠点・避難所等への物資配給拠点	市民体育館 綾瀬川左岸広場 そうか公園



2 避難所・避難地の整備【危機管理担当、関係各部】

避難所は、地震災害による家屋の倒壊や家屋の焼失等により、生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険の迫った地域住民等を、安全な避難生活が行えるようにするため欠かすことのできないものである。また被災者の救援、及び情報伝達等の場所としての整備も図る必要がある。

本市の避難所は、学校や公共施設の屋内運動場又は集会室等を利用した55ヶ所を指 定している。

なお、乳幼児を伴う家族や高年者等の災害時要援護者に対する配慮については、避難 所の管理運営等に関するマニュアルに所要の事項を盛り込むものとする。

本市の避難所整備の目標は、「東京湾北部地震(市震度6弱)」の被害想定による避難所避難者約50,000人に対応できるものとしている。

また、火災の延焼等で避難所が危険な場合等の一時的避難空間とする広域避難地として、そうか公園を指定している。

広域避難地

名 称	そうか公園
位 置	柿木町272-1
面積	17.8ha
有効面積	14.24ha
収容人員	14.24万人

【備考】

有効面積:そうか公園の形状を踏まえ、全体の8割を使用可能とした。 収容人員:広域避難地での避難者1人当たり必要面積を1㎡とする。

- (1) 市が設定する避難所から応急住宅までの区分
 - ア 市が設定する避難所から応急住宅の概念区分 被災者の避難から自立に向けた段階に合わせて、次の通り設置する。
 - (ア) 指定避難所及び福祉避難所は、あらかじめ設定する。
 - (イ) 東日本大震災の経験を踏まえ、必要時に二次避難所を設置する。
 - イ 被災地域からの避難者を受入れる場合は、下記の区分の一部、又は全部を利用して対応する。

避難所の区分

区分	意義		施設	
	あらかじめ指定した小 中学校等55ヶ所の施	第1避難所	・中学校 (11)・小学校 (21)	
	記		・公民館 (3)・コミュニティー	
指定避難所	被災し避難して来る市 民や滞在者等一般を受	第2避難所	センター (7) ・文化センター (3)	
	入れて保護		その他 (3)	
		第3避難所	・県立高校 (4)・市立体育館 (2)	
		第4避難所	•獨協大学	
福祉避難所	在宅又は一般の避難所 で生活できない高年者 及び障がい者等のため の避難所	・総合福祉センター「であいの森」 ・高年者福祉センター「ふれあいの里」 ・障害福祉サービス事業所「つばさの森」 ・障害者支援施設「そうか光生園」 ・生活介護「あしかび」「青空の家」 ・就労継続支援B型「西れんげ草」「希望の家」 ・多機能型事業所「蒲公英の丘」 ・特別養護老人ホーム(市内5ヶ所) ・埼玉県立草加かがやき特別支援学校		
二次避難所	生活環境の改善等のた め、宿泊施設を利用し た避難所	(平成25年4月予定) 旅館・ホテル等		
	応急	住宅の区分		
既存住宅	居住する住家が得られ るまで被災市民等が生 活する仮の住宅			
応急仮設住宅		新規に建築す	る住宅	

(2) 指定避難所

大規模な災害に際して、被災者の迅速な保護のため、市の人的資源の効果的な投入を図る。このため、指定避難所を4区分して整備し、そのうち、第1避難所の中学校及び小学校を最優先して自動開設し、避難者のほとんどを受け入れる。

その他の指定避難所は、必要な施設を必要な時期に、従事者を指定して開設していく。

指定避難所の区分

7,7,7,7,7				
区分	施設	開設の 目途	運用概念	発動・設置者
第1 避難所	中学校及び 小学校	震度 5強 以上	震度6弱以上:自動開設 震度5強:自動開設した後、 避難状況を見て縮小(集約) 閉鎖	勤内:教職員 勤外:地区参集員 及び教職員
		震度 5弱	(必要時例)鉄道の運行停止 等で発生した帰宅困難者を収 容	本部の指示により必要な施設を必要な時期に開設
第2 避難所	公ユンセ労等小で設計のサインを対している。これでは、対理では、対理では、対理では、対理がある。というのでは、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	震度 6 弱 以上	主として援護や介護を必ずし も必要としないが団体生活上 支障がある高年者及び障がい 者等、またその家族について 数グループを収容	本部の指示により必要な施設を必要な時期に従事者も指定して開設
第3 避難所	県立高校 市立体育館	震度 6弱 以上	県立高校:避難状況に鑑み て、避難用資機材を供給し開 設 その他:必要時に適宜指定	本部の指示又は調整 により必要な施設を 必要な時期に開設
第4 避難所	獨協大学	震度 6弱 以上	予想外の事態(市の学校施設の使用不能など)において、 避難者の収容施設に不足を生 じた場合、大学に受入れを要 望	本部と大学との調整 後、必要な施設を必 要な時期に従事者も 指定して開設

草加市指定避難所一覧

	111111/C/CZ/R///	<i></i>				(1 ///-	1 / / / - 1 /
区分	名 称	収容人員	所 在 地	区分	名 称	収容人員	所 在 地
第1	青柳中学校	1700 (210)	青柳8-58-10	第2	中央公民館	900	住吉2-9-1
避難所	川柳中学校	1300 (190)	青柳7-35-1	避難所	柿木公民館	200	柿木町1263
	栄中学校	1400 (200)	松原3-3-1		新田西文化センター	260	清門町571
	新栄中学校	1500 (210)	新栄町206		谷塚西公民館	100	新里町1015
	新田中学校	1600 (210)	長栄町767		谷塚文化センター	500	谷塚仲町440
	瀬崎中学校	1500 (210)	瀬崎5-3-1		川柳文化センター	300	青柳6-45-17
	草加中学校	1400 (260)	氷川町2179-4		原町コミュニティセンター	110	原町1-6-1
	花栗中学校	1700 (200)	花栗4-15-12		瀬崎コミュニティセンター	130	瀬崎6-6-22
	松江中学校	1800 (190)	松江3-14-33		稲荷コミュニティセンター	130	稲荷4-9-13
	谷塚中学校	1800 (200)	谷塚上町62	1	氷川コミュニティセンター	150	氷川町568-1
	両新田中学校	1500 (210)	両新田西町368-1	1	柳島コミュニティセンター	130	柳島町743-1
	青柳小学校	1300 (260)	青柳3-17-1		八幡コミュニティセンター	130	八幡町259
	稲荷小学校	1500 (210)	稲荷5-11-1	-	高砂コミュニティセンター	130	中央1-2-5
	川柳小学校	1500 (200)	青柳7-27-10		吉町集会所	60	吉町3-9-24
	小山小学校	1300 (210)	小山2-8-1		勤労福祉会館	500	旭町6-13-20
	栄小学校	1400 (210)	松原1-3-2		市民交流活動センター	300	谷塚町752
	新栄小学校	1500 (200)	新栄町959		小計16箇所	4000 [4000]	
	新田小学校	1500 (200)	旭町6-12-11				
	清門小学校	1300 (210)	清門町552	第3	草加高等学校	2100 (280)	青柳5-3-1
	瀬崎小学校	1300 (210)	瀬崎2-32-1	避難所	草加東高等学校	2500 (350)	柿木町1110
	草加小学校	1600 (200)	住吉1-11-64		草加西高等学校	2000 (320)	原町2-7-1
	高砂小学校	3000 (350)	中央1-2-5		草加南高等学校	2000 (380)	柳島町66
	長栄小学校	1500 (190)	長栄町762		スポーツ健康都市	2400	瀬崎6-31-1
	西町小学校	1700 (210)	西町270		記念体育館		
	新里小学校	1600 (200)	新里町759		草加市民体育館	900	松江1-1-8
	松原小学校	1900 (200)	松原4-2-1		小計6箇所	11900 【4600]
	花栗南小学校	1500 (200)	花栗4-3-1				
	氷川小学校	1700 (220)	氷川町448	第4	獨協大学	10600	学園町1-1
	谷塚小学校	2100 (220)	谷塚仲町440	避難所		【1990】	
	八幡小学校	2300 (200)	八幡町65			•	
	八幡北小学校	1600 (210)	八幡町1148				
	両新田小学校	1300 (210)	両新田西町55				
	小計32箇所	51600 [6800	0]	合計55	箇所	78100 【1750	0]
1			-				

【備考】

- ①収容人員=指定避難所の建物延べ床面積×有効面積率÷避難者1人当たり必要面積
- ②有効面積率:体育館は全延べ床面積の75%、その他の施設については70%とする。
- ③避難者1人当たりの必要面積は3.3㎡とする。
- ④収容人員欄の()内は、学校の教室を使用せず、体育館のみを使用した場合の収容人員
- ⑤合計欄の【】内は、学校の体育館及びその他の避難所の収容人員合計
- ⑥数値は概数を掲げたため、集計に齟齬を生じる場合がある。

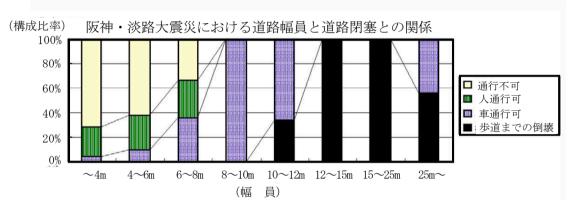
3 避難路の整備

災害発生時に、市民を安全に広域避難地に避難させるための幹線避難路の整備を図る。

(1) 幹線避難路の選定基準

市民が各広域避難場所への避難の際使用する安全な幹線避難路の選定基準を、以下のように定める。

- ア 原則として幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道、歩行者専用道路
- イ 原則として全ての地区から500m以内で避難路に到着できること。
- ウ 2方向避難が可能なように網状にネットワーク化すること。
- エ 例外として、上記の条件に満たない道路についても、広域避難場所へ直接到達する路線がない場合は避難路として選定する。



- * 車通行可:車道(車道、歩道の区別がない場合も含む)上に倒壊建築物があるが、通行可能なもの
- * 歩道まで倒壊:歩道上に倒壊建築物があるが、それが車道までは及んでいないもの

出典:都市防災実務ハンドブック

(2) 幹線避難路の指定

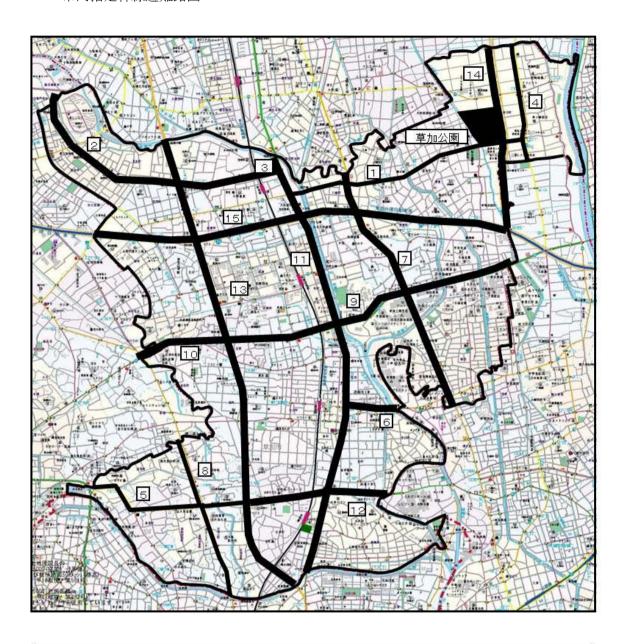
以上の選定基準に基づき、路線名、位置(基点、終点)、総延長、幅員、広域避難 場所からの距離等を定め、幹線避難路を指定する。

市内指定幹線避難路

(平成23年4月現在)

路線名(愛称名)	現況幅員	管理者
1 市道1011、1012号線(そうか公園通り)	7∼8m	草加市
2 市道1002号線(川戸通り)	16m	JJ
3 市道1007号線(金明通り)	16m	IJ
4 県道平方・東京線	12m	埼玉県
5 県道川口・草加線	12m	<i>II</i>
6 県道草加・八潮・三郷線	16m	"
7 県道越谷・八潮線(産業道路)	16m	IJ
8 県道吉場・安行・東京線	12m	IJ
9 県道草加・流山線	$16\sim25\mathrm{m}$	IJ
10 県道さいたま・草加線	$16\sim25\mathrm{m}$	IJ
11 県道足立・越谷線	15m	IJ
12 県道松戸・草加線	22m	"
13 国道 4 号線	21m	国土交通省
14 国道4号線(東埼玉道路)	21m	"
15 国道 2 9 8 号 (側道)	39~76.5m	JJ.

市内指定幹線避難路図



923	53			J	l	例	26					
	幹	線	避	難	路		広	域	避	難	場	所
3	幹線	避難路	(幅員	[15m≯	卡満)	18	路	線	の -	- 環	番	号

第2節 災害に強い防災体制の整備

《目標》

本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平時からの備えを充実させるとともに、災害発生直後の対応力の強化を図り、人的資源と物的資源及び情報を総合的に管理し、効率的で一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

《 災害に強い防災体制の整備に係る事項 》

第1 災害活動体制の整備

第2 災害情報収集伝達体制の整備

第3 非常用物資の備蓄

第4 消防・救急体制の整備

第5 災害時医療体制の整備

第6 緊急輸送体制の整備

第7 応 急 住 宅 対 策 等

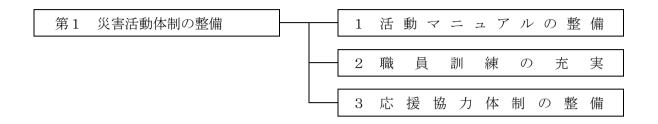
第8 帰 宅 困 難 者 対 策

第9 被災地域からの避難者受入れ

第1 災害活動体制の整備

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。このため、初動体制をはじめとする緊急対応体制及び応援協力体制等の災害活動体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。



1 活動マニュアルの整備【危機管理担当、各部】

個々の職員が、災害発生直後の初動期からその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

- (1) 災害時における各職員が果たすべき役割(防災業務の内容)
- (2) 災害時における体制(動員体制等)
- (3) 災害時における参集方法及び参集基準
- (4) 夜間、休日における緊急連絡網

2 職員訓練の充実【危機管理担当、各部】

平時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の教育訓練を計画的に実施する。

(1) 防災図上訓練

災害時に発生する各種事象を想定したシナリオに基づく災害対策本部及び各対策部の対応を演習し、各職員の担当業務を確認するとともに対応内容を検証し、防災に関する各種計画及びマニュアル等に反映させる。

(2) 地区参集訓練

各地区防災拠点において、参集職員による情報収集や避難所設営等の基本的な行動 要領を実践し、活動技能の習熟を図る。

(3) 活動マニュアルの周知徹底

図上訓練や地区参集訓練等の反復実施により、職員に活動マニュアルの周知徹底と 対応能力の向上を図る。

3 応援協力体制の整備【危機管理担当、各部】

(1) 他市町村との相互応援

市は、市の区域に係る災害について適切な応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。

今後、災害時の応援要請手続を円滑に行うためのマニュアルを整備するとともに、 平時から協定を締結した市町村と訓練及び情報交換等を実施していく。

また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。

協定締結市町村

(平成24年4月現在)

協定名	構成団体
災害時における相互応援及び平素に おける防災基盤整備に関する協定	足立区、川口市、蕨市、戸田市
特例市災害時相互応援に関する協定	各特例市
災害時における埼玉県内市町村間の 相互応援に関する基本協定	県内全市町村
災害に対する相互応援及び協力に関 する協定	越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

(2) 市と防災関係機関の応援協力

災害時において、防災関係機関への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらか じめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する事前協議を行い、その内容をマニュア ル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

(3) 公共的団体との協力体制の確立

公共的団体と平素から相互の連絡を密にし、協力体制を整えておく。これらの団体の主な協力業務は次のとおりとし、協定等の締結に努める。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見した場合は、関係機関に連絡すること。
- イ 震災時における広報等に協力すること。
- ウ出火の防止及び初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- オ 被災者の救助、救援業務に協力すること。
- カ 炊き出し及び救助物資の配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。

(4) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に関し、市内等で営業する事業者から被災者 に必要な飲料水、食料及び衣料品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう十分に 協議し、業者との協定締結に努める。

【資料集掲載資料】

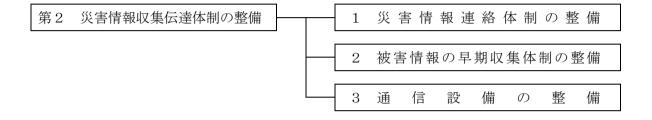
- 資料5-2 「災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定」 (県南5市・足立区)
- 資料 5-5 「特例市災害時相互応援に関する協定」
- 資料5-6 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」
- 資料5-1 「災害に対する相互応援及び協力に関する協定」 (東部5市1町)
- 資料12-2「避難所の相互利用に関する協定」 (県南5市)
- 資料8-6 「災害時における燃料等の供給に関する協定書」 (埼玉県石油商業組合草加支部)
- 資料8-1 「災害時における食料供給の協力要請に関する協定書」 (草加蕎麦商組合)
- 資料8-2 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」 (㈱西友ストアー 草加店)
- 資料8-3 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」 (㈱イトーヨーカ堂 新田店)
- 資料8-4 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」 (㈱稲毛屋 草加谷塚店)
- 資料12-4「災害時における応急活動の協力に関する協定書」 (獨協大学)
- 資料12-3「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」(ダイキン工業㈱東京支社・周辺町会自治会)
- 資料8-7 「災害時における救援物資提供に関する協定」 (三国コカ・コーラボトリング㈱)
- 資料9-1~4「非常災害時の炊き出し等に関する協定書」 (㈱アイビス・フジ産業㈱・ニッコクトラスト㈱)

第2 災害情報収集伝達体制の整備

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理できるソフト、ハード両面の体制を整備する必要がある。

特に、通常の勤務時間外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集、 伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

ここでは、災害時における情報収集伝達体制の整備に必要な施策を定める。



- 1 災害情報連絡体制の整備【危機管理担当】
 - (1) 通信連絡体制の確立 市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。
 - (2) 通信連絡方法 通信連絡は、原則として防災行政無線、電話、FAX、携帯電話を使用して行う。
- 2 被害情報の早期収集体制の整備【危機管理担当】

災害発生時、救出救助活動等の応急対策を適切かつ迅速に行うためには、災害による被害状況の把握が不可欠である。このため、災害による被害情報の早期収集体制の整備を図る。

(1) 防災マウンテンバイク隊の育成強化

大規模地震の発生直後は、交通路の遮断、電話の不通及び防災行政無線の一部不通 等が予想されるため、市内各地域の被害状況の収集及び伝達手段として、市職員によ り編成された防災マウンテンバイク隊の育成強化を図る。

(2) 民間協力体制の整備

被害状況の収集には、市民や自治会及び自主防災組織、更には民間団体の協力が不可欠であり、民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得るために、アマチュア無線、タクシー無線等の活用や、自主防災組織及び自衛消防組織との連携を図り、平時から災害時における情報連絡体制の充実に努める。

また、被害状況等をいち早く市民に伝える広報媒体としては、テレビ、ラジオ等の報道機関が効果的であることから、市は、あらかじめ報道機関と協定を締結するなどにより連携に努める。

3 通信設備の整備【危機管理担当】

市及び防災関係機関は、防災拠点、出先機関、公共機関、地域住民及び事業所等からの被害情報等の収集と、災害情報等を伝達するための体制を整備する。

(1) 防災行政無線の維持管理

災害時の情報収集伝達等の通信連絡を確実に実施するため、地区防災拠点、出先機 関及び指定公共機関等に配置した移動系防災行政無線設備の保守管理を徹底するとと もに、通信訓練を定期的に実施し、操作、運用の習熟化を図る。

(2) 災害時優先電話の整備

災害時における通信連絡手段の確保を図るため、災害時優先の携帯電話の整備を進める。

(3) 通信施設の電源確保

情報通信機器等が災害時に十分に機能し、有効に活用できるよう、設備、機器の点 検整備を実施し、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

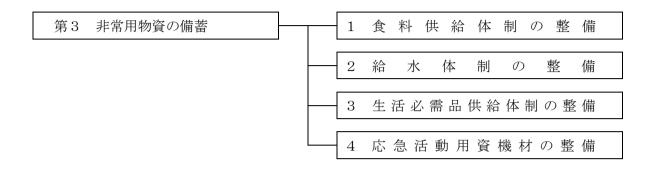
【資料集掲載資料】

資料4-1~3「災害時における放送要請に関する協定」

資料4-4 「災害時における放送要請に関する協定実施要領」 (NHKさいたま放送局・テレビ埼玉・エフエムナックファイブ)

第3 非常用物資の備蓄

災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及 び調達体制の整備を推進する。



- 1 食料供給体制の整備【消防本部、危機管理担当、総務部】
 - (1) 給食用資機材の整備 小中学校等の指定避難所には、給食用資器材を備蓄する。
 - (2) 食料の供給
 - ア 食料の備蓄は、県1日、市1日、市民1日の計3日分を基本としている。 小中学校等の指定避難所及び防災備蓄倉庫には1日分の食料を備蓄し、2日目以 降については、事前に協定を締結した指定業者等から調達するとともに、必要に応 じ県知事に応援を要請するものとする。
 - イ 乳幼児用粉ミルクについては、指定業者等からの調達と市の備蓄による。
 - ウ アレルギー対応食品は、指定業者等からの調達による。

食料備蓄の現況

(平成24年4月1日現在)

備蓄	アルファ化米	クラッカー
食糧	(1箱50食入)	(1缶70食入)
全中学校(11校)	52,500食	8,400食
全小学校(21校)	69,650食	6,860食
コミュニティセンター その他の公共施設	15,650食	0食
合 計	137,800食	15,260食

(3) 備蓄目標

想定避難所避難者数の1日分に相当する150,000食の備蓄に努める。これと併せて、県、市民の食料備蓄及び指定業者からの調達によるものを含め、発災後3日分程度の非常用食料の備蓄を目標とする。

また、帰宅困難者に対しての食料備蓄に努めるとともに市役所、消防機関等におい

ては災害対策要員用として、3日分程度の食料及び飲料水の備蓄に努める。

2 給水体制の整備【水道部】

(1) 応急給水量の基準

応急給水活動の対象者は、地震により上水道施設が被害を受け、水道水の供給が停止した場合、緊急を要する医療機関等及び指定避難所等とする。

飲料水の供給量は次の表を目途とするが、4日目以降は、施設の復旧状況により段階的に給水を増量する。

時系列による給水目標

段階	地震発生後の日数	給水目標	給 水 目 的
1 段階	3日まで	3 サッツ /人・日	生命維持に最小限必要な水量
2段階	4日から7日	20% 人・日	炊事、洗面、トイレなど最低限 の生活を維持するために必要な 水量
3段階	8日から14日	4 0 ト゚ル/人・日	通常の生活では不便であるが、 生活維持が可能な水量
4段階	15日から	応急復旧状況に	に応じ、順次給水を増量する。

(2) 飲料水の確保

浄配水場の確保水量

(平成24年4月1日現在)

	施	設	名		配水池容量 (m3)	最少確保水量(m3)	割合 (%)
谷	塚	浄	水	場	3, 000	1, 400	4 7
旭		浄	水	場	1, 800	1, 300	7 2
吉	町	浄	水	場	14,000	6,600	4 7
中	根	浄	水	場	18,000	13,500	7 5
新	栄	配	水	場	20,000	12, 900	6 5
	合		計		56,800	35,700	6 3

(3) 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑な対応を図るため、給水車及び応急給水 袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

応急給水用資機材の備蓄現況

(平成24年4月1日現在)

資機材名	容量	保有数量	保管場所
給水車	2 m3	2台	吉町浄水場
給水タンク	1 m3	2基	草加三丁目防災倉庫 谷塚浄水場
風船式水槽	500 %	75基	各浄配水場、各指定避難所
応急給水用ポリ容器	20 11 7	1,200個	各浄配水場 氷川及び草加三丁目防災倉庫
応急給水袋	4~10 h	48,700枚	各浄配水場、各指定避難所
応急給水用じゃ口台	_	9台	各浄配水場
仮設給水栓用 スタンドパイプ・蛇口	_	60台	各浄配水場 氷川及び草加三丁目防災倉庫

(4) 個人備蓄

各家庭においては、平時から地震災害等に備えて飲料水を備蓄するとともに、生活 用水として浴槽等に貯水するよう広報し、啓発を図る。

3 生活必需品供給体制の整備【消防本部、危機管理担当】

(1) 生活必需品の備蓄

生活必需品の確保については、防災備蓄品の整備に努めるとともに、協定業者等からの調達及び県等への応援要請により対応する。

また、必要により他の自治体に援助を求める。

生活必需品備蓄の現況

(平成24年4月1日現在)

- ・毛布 ・寝袋 ・組立式トイレ ・トイレットペーパー ・保存水
- ・紙食器セット ・紙おむつ ・生理用品 ・懐中電灯 ・肌着セット

(2) 備蓄目標

ア毛布

東京湾北部地震(市の震度6弱)の想定に基づいて、市内の避難者数を約50,000人として、50,000×1人1枚=50,000枚を目標とする。

イ 燃料・生活用品等

避難所生活等に必要な照明用発電機の燃料及びその他の生活用品についても、備

蓄品の整備に努める。

(3) 民間協力体制の整備

被害想定に基づいた備蓄品の整備を進めるとともに、生産者及び販売業者等と協議を行い、協力を得られるよう業者等との物資調達に関する協定の締結及び協定の更新に努める。

(4) 供給品目の検討

市民の基本的な生活を確保する上で必要な物資の他、避難所における被災者のプライバシーや生活環境にも配慮し、簡易間仕切りや衛生用品等の備蓄に努める。

4 応急活動用資機材の整備

(1) 応急活動用資機材の備蓄

震災時における迅速かつ適切な救出、救護活動を実施するために必要な資機材等について備蓄品の整備を進める。

(2) 自主防災組織等の活用

発災直後の救助、救出活動は、各地域の住民及び自主防災組織等による、自発的かつ迅速な実施によって成果が期待されることから、市が備蓄している応急活動用資機材を各自主防災組織等が活用できるよう配慮するとともに、自主防災組織等が保有する応急活動用資機材の配備状況等も勘案して、備蓄品の整備を行う。

応急活動用資機材備蓄の現況

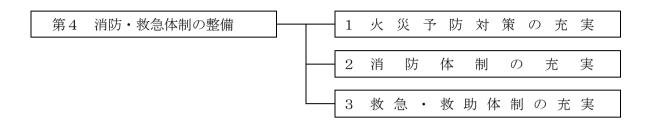
(平成24年4月1日現在)

- ・発電機(2.2Kw) ・投光器一式 ・ガソリン缶詰(混合ガソリンを含む。)
- ・ 救助用具セット (バール、大ハンマー、油圧ジャッキ、のこぎり等)
- ・エンジンカッター ・チェーンソー ・可搬式ウインチ ・車両移動器具
- ・担架 ・大型救急箱 ・防水シート ・電子メガホン ・かまどセット
- ・風船式水槽 ・移送、移動用具(折り畳み式リヤカー、自転車)

第4 消防・救急体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

そのため、地震火災による被害を最小限にするために、出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止に必要な消防体制を整備する。



1 火災予防対策の充実【消防本部】

(1) 火災等の予防

出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられる。このため、火災原因と成り得る要因について個々に分析・検討し、必要に応じて規制の周知徹底を図る。

また、市民及び事業所に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震発生時における出火をできる限り防止し、被害を最小限にとどめるように努める。

〈現況〉

ア 予防査察

防火対象物(劇場、集会場、旅館、店舗、複合用途対象物)及び危険物施設等を 対象として随時立入検査を行い、不備欠陥事項等について必要な措置を求め、出火 危険の排除を促している。

イ 予防広報

家庭における火災予防措置の徹底を図るため、全国一斉火災予防運動(年2回)の実施及び年末年始特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示等を行うとともに、通年で広報紙等を通じ啓発活動を実施し防火意識の高揚を図るとともに、家庭内防火対策の普及を推進している。

〈目標〉

ア 予防査察

市内の防火対象物に対し、随時予防査察を実施し、地震時における出火危険の低減を図る。

イ 予防広報

(ア) 「地震の揺れが収まったら火を消す」「火器使用器具周辺に可燃物がなを置か

ない」等の一連の防災教育を積極的に実施する。

- (イ) 過熱防止機構、対震自動消火装置、マイコンメーター等の対震装置の付いたガス・石油器具の普及をPRする。
- (ウ) 管理不良による対震自動消火装置等の作動不良を防止するため、機器の維持管理の徹底をPRする。
- (エ) 屋内外配線からの出火防止のため、地震後はブレーカーを落としてから避難することをPRする。

(2) 初期消火体制の強化

延焼火災防止には、出火防止とともに初期消火が非常に重要であるため、消防用設備の適正な維持、普及と併せて、家庭、事業所、地域における自主防災体制の充実強化を図り、防災教育、防災訓練等により市民の防災行動力を高め、初期消火体制を強化する。

〈現況〉

ア 消防用設備の設置指導

建築確認申請時に、消防法に基づき、消防用設備の適正な設置を指導している。

イ 消防用設備の設置促進

消防用設備の設置が義務付けられた事業所に対する適正な維持を指導するとともに、任意設置の一般家庭に対しても、消火器、簡易消火用具(水バケツ等)の重要性をPRしている。

ウ 事業所における自主防災体制

消防法で定める防火対象物の管理者は、一定の資格を有する者の中から防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせる義務がある。このため消防本部では年間を通じて防火管理者資格取得講習会を実施して、防火管理者有資格者の養成に努め、選任された防火管理者に対しては、防火管理業務の適正執行を指導助言している。

エ 地域における自主防災体制

自治会等の地域単位で実施する消火訓練を通じて指導を行い、市民による初期消火の重要性を啓発している。

〈目標〉

ア 地域住民の初期消火体制の強化

大地震発生時に予想される同時多発火災に対しては、対応する消防力に限界があることから、地域の自主防災体制を充実、強化等により、市民による初期消火能力を高めて、大地震発生時の延焼火災の減少に努める。

イ 事業所の初期消火体制の強化

事業所独自で消火活動が実施できるよう自衛消防力の強化を図るとともに、職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平時から初期消火等についての具体的な活動計画の作成に努める。

ウ 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的な防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高め

るとともに、家庭と自主防災組織及び事業所等の協力と連携強化に努める。

2 消防体制の充実【消防本部】

消防活動、救急・救助活動を的確に実施するため、消防施設、高機能消防指令センター、消防・救急無線デジタル化、消防車両、消防水利、及び消防用資機材等を計画的に整備し、維持管理に努める。

(1) 消防資機材の整備、点検

災害時の消火活動や救急・救助活動に的確に対応するため、消防車両等の機能整備の充実と救助用資機材等の強化を図る。

ア 消防資機材の整備

〈現況〉

消防本部車両の現況

(平成24年4月1日現在)

I	所	属				種		別	
I	本	部	司令車	広報車	(緊急)	調査車	(緊急)	人員搬送車	

消防署車両の現況

(平成24年4月1日現在)

所 属	種別
消防署	水槽付消防ポンプ自動車 救助工作車 はしご付消防自動車 高規格救急自動車2台 指揮車 消防用自動二輪車(赤バイ)
西分署	水槽付消防ポンプ自動車2台 高所救助車 高規格救急自動車2台 多目的災害対応車
青柳分署	水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車 化学消防ポンプ自動車 高規格救急自動車 特殊災害対応車 多目的災害対応車 消防 用自動二輪車(赤バイ) 防災指導車
北分署	水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車 高規格救急自動車 2 台 多目的災害対応車 消防用自動二輪車(赤バイ)
谷塚ステー ション	水槽付消防ポンプ自動車 高規格救急自動車 連絡車

(2) 消防水利等の整備

大規模な地震発生時には、水道施設の被害により消火栓の使用が困難になることが 予想されるため、防火水槽等の消防水利の整備に努めるものとする。

〈現況〉

消防水利の現況

(平成24年4月1日現在)

I	\$\$\$ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		Nec	AJ L MC	防火水槽					その他		
	総	数	消	火 栓	2 0 m3	4 0 m3	6 0 m	3	8 0 m3	1 0 0 m3	プール	
	2,	8 5 5	1,	8 1 8	8	191	6 3 8	4 2		6 9	6 1	3 6

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心 に、防火水槽の整備、プール、自然水利等の確保を図る。

(3) 消防教育訓練の充実

市民の安全と安心を確保するため、社会情勢の変化とともに消防行政を取り巻く環境の変化に的確に対応できる人材育成を推進して、専門的知識や技能の修得をはじめ創造性や自己啓発の向上など職員の意識改革を図り、今後の改革の時代に即応できる職務遂行能力を高めることを目的として実施する。

ア 教育訓練

消防職員及び消防団に対して、消防の任務を正しく理解させるとともに、資質の向上、知識・技能の修得、体力の向上、規律の保持、協同精神のかん養などを主眼とした教育訓練を行い、もって人格の高揚に努め、その職務遂行に万全を期すことを目的として実施する。また、幹部職員に対しては、消防行政に必要な総合的かつ高度な知識及び技術を修得させるため実施する。

(4) 広域消防相互応援体制の整備

県下の消防機関及び近隣消防機関等との相互応援協定等により本市の消防力だけでは対応できない場合の体制を整備する。

消防広域応援協定等の締結状況 (平成24年4月1日現在)

緊急消防援助隊

区 分	登録都道府県	発足年月日	活動内容
草加市消防本部	47都道府県 783消防本部 4354隊	平成7年6月	国内で発生した地震等の大規模災害発生に際し、消防 組織法第44条に規定する消防庁長官の要請により、被 災地に出動し、被災市町村長の指揮の下に活動するこ とを任務としている。

埼玉県下消防相互応援協定

区 分	協定市町村	締結年月日	活動内容
草加市消防本部	埼玉県下 35消防本部(局)	平成19年 7月1日	埼玉県下消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援 協定に基づく覚書による。

近隣消防相互応援

区 分	協定市町村	締結年月日	協定の内容	
	東京消防庁	昭和42年 2月 6日		
	川口市	平成24年 4月 1日	各々の消防相互応援協定による。	
	越谷市	昭和43年11月 1日		
草加市消防本部	吉川松伏消防組合	昭和47年 2月15日		
	八潮市	昭和52年 6月 1日		
	三郷市	平成 6年 9月 1日		

草加市消防受援計画

区 分	施行日	計画内容
草加市消防本部	平成 6年 9月 1日	草加市消防受援計画による。

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

区分	協定市町村	締結年月日	協定の内容
草加市消防本部	埼玉県及び埼玉県下市町村	平成3年3月29日	埼玉県防災ヘリコプター応援協定による。

東京外環自動車道管内市間の消防相互応援協定

区 分	協定市町村	締結年月日	協定の内容
草加市消防本部	東京外環自動車道沿線7市	平成4年11月27日	東京外環自動車道管内市間の消防相互応援協 定による。

鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定

区 分	協定市町村	締結年月日	協定の内容
草加市消防本部	埼玉県及び35消防本部(局) 11社	平成18年12月1日	鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との 連携に関する協定書による。

(5) 消防団の充実

ア 消防組織体制の強化

地域に密着した消防団員の活動体制の強化及び団員の資質の向上を図り、さらなる地域防災力の強化に努める。

イ 防災指導者

消防団員の地域への密着性を生かし、市民の防災リーダーとして、地域住民の防災指導等の推進に努める。

ウ 資機材の整備充実と維持管理

消防団車両(消防ポンプ自動車)の計画的な整備と施設(消防団機械器具置場) の維持管理に努める。

エ 女性消防団員の育成

特別点検、始式等の訓練に参加し、消防団の活性化を図っているが、さらなる女 性消防団員の確保と育成に努める。

3 救急・救助体制の充実【消防本部】

地震等の災害発生時には、広域的に同時多数の救急救助活動が必要になると予想される。このため、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携(活動資機材等の調達を含む。)を密にして、救急救助活動の万全を期する。

(1) 救急活動の強化

救急需要の増加と高度化に的確に対応するため、高規格救急車の整備をはじめ、救 急救命士の養成、専門研修や再教育等の救急隊員教育の充実に努め、病院前救護(救 急救命処置)の質の向上を図るとともに、市民に対する普通救命講習等を積極的に実 施し、応急手当の普及啓発活動による救命率の向上を図る。

ア 資機材の整備

震災等非常災害時の救急活動及び交通事故、火災爆発等による多発傷病者発生時 に必要な救急資機材の整備を図る。

(2) 救助活動の強化

地震発災時における救助体制の強化を図るため、特別救助隊の充実強化に努めるとともに、建物及びブロック塀等が倒壊した場合に必要と予想される救出用資機材の消防署、消防団詰所及び自主防災組織の活動拠点等への配備に努める。

ア 救助機動力の整備

震災時の人命救助活動をより効果的に行うため、消防機関の救助資機材の充実に 努める。

イ 救助資機材の活用

多発する救助事象に迅速かつ効果的に対処するため、市職員、市民及び自主防災 組織による救出活動には、防災備蓄倉庫及び自主防災組織等の資機材の有効活用を 図る。

(3) 救急医療機関との連携強化

市立病院、医師会、歯科医師会、救急告示医療機関及び救急協力機関等との連携を強化し、円滑な救急活動体制の充実を図る。

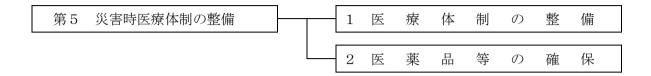
ア 連携に必要な確認事項

- (ア) 救急患者の受入体制
- (4) 医療機関別傷病者収容能力
- (ウ) 診療科目及び宿直医の担当科目
- (エ) 非常時の連絡手段
- (オ) その他救急活動に必要な事項
- (4) 応急手当の普及啓発

大災害及び救急事故に迅速、的確に対応し、病院前救護の充実を図るためには、自動体外式除細動器(AED)の普及が重要であり、市民等を対象に、AED取扱方法を含めた普通救命講習会の実施を拡充し、より多くの市民による早期の救命処置及び救命リレーの強化を推進し救命率の向上に努める。

第5 災害時医療体制の整備

大規模災害が発生した場合の応急医療体制を確保するため、災害時の医療体制の整備に 必要な施策(初期医療体制及び後方医療体制、医薬品等の確保)について定める。



1 医療体制の整備【健康福祉部、関係部】

災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう、関係医療団体 と協議し、医療体制の整備に努める。

(1) 初期医療体制の整備

大規模な地震等の発生時には、同時に多数の負傷者の発生が想定される。このため、 市及び関係機関は医療関係の各団体等と連携、協力して、初期医療活動が円滑に実施 できるよう体制の整備に努める。

ア 医療従事者による医療活動の基本方針

被災地内における医療活動に関しては、各医療従事者の所属する病院または診療 所の被災状況によって異なると予想されることから、被災地内の病院または診療所 の初期医療活動は、次の基本方針による。

初期医療活動の基本方針

医療機関の被害程度	基本的活動方針
被災の程度が大きく診療不能	市等が設置した医療救護所又は診療行為が可能な病院等に
な医療機関の医療従事者	おいて、医療救護班としての活動に従事する。
被災の程度が小さく診療可能	原則として、発災後3日間程度は昼夜を問わず負傷者の受
な医療機関の医療従事者	入れ等を行い、病院又は診療所内での診療を継続する。

イ 医療救護所の整備

市は、災害初期における医療救護活動のあり方等について、草加八潮医師会、草加歯科医師会、草加市薬剤師会等と協議を行い、医療救護所の設置について調整を図り、その整備等の推進に努める。

- (ア) あらかじめ予定する医療救護所
 - a 市立中学校(地区防災拠点、第1避難所)
 - b 市立小学校(第1避難所)
- (イ) 災害状況によって随時設置する医療救護所 人的被害が集中する箇所を把握した場合、適宜、医療救護所を設置する。

ウ 医療救護班の編成

市は、発災直後から迅速かつ円滑に医療活動が行えるよう、医療救護班の編成について草加八潮医師会と協議し、関係団体等との連携と協力の下に体制づくりの推進に努める。

エ 自主防災組織等による自主救護体制

市は、町会、自治会及び自主防災組織等が、避難所及び医療救護所等において、軽症の負傷者等に対して応急処置や救護活動を行えるよう、自主救護体制の整備に努める。

(2) 後方医療体制の確立

市内の医療機関では対応できない重症者や、高度な医療及び救命処置が必要な傷病者に対応する広域後方医療支援体制について、県と協議を行い、その体制の確立に努める。

県内の救命救急センター及び災害拠点病院は次のとおりである。

救命救急センター

	施設名	設置者	所在地	電話番号
1	◎ 埼玉医科大学総合医療センター	学校法人	川越市鴨田辻道町1981	049-228-3411
2	さいたま赤十字病院	日赤	さいたま市上落合8-3-33	048-852-1111
3	深谷赤十字病院	日赤	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
4	防衛医科大学校病院	防衛庁	所沢市並木3-2	042-995-1511
5	川口市立医療センター	川口市	川口市西新井宿180	048-287-2525
6	獨協医科大学越谷病院	学校法人	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
7	埼玉医科大学 国際医療センター	学校法人	日高市山根1397-1	042-984-4111

(注) 「施設名」欄の「◎」は高度救急救命センターを示す。

災害拠点病院

	施設名	所在地	電話	診療科目	病床
1	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048- 287-2525	内・循・小・精・外・整・ 眼・脳外・形外・泌・皮・ 産・眼・耳・リハビリ・歯・ 放・麻	539
2	自治医科大学付属 さいたま医療センター	さいたま市大宮 区天沼町1-8 47	048- 647-2111	内・外・整外・脳外・心 外・泌皮・眼・耳・リハビ リ・麻・放・婦・歯	408
3	埼玉医科大学 総合医療センター	川越市大字鶴田 宇辻道町198 1	049- 228-3411	内・循・神精・小・外・心 外・整外・形外・脳外・ 泌・皮・産・眼・耳・リハビ リ・歯・放・麻	913
4	北里研究所 メディカルセンター病院	北本市荒井6-1 00	048- 593-1212	内・循・神内・小・外・整・脳外・ケ形外・泌・皮・産・耳・リハビリ・歯・ 放・麻	440

		T	I	T	
5	社会福祉法人 埼玉県済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480- 52-3611	内・循・小・外・脳外・ 泌・皮・眼・耳・リハビリ・ 放・麻	314
6	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5 -8-1	048- 571-1511	内・循・小・精・外・整・ 脳外・心外・形外・泌・ 皮・産・眼・耳・神内・ 消・小外・放・麻・呼外	506
7	さいたま赤十字病院	さいたま市中央 区上落合8-3-33	048- 852-1111	内・循・小・精・外・整・ 脳外・心外・泌・皮・産・ 眼・耳・リハビリ・神内・ 消・呼・放・麻・呼外・形 外	605
8	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1 -50	048- 965-1111	内・呼・小・循・精・外・ 整外・脳外・心外・泌・ 皮・眼・耳・麻・放	723
9	さいたま市立病院	さいたま市緑区 三室2460	048- 873-4111	内・循・小・外・整外・脳 外・心外・泌・産・眼・ 耳・神内・小外放・麻・精	567
10	防衛医科大学校病院	所沢市並木3- 2	042- 995-1511	内・循・神・小・精・外・ 整外・脳外・心外・形外・ 泌・皮・産・眼・耳・リハビ リ・歯	800
11	社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会支部埼玉 県済生会川口総合病院	川口市西川口5-1 1-5	048- 253-1511	小・精・外・整外・脳外・ 泌・皮・産・眼・耳	400
12	埼玉医科大学 国際医療センター	日高市山根1397- 1	042- 984-4433	脳髄腫・小腫瘍・婦腫瘍・ 泌腫瘍内・乳乳腺腫・皮腫・皮・骨軟腫瘍・整外・ 頭頚腫・耳・精腫・消腫セン ター・呼内・呼外・臓移センター・腫内・心内・心血・難 治性心不全センター・脳卒中 内・前立・脳血栓内治療・ 放射線腫瘍	600
13	行田総合病院	行田市大字持田3 76	048- 552-1111	内・呼・小・消内・消外・ 循内・神内・リウザ科・外・ 肛外・整外・脳外・心外・ 泌・皮・眼・耳・小・麻・ 放・リハビリ・脳ドッグ・人 間ドッグ、人透	408
14	埼玉県厚生農業協同組 合連合会 久喜総合病院	久喜市上早見418 -1	0480- 26-0033	内・呼内・循・消内・糖 代・腎内・神内・外・呼 外・整外・脳外・形外・ 皮・泌・婦・眼・耳・リハビ リ・放・麻・救	300
15	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	048- 462-1101	内・神内・呼内・呼外・消 内・循内・小・小外・外・ 整外・形外・脳外・心外・ 皮・泌・産・眼・耳・リハビ リ・放・麻・精	350

(3) 搬送体制の確保

病院又は診療所等から、後方医療機関等への重篤な傷病者の搬送、または市域外へ

の広域搬送(二次搬送)が必要となる場合に対応できるよう、救急車及びヘリコプターを利用した搬送方法について、次の事項等に留意して、あらかじめ関係機関と協議し、十分な連携の下に、搬送体制の確保に努める。

ア 臨時ヘリポートの活用

陸上交通の途絶又は渋滞等の状況下においても、ヘリコプターを利用した救急搬送体制を確保するため、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを活用する。

《参考》 「本章 第2節 第6 3 臨時へリポートの確保」P. 77

(4) 広域医療協力体制の整備

地震等の大規模な災害時には、同時に多数の負傷者が発生するものと予想される。 また、被災状況によっては、医療救護活動に当たる医師、看護師等の不足や医薬品及 び医療資機材の不足等も生じる可能性が高いため、県内外の各地域からの応援による 広域医療協力の体制について、県と協議し整備に努める。

2 医薬品等の確保【健康福祉部、関係部】

(1) 医薬品等の備蓄

大規模地震等の発災直後は、多数の市民が避難所に集中するものと予想されることから、軽症者や一時的な体調不良に対する応急手当等に使用する災害用救急箱を、各避難所に備蓄するよう努める。

また、各避難所に開設する医療救護所に係る医薬品等の備蓄に関しては、専門的見地から関係医療団体等と協議し、内容等を調整して整備に努める。

(2) 医薬品の調達

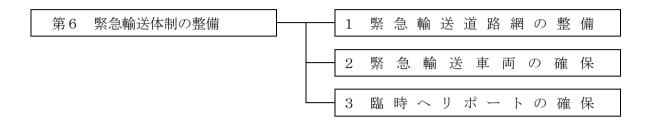
市は、医療救護活動用の医薬品が不足した場合における調達等に関して、市薬剤師会及び医薬品業者等と協定を締結するなどより、調達体制の整備に努める。

(3) トリアージタッグの備蓄及び周知

災害初動期における医療処置の迅速適正化を図るため、負傷程度に応じて優先度を 識別表示したトリアージタッグ(負傷者選別標識)を医療救護所等へ配備するよう備 蓄するとともに、医師会及び医療関係団体等と協議し、その使用について医療従事者 等への周知徹底に努める。

第6 緊急輸送体制の整備

災害発生後の市内において効率的な緊急輸送を行うため、各地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町及び関係機関等と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、 緊急輸送道路として指定する。



1 緊急輸送道路網の整備【建設部】

(1) 緊急輸送道路の指定

市は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、県の指定する緊急道路網を踏まえ、 避難所等、市の主要な防災施設へアクセスする緊急輸送道路として次の路線を指定す る。

草加市内緊急輸送道路

(平成23年4月1日現在)

指定者	路線名(愛称名)	管理者
	1 市道1011、1012号線(そうか公園通り)	
	2 市道1020号線(松原文化通り)	
	3 市道1050号線	
	4 市道2040号線(山王通り)	
	5 市道1030、2094、2095(草加神社通り)	
	6 市道1026号線(男女土橋通り)	
	7 市道2085号線(三町稲荷通り)	
	8 市道2007、2008、2009号線(さざん花通り)	草加市
	9 市道1002、1047号線(川戸通り)	
草加市	10 市道2081、10011号線(メタセコイア通り)	
	11 市道2102号線(あずま通り)	
	12 市道1007号線(金明通り)	
	13 市道1013号線(青柳東通り)	
	14 市道1025号線(獨協大学通り)	
	15 市道2086号線(花栗通り)	
	16 市道1040号線(記念体育館通り)	
	17 市道1037、1038、1039、1051号線	

	1.8	県道平方・東京線			
	1 9				
		県道川口・草加線			
	2 1	県道草加・八潮・三郷線			埼玉県
	2 2	県道越谷・草加線(産業道路)			
	2 3	県道吉場・安行・東京線			
	2 4	県道越谷・鳩ヶ谷線			
	2 5	国道4号	第一次特定	*	
	2 6	国道4号(東埼玉道路)	第一次	*	国土交通省
埼玉県	2 7	国道298号	第一次特定	*	
	2 8	県道草加・流山線	第一次	*	
	2 9	県道さいたま・草加線	第一次、第二次	*	
	3 0	県道足立・越谷線	第一次	*	
	3 1	県道川口・草加線	第一次	*	埼玉県
	3 2	県道吉場・安行・東京線	第一次	*	
	3 3	県道松戸・草加線	第二次	*	
	3 4	県道台東・鳩ヶ谷線	第一次	*	

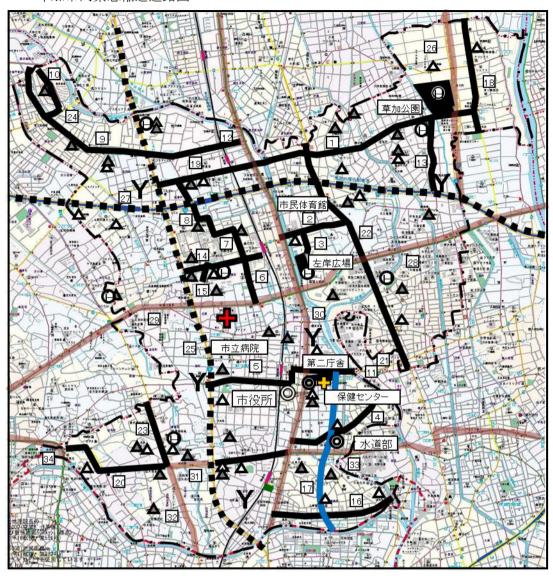
* 県緊急輸送道路の指定区分

第一次特定: 高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

第一次 : 地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

第二次 : 地域内の防災拠点(県庁舎、市町村役場、公立病院、警察署など)を連絡する路線

草加市内緊急輸送道路図



	凡	例				
	市指定緊急輸送路	500	市	集	積	場
	県第1次特定緊急輸送路	$^{\oplus}$	臨	時へ	リポー	7
	県第1次/2次緊急輸送道路	Δ	第	1	避難	所
18	路線の一環番号	Δ	その	の他の	指定避難	所
		Υ	消	防署	• 分署	等

2 緊急輸送車両の確保【総務部】

災害発生後の応急対策活動において、人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため緊急輸送を効率的に実施するための緊急輸送車両を確保するとともに、関係機関及び企業等からの調達体制の整備に努める。

(1) 輸送用車両の確保

災害時における人員及び物資等の緊急輸送用の車両は、市が保有する全車両を充て、 必要な車両が不足する場合には、草加市建設業振興会及び県トラック協会草加支部等 に協力を依頼するとともに、県及び関係機関に対しても調達のあっせんを要請する。

(2) 協力体制の整備

緊急輸送力を確保するため、緊急輸送時に使用が想定される車両等については、災害後に迅速に調達できるよう、関係機関、関連企業と協定等の締結による協力体制を構築し、災害時の緊急輸送用車両等の確保に努める。

(3) 燃料の確保

市は、災害時における応急対策用車両等の燃料を確保するため、あらかじめ県石油商業協同組合草加支部と協定を締結し、調達体制の明確化を図っている。

【資料集掲載資料】

資料8-6 災害時における燃料等の供給に関する協定書 (埼玉県石油商業組合 草加支部)

3 臨時ヘリポートの確保【危機管理担当、消防本部】

陸上交通の途絶若しくは道路渋滞等の状況下における輸送力の確保と、重篤な救急患者の広域搬送においてはヘリコプターの活用を図るため、臨時ヘリポートとして使用可能な場所を関係機関と協議して選定し、あらかじめ指定して搬送体制の整備に努める。

草加市内の場外離着陸場

(平成24年4月1日現在)

設置場所施設名	所 在 地
綾瀬川左岸広場(工事中)	松江1-54-30
草加市総合運動公園	青柳7-70-10

草加市内の緊急離着陸場

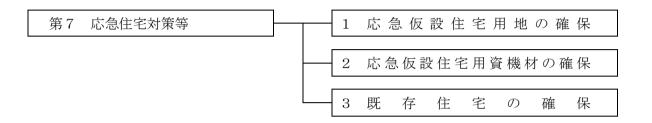
(平成24年4月1日現在)

設置場所施設名	所 在 地
工業団地公園野球場	稲荷5-14-24
獨協大学グランド	学園町1-1
埼玉県立草加南高等学校	柳島町66
市立新田中学校	長栄町767
そうか公園	柿木町272-1
市立小山小学校	小山 2 - 8 - 1
綾瀬川左岸広場南側公共用地(富士製革跡地)	松江2-3

第7 応急住宅対策等

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保することができない被災者に対して、一時的な住居の安定を図るため速やかに既存住宅のあっせん・借上げ、並びに仮設住宅の建設の手段によって貸与する必要がある。

このため、建設用地の確保等の応急住宅供給体制の整備に努める。



1 応急仮設住宅用地の確保【都市整備部】

(1) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮する必要がある。このため、早期に応急仮設住宅の需要を調査し、必要な住戸数を決定した上で、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定して、適切な用地選定を行うものとする。

- ア 飲料水が得やすい場所
- イ 保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住居地域と隔離していない場所
- (2) 応急仮設住宅用地の選定

応急仮設住宅適地の基準に従い、かつ、被害状況に応じて市有地等から建設可能な 応急仮設住宅建設予定地を選定する。

2 応急仮設住宅用資機材の確保【都市整備部】

市は、速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、(社)プレハブ建築協会、(社)県建設業協会及び関係団体等との協定について検討し、建設資機材の確保に努める。

3 既存住宅の確保【都市整備部】

市は、必要と認めるときは、応急仮設住宅建設と並行して、UR、宅地建物取引業協会等を通じて既存住宅を確保する。

【資料集掲載資料】

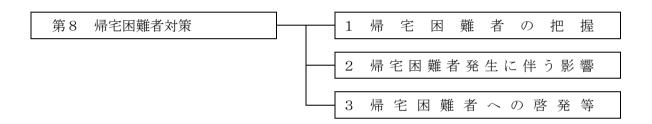
資料12-6 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書

第8 帰宅困難者対策

市では、毎日多数の市民が東京都等の市外に通勤・通学しており、東京圏において大規模地震が発生した場合は、時間帯によっては多くの市民が県外で帰宅困難となることが予想される。

また、市外からの市内への通勤・通学者等も大規模地震発生時には、それぞれの居住地に帰宅できなくなることが予想される。

このため、市民に対し帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、 災害時における情報提供の方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県及び東京都等の関係 機関と協議し、市内の各企業等に対しては、従業員等の食料及び飲料水等の備蓄による自 立化と、可能な範囲での避難者の受入れや物資の提供等による被災者支援への協力を求め ている。



1 帰宅困難者の把握【危機管理担当】

(1) 帰宅困難者の定義

震度5弱以上の地震が発生した場合は、鉄道等の公共交通機関の運行が停止するため、多くの人が外出先で足止めされることになる。

帰宅困難者とは、自宅までの距離が長く、徒歩による帰宅ができない人及び徒歩帰宅の途上において支援を受ける必要がある人をいう。

(2) 帰宅困難者数の予想

平日昼間に震度5弱以上の地震が発生した場合、市内居住者のうち約36,000人が市外で帰宅困難者となり、市外の居住者約22,000人が市内で帰宅困難者となると予想される。

2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生により、防災上次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

特に昼間においては多数の市民が市外で帰宅困難者となることにより、大規模地震の発生直後における各地域の災害対応活動力が限定されることを念頭に置く必要がある。

(2) 市外居住者の避難者対策の必要性

市内で帰宅困難者となった市外居住者については、事業所及び避難所等への一時的

収容や帰宅支援についての対応が必要となる。

(3) 都内帰宅困難者

市民の帰宅困難者の大多数は、都内において地震に遭遇すると見込まれており、都内の大混乱に巻き込まれることが懸念される。

(4) 草加市内駅(4駅)での帰宅困難者

市内通行中の列車の停止により乗客が帰宅困難者となって、混乱が発生することが予想される。これらの帰宅困難者については、鉄道会社と綿密な連携を取り、適切に対応する必要がある。

3 帰宅困難者への啓発等【危機管理担当】

(1) 市民等への啓発

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本として、混乱を 避け、全般的な状況を推測しつつ、冷静な行動が取れるように、平素から次の事項に ついての啓発に努める。

ア 平素からの準備

徒歩帰宅に必要な装備(帰宅グッズ等)を準備するとともに、家族との連絡手段 及び徒歩帰宅経路等の事前確認を実施する。

イ 安否確認における災害時伝言ダイヤルの活用

大規模な地震の発生時には、電話回線の不通や利用制限により、通常の電話連絡が困難となることが予想されることから、災害時伝言ダイヤル(171)の利用法について事前に取り決めておく。

(2) 事業所等への要請

市内の各企業、学校及び大規模集客施設等に対し、災害時に自立して適切な対応ができるように、従業者や顧客のための飲料水及び食料等の備蓄を行うよう要請する。

アー各企業

市内の各企業へは、以下のような準備を進めることを推奨する。

- (ア) 発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する。
- (4) 自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認手段を設定しておく。
- (ウ) 飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。
- (エ) 訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様な対 応が取れるよう対策を検討する。
- (オ) 留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

イ 学校

(市立小・中学校については、第3章第2節第2及び第3参照)

学校は、発災時に生徒・学生等の安全確保、保護に万全を期すため、以下のような対策を講じておく。

- (ア) 生徒・学生等の帰宅が困難な場合は、一定期間校舎内に留める対策を講じてお く。
- (4) 飲料水、食料等の備蓄や災害等のマニュアル作成など体制整備に努める。
- (ウ) 災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(3) 関係機関との連携

ア 九都県市*による民間協定

ガソリンスタンドやコンビニエンスストアー等と協定を結んでいる。協定の内容 は以下のとおり。

- (ア) 水(水道水)の供給
- (イ) トイレの使用
- (ウ) 情報の提示(地震情報、交通情報、都市の被害情報等)
- (エ) 休憩所の提供 (ファミリーレストラン)
 - * 九都県市とは以下のとおりである。

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

横浜市

川崎市

千葉市

さいたま市

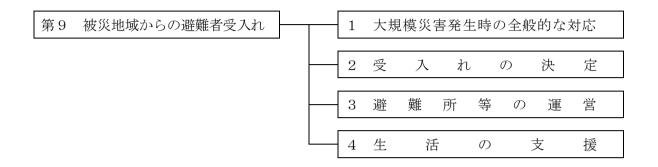
相模原市

イ 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者に対する避難所での宿泊等の支援については、上記協定に基づき各店舗等と協力し、積極的に支援する。

第9 被災地域からの避難者受入れ

他地域において災害により被害を受け、本市へ避難する人々及びそのうち本市に転入する人々に対し、生活支援等を含む避難者受入れについて必要な施策を定める。



1 大規模災害発生時の全般的な対応

大規模災害が発生し、被災都道府県から大規模な避難が必要となった場合、被災都道府県又は国から埼玉県に、受入れの要請が届く。県が応じた場合は、県が対応を行い、市区町村は県の要請に応じた対応を実施する。

一方、県の対応とは別に、被災者が本市に避難する場合などにおいては、本市は独自 に避難者の受入れを判断し、必要な措置を行う。

2 受入れの決定【危機管理担当、関係各部】

市は、他地域における大規模災害において、市外から本市への避難者が想定されるときには、国、県等と調整を計りつつ、避難者の受入れ態勢に入るかどうかの判断を行う。 受入れ態勢に入る場合は、支援対策検討委員会を設置するなどにより避難者の円滑な受入れに対する各種施策を検討する。

- 3 避難所等の運営【健康福祉部、子ども未来部、関係各部】
 - (1) 県が避難所を開設する場合 県の対応に従い、県からの要請に基づく支援を実施する。
 - (2) 本市独自に避難所等を開設する場合 避難者の人数を推定し、本市の指定避難所その他の公共施設、市内の利用可能な住 宅及び宿泊施設などから選択し、入居ルールを定めた上でこれを提供する。
- 4 生活の支援【健康福祉部、市民生活部、都市整備部、教育総務部、関係各部】 市は、市内避難者が安定した生活を送ることができるよう、支援対策検討委員会など により庁内関連部局、国、県や市内避難者の住民票が存する自治体などの関係機関等と 連携して、本市への転入を含めた必要な各種支援策を講じるように努める。

第3節 市民の協力による防災対策

《目標》

市民や事業所等の日頃の災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このため、自主防災組織の育成強化、市民の防災思想・防災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所等との連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高年者や障がい者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動が取りにくい外国籍市民等の、いわゆる災害時要援護者に配慮した防災体制の整備を推進する。

《市民の協力による防災対策に係る事項》

第1 防災意識の高揚

第2 防災訓練の充実

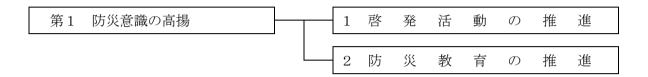
第3 自主防災組織等の育成・強化

第4 災害時要援護者の安全確保

第5 ボランティアとの連携

第1 防災意識の高揚

災害による被害を防止し又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割は極めて大きい。そのため、市が市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境を整備する。



1 啓発活動の推進【危機管理担当、消防本部】

市民を対象とする防災知識の普及を図るため、PR資料の作成及び防災教育用設備や 資機材の貸出、講演会や研修会を開催する。

また、市ホームページを活用した防災広報の充実を図り、災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

- (1) 広報紙等による防災知識の普及 市発行の広報紙への防災関連記事の掲載や、市のホームページ等で防災知識等の普及・啓発を図る。
- (2) PR資料の作成配布 防災知識の普及・啓発を図るため、防災に関するポスター、リーフレット、小冊子 等のPR資料を作成し配布する。
- (3) 緊急地震速報についての普及、啓発 市は、市民に対して、各種防災訓練及び講演会等の機会を捉えて、緊急地震速報及 び緊急地震速報放送時の対応についての理解が深まるよう努める。

2 防災教育の推進【教育総務部、消防本部】

小・中学校等の児童・生徒及び事業所の防災担当者や従業者を対象に、学校救育の場 及び各事業所等において、防災知識の普及、啓発を行い、実践的な防災行動力の向上に 努める。

(1) 学校における防災教育の実施

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心として 教育活動の全体を通じて行う。特に地震や災害発災時の危険回避及び安全な行動の仕 方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

ア 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、防災専門家や災害体験者等の講演、避難訓練及び地震体験車等による防災教育を実施する。

イ 教科目による防災教育

小学校及び中学校における各授業を通して、地震災害の仕組み及び自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策及び災害時の正しい行動と災害時の危険等について、効果的な教材等を活用して教育を行う。

また、児童・生徒が防災を自分たちの問題として認識し、適切な判断・行動ができるよう、地域の防災点検や防災マップの作成、地震疑似体験等の体験学習を実施する。

ウ 教職員に対する防災研修

地震等の災害時の教職員の取るべき行動とその意義、児童・生徒に対する防災教育の要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の対応要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図り、地震災害等に対する教職員の対応能力の向上に努める。

(2) 事業所の防災教育

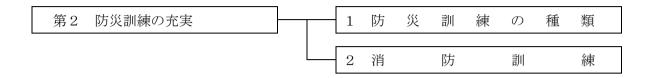
事業所等の管理者は、防災対策について企業の果たすべき役割を十分に認識し、防 災担当者及び従業員に対して各種の研修等を積極的に行い、防災教育の実施に努める。

(3) 防災上重要な施設の防災教育

病院及び社会福祉施設等の管理者は、各職員等に対して防災知識及び避難誘導等の 災害対応に関する教育を積極的に行い、定期的に訓練を実施する。

第2 防災訓練の充実

災害時の応急対策活動を円滑に実施するには、防災業務に従事する職員等のみならず、 市民自らが防災に係る実践的能力を習得し、防災関係機関と市民の連携による災害対応能力を高める必要があり、このための各種防災訓練を継続的に実施する。



1 防災訓練の種類【消防本部、危機管理担当】

(1) 市民防災訓練

市民防災訓練は、大規模地震の発生を想定し、防災に係る実践的能力を習得するため、市民が主体となり、消防その他防災関係機関が支援、協力して、毎年、一地区で実施する。

(2) 事業者、自主防災組織及び市民の訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力の下日頃から訓練を行い自らの生命 及び財産の安全を確保する。

ア 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業者等の消防法で定められた防火対象物の管理者は、その 定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として地域の防災組織の実施する防災訓練にも、積極的に参加する。

イ 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るために、消防機関の指導の下地域の事業者とも協調して組織的な訓練を実施する。

ウ 市民の訓練

防災関係機関は、災害時における市民一人ひとりの行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な 参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

2 消防訓練【消防本部】

消防機関は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

訓練は消防職員、消防団員を中心として、必要に応じ関係機関の協力を得て実施する。

第3 自主防災組織等の育成・強化

大規模な災害時には、市・消防・警察等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋りょう等の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、災害から身体及び財産を守るため自主的な防災活動を行う組織が必要となる。このため自主的な防災活動が効果的に行われるよう、各地域ごとの自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から防災意識の高揚と防災知識の普及に努め、防災体制の強化を推進するものとする。

第3 自主防災組織の育成・強化

1 地域の自主防災組織の育成

2 事業所等の自主防災組織の育成

1 地域の自主防災組織の育成【消防本部】

災害による被害の発生を防止し、又は軽減するためには、行政のみならず市民の自主的な防災活動が重要である。このため、地域の実情に応じて町会・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、自主防災組織の結成を促進するため、あらゆる機会を捉えて地域における自主防災組織の重要性を啓発し、町会・自治会等を中心とする地域に密着した自主防災の組織率の向上を推進する。

ア 広報活動

広報紙等を活用し、自主防災に関する認識を深める活動を積極的に展開する。

イ 講演会の開催

町会・自治会長等を対象として、自主防災に関する講演会を開催する。

ウ 自主防災組織づくりの支援

自主防災組織を設置するために必要な資料等を提供するとともに、町会・自治会等を中心とした自主防災組織の結成を推進するための支援を行う。

市内には平成24年4月現在、118の町会・自治会があり、134の自主防災 組織が結成されている。

(2) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の防災知識・技術の向上を図るため、消防機関と連携を図り、 パンフレット等の作成・配布及び防災訓練への助言、指導を行うとともに、自主防災 組織に対してリーダーの育成や組織の強化等に対する支援を行うものとする。

(3) 自主防災組織への支援

市は、市民の自主防災組織が活動する上で必要な防災資機材や備蓄物資の整備及び諸活動に対し支援を行うものとする。

自主防災組織の活動内容

活動項目	平時の活動	災害発生時の活動	
情報連絡	防災意識、知識の普及啓発	情報の収集、伝達及び広報	
消火消練		初期消火	
	資機材の備蓄、保守管理	人命救助	
救出救護	資機材の使用訓練	応急処置	
	救出及び救急訓練	救急搬送協力	
避難誘導	避難誘導訓練	避難誘導	
給食給水 炊き出し等訓練、給水訓練		給食、給水(避難所運営支援)	

2 事業所等の自衛消防組織の育成【消防本部】

大規模な災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内の各事業所等における 組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要である。このため、市内の事業所等 の自衛消防組織の育成を図る。

(1) 自衛消防組織の設置

市は事業所等に対し、防火管理者等を主体とした自主的な防災組織の設置を促進するよう指導を行う。

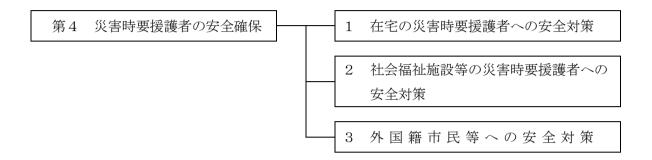
(2) 自衛消防組織の育成

市は事業所等の自衛消防組織に対し必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の育成を図る。

また、事業所等の管理者は、防災活動に関する技術向上のための防災訓練、講習会等を実施し、自衛消防組織の活動力の強化を図る。

第4 災害時要援護者の安全確保

災害時に様々なハンディキャップを持つ災害時要援護者(高年者、身体障がい者、知的 障がい者、養育に欠ける児童、病人、乳幼児、妊婦、言葉や習慣が異なる外国籍市民等) の、被災時における安全を確保するために必要な施策を定める。



1 在宅の災害時要援護者への安全対策【健康福祉部、子ども未来部】

在宅の災害時要援護者が、正しい情報や支援を得て適切な行動を取るために必要な対策を推進するとともに、自主防災組織や地域住民による協力体制の確立に努める。

(1) 災害時援護者の把握

市は、在宅の災害時要援護者の名簿等を作成し、災害時要援護者の所在、支援等が必要な内容及び緊急連絡先等を把握する。

(2) 緊急通報システムの活用

現在、高年者及び障がい者が利用している緊急通報システムを活用して、災害時に おける迅速な救助活動を行うため、利用の対象となる災害時要援護者に対して、この システムの普及を図る。

(3) 聴覚障がい者用通信装置の整備

市は、聴覚障がい者に対し、聴覚障がい者用通信装置の普及を図る。

(4) 防災知識の普及・啓発

市は、災害時要援護者を対象に、避難支援プランを作成し、防災知識の普及、啓発に努める。

また、自主防災組織等が行う防災訓練に際しては、災害時要援護者に対する訓練を 実施するよう指導し支援する。

(5) 安心カードの普及

災害時要援護者への効率的な支援と救護等を行うため、現在利用している安心カードの普及に努める。

- 2 社会福祉施設等の災害時要援護者への安全対策【健康福祉部、子ども未来部】
 - (1) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害 の発生を想定した防災計画及び緊急時の施設職員の初期対応や、指揮系統を定めたマ ニュアルを作成し、職員及び入所者の安全対策の確立に努める。

ア 緊急連絡体制の整備

災害発生時に迅速に対応するため、施設職員及び入所者の家族等と速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡体制の確保に努める。

イ 避難誘導体制の整備

災害時における入所者の避難のため、非常口等の避難路を確保し、入所者等を所 定の避難所等へ誘導及び移送する体制の整備に努める。

ウ 施設の耐震化

震災時における施設の建物の安全を確保するため、必要に応じて耐震診断及び耐 震改修等の実施に努める。

エ 食料・防災資機材の備蓄

発災直後の自立を図るため、次の物資等の備蓄に努める。

- (ア) 非常用食料、飲料水、常備薬、介護用品等(いずれも3日分)
- (イ) 移送用具 (ストレッチャー、担架、車椅子)
- (ウ) 照明器具、熱源、燃料等

オ 防災教育の実施

施設職員及び入所者に対し、防災に関する講習会の開催等の総合的な防災教育の 実施に努める。

(2) 社会福祉施設等と地域の連携

災害時に施設入所者が迅速に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民等の協力が必要であり、社会福祉施設等の管理者は、平時からその地域内の町会、自治会及び自主防災組織あるいは事業所等との協力体制の確保に努める。

(3) 防災訓練の充実

市は、施設管理者に対し、防災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。

(4) 災害時要援護者の受入体制の整備

市は、社会福祉施設等に対し、在宅又は避難所で生活できない高年者及び障がい者等を施設へ受け入れる福祉避難所の整備に向けた協定の締結に努めるとともに、災害時に迅速な一時入所等の措置が講じられるよう、協力体制の整備を図る。

(5) 施設間の相互支援の確立

市は、災害により施設の建物が破損した場合等は、入所者を一時的に他の施設に避難させたり、他の施設の職員が応援する等により、地域内の施設が相互に支援できる体制の確立に努める。

3 外国籍市民等への安全対策【総合政策部、関係部】

災害時における日本語を十分に理解できない人や日本と異なる文化を有する人(以下外国籍市民等」という。)に対しては、市は必要な対策の推進に努める。

(1) 外国籍市民等の所在把握

平時における外国人住民登録の推進を図り、外国籍市民等の人数や所在を把握する。

(2) 外国籍市民等に配慮した防災基盤の整備

避難場所の表示等、災害に関する情報について、ふりがな付き日本語や外国語の併記表示を進めるほか、国籍を問わず誰もが理解しやすいマークを表示する等、外国籍

市民等にも分かりやすいよう工夫に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

ふりがな付き日本語や外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布し、外 国籍市民等への防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 防災訓練の実施

外国籍市民等の防災への行動認識を高めるため、各地域の防災訓練への参加について積極的な呼びかけに努める。

(5) 外国籍市民等へのサポート拠点の設定

発災時に、最寄りの第1避難所に避難した外国籍市民等を再受入れし、サポートする 避難所の設定を図るものとし、その場合の体制の構築を図る。

(6) 語学ボランティアの確保

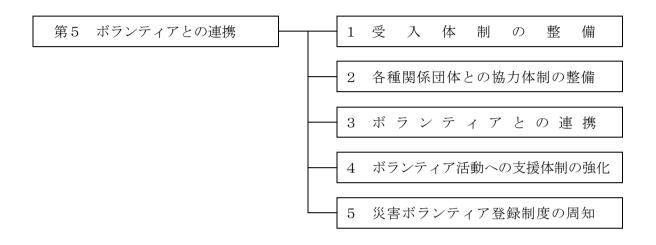
外国籍市民等が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、語学ボランティアの確保を図るとともに、災害時には語学ボランティアが集える拠点を設ける。

なお、語学ボランティア登録者は、「災害時における窓口通訳者マニュアル」に基づいて活動を行う。

第5 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援、救護活動において重要な役割を担 うことから、市は、民間団体あるいは個人ボランティアとの連携、協力の仕組みを、平時 から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携と協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。



1 受入体制の整備【自治文化部、関係各部】

市は、大規模な災害時に、ボランティア団体等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制を整備する。

2 各種関係団体との協力体制の整備【自治文化部、関係各部】

市は、市民ボランティア及び専門職ボランティア等の各種関係団体と、災害時に連携して応急対策が行えるよう、防災に関する啓発活動や防災訓練の実施を通じて連絡を密にしておくとともに、ボランティア団体との間に非常時の情報伝達体制を構築するなど、平素からボランティア関係団体とのネットワーク化を図るよう努める。

- 3 ボランティアとの連携【自治文化部、関係各部】
 - (1) 各種関係団体との協力体制の整備

ア 主に一般ボランティアに要請する項目

- (ア) 生存者の救出
- (イ) 負傷者の応急手当及び避難所、病院等への搬送
- (ウ) 避難所運営
- (エ) 炊き出し、飲料水の運搬等
- (オ) 救援物資の配分及び運搬等
- (カ) 安否確認業務
- (キ) 災害時要援護者の日常生活の介助業務

- (ク) 生活関連情報の収集及び被災地への提供
- (ケ) その他の情報収集、広報活動
- イ 主に専門職ボランティアに要請する項目
 - (ア) 生存者救出活動への協力(建設業者等)
 - (4) 医療支援(医師、看護師、薬剤師)
 - (ウ) 広報広聴活動への協力(外国語通訳、手話通訳)
 - (エ) 情報収集(アマチュア無線、タクシー無線の技術者)
 - (オ) 救援物資等の運送及び配分(運送事業者)
 - (カ) 道路の応急復旧活動、公共施設等の応急復旧作業(建設業者等)
 - (キ) 建物の応急危険度判定調査(建築士、応急危険度判定士)
 - (ク) 避難所における健康管理(保健師、看護師)
 - (ケ) 法律相談、税務相談等(弁護士、税理士、その他各士業従事者)
 - (コ) 要介護者等の支援(介護福祉士、介護支援専門員)
- 4 ボランティア活動への支援体制の強化【自治文化部、関係各部】

市は、大規模災害が発生した場合に、災害ボランティアの活動拠点となる「市災害ボランティアセンター」を草加市文化会館等に設け、場所を提供し、活動資器材等を市社会福祉協議会と相互に協力して確保する。

【資料集掲載資料】

資料12-3「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」 (ダイキン工業㈱東京支社・周辺町会自治会)

5 災害ボランティア登録制度の周知【自治文化部、関係各部】

災害ボランティアとして活動を希望する個人及びグループを対象として、災害ボランティアに関する情報の提供を行い、必要に応じ研修を実施する。また、市民に対し、パンフレット及び広報等により災害ボランティア登録制度について周知を図り、積極的に登録の呼びかけを行う。

第4節 調査研究

《目標》

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、 その対策も継続性、合理性及び多様性が求められる。したがって、実践的な震災対策を推進 するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を継続的に 実施する。

《調査研究に係る事項》

第1 被害想定に関する調査研究

第2 震災対策に関する調査研究

第3 調査研究成果の提供

第1 被害想定に関する調査研究

震災対策計画の基礎となる被害想定に関する調査研究を継続的に実施する。

地震被害は、地下の断層の破壊によって発生した強震動が市域の地表面に伝わり、市内の諸建物、施設等の脆弱部分に働いて破壊、損傷させることで生じる。したがって、想定地震とその地震動についての調査研究、並びに諸建物、施設等の強震動に対する脆弱性に関する調査研究を組み合わせることで、市域の被害を想定する。

1 地震動に関する調査研究

各種研究機関の研究成果を適宜選択して利用し、関東周辺において想定される地震による市域の地震動の強さ、様相などについての最新の知見を調査研究する。

- 2 市域の地区別災害危険性に関する調査研究 各種研究機関の研究成果に市内の建物施設等のデータを当てはめて、地区の災害危険 性を把握する。
- 3 地震被害想定に関する調査研究 前2項を組み合わせて、想定地震における市域の被害を想定する。

第2 震災対策に関する調査研究

地震被害想定に基づき、主として次の対策事項について調査研究する。

- 1 地震火災対策に関する調査研究
- 2 避難住民の安全確保に関する調査研究
- 3 効果的な緊急輸送に関する調査研究
- 4 災害情報の伝達等に関する調査研究

第3 調査研究成果の提供

地震被害想定及び災害対応に関する調査研究によって得られた成果は適宜、地区別防災カルテ、地震ハザードマップ等の形式によって市民に情報提供を図る。

第3章 震災応急対策計画

大規模地震発生時は、市域の全体が一度に破壊され、大混乱に陥ることが予想される。

震災応急対策においては、大規模な地震動によって被った被害が更に拡大、悪化することを抑え、市域を小康状態にして、復旧・復興が可能な態勢とすることを目標とする。

したがって、市民及び市域内にいた人々、並びに市職員等はそれぞれ、地震に遭遇した場所、立場において、最善と思える行動を取り、秩序の回復に積極的に関与して、いち早く組織的な機能の回復に努めて被害の拡大を抑制しなければならない。

大規模地震に対する応急対策は、発災後直ちに必要となる活動と、発災後ある程度の時間 を経て必要となる対応がある。

本章は、大規模地震発生後における応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、地震発生からの時間的推移に応じた計画を示す。

各対応の内容及び時間は目安であって当座の状況に応じて適宜前後し、あるいは変更する こともあるので、弾力的な対応が必要である。

《 施策の体系 》

第3章 震災応急対策計画 第1節 応急対策活動の基本方針 後 第2節 直 夶 (地震発生から約1時間)の活動 第3節 直 後 動 行 期 (地震発生後約1時間から約1日) の活動 第4節 緊 急 活 (地震発生後約1日から約3日) の活動 第5節 応 急 対 応 (地震発生後約3日後から約1ヶ月)の活動

第1節 応急対策活動の基本方針

《目標》

大規模地震の発生時には、「直後対応期」「直後行動期」「緊急活動期」「応急対応期」 の4段階に時期区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にした配備体制とする。

《 応急対策活動の基本方針に係る事項 》

第1	活	動	の	目	標
第 2	応 急	対策	活動の	時間	区分
第3	体 制	りの 種	類と	発令	基 準
第4	災	害	対第	本	部
		•	•		
第 5	動	員	•	計	画

第1 活動の目標

大規模地震の発生時における、職員の初動対応及び災害対策本部の設置、運営を迅速かつ適切に行い、市の活動体制を整えるとともに、災害規模と時間経過に応じた応急活動を実施して被害の拡大を防止又は局限する。

また、自衛隊災害派遣部隊、緊急消防援助隊及び埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMAR T)等の広域応援部隊と連携を密にして、被災地域における速やかな救助、救出活動の実施に努める。

第2 応急対策活動の時間区分

発災に伴う応急対策の実施に際しては、次に示す時間区分により被災状況に応じて求められる応急対策を、迅速かつ適切に実施するよう努める。



(この区分は、あくまでも活動の目安であり、災害状況に応じて弾力的に対応する。)

なお、上記の各期をまたいで継続し、あるいは次第に重点を移行するような活動に関しては、その最初の項において、ある程度全体が見通せるように記述する。

第3 体制の種類と発令基準等

1 体制の種類と発令基準

地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、本市がとるべき体制の種類及 び発令基準等は次のとおりである。

表3-1-1 体制の種類と発令基準(地震災害に係る部分)

酉己	備区分	活 動 内 容	発 令 基 準
警戒	1号配備	主として情報の収集、報告、警報等の伝達を任務と して活動する体制	・東海地震注意情報が発表されたとき
体 制	2号配備	被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する 体制	・震度4の地震が発生したとき
	3号配備	本部長及び当該対策部長が 所要の職員を配備し、応急 活動に即応できる体制	・2号配備による調査により市域に相当の被害が発生していると推定されるとき ・東海地震警戒宣言が発令されたとき
制	4号配備	組織及び機能の全力をあげ て活動する体制	・震度5弱以上の地震が発生したとき

≪参考≫ 体制の種類、配備区分及び職員動員基準は表3-2のとおりとする。

2 対象職員

本市に常時勤務する職員及び教職員その他市長が定める職員

3 発令者

(1) 非常体制

市長は、地震災害が発生し又は予想される場合に、災害の規模、種類、日時等に応じて必要な防災体制を取るため、非常体制における各号を発令するものとする。

(2) 警戒体制

地震災害における、警戒体制の各号の発令者は、次のとおりとする。

1号配備:危機管理担当マネージャー

2号配備:市長室長

第4 災害対策本部

- 1 災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部の組織及び運営は、表3-1-2のとおりとする。
- 2 災害対策本部の事務分掌災害対策本部の事務分掌は、表3-1-3のとおりとする。
- 3 その他、

災害対策本部の運営等に関して必要な事項は、「草加市災害対策本部要綱」及び「草加市災害対策本部運営要領」によるものとする。

X 0	-1-Z		の組織及の連名				
	災害対策本部の組織			災害対策本部の運営			
本部室	本部長	市長		本部長、副本部長、本部員で			
	副本部長	副市長、教育長		構成し、本部及び各対策部の重 要事項を審議・決定する。			
	本部員	各部局の部局長 市長室付危機管理監 (本部長付)	本部会議	副本部員は、本部員の補佐及 び本部方針の即時着手に備え原 則として同席する。 会議の庶務については、本部 作業室が担当する。			
	作業室長	本部長が指名する者	作業室	調整班・作業班・情報班・人 員車両班で構成し、本部長の補 佐を実施する。			
	調整班長	総合政策部副部長	調整班	県・自衛隊等、主に部外機関 等との調整を担当する。			
	作業班長	危機管理担当 マネージャー	作業班	災害対策本部の実施する業務 全般の細かい調整等を実施・担 当し、本部長の災害対応を直接 的に補佐する。			
	情報班長	自治文化部副部長	情報班	被害情報、地震情報等あらゆる情報を収集・分析・表示する。			
	人員・車輛班長	総務部副部長	人員・車両班	災害対応に必要な人員・車両 の適正な配分を実施する。			
対策部	対策部名	対策部長	対策部の運営				
	市長室 総務部 自康が 自康が 神石を 神石を 神石を 神石を 神石を 神石を 神石を 神石を 神石を 神石を	市長室長 総合政策部長 総務部長 自治文化部長 健康福祉部長 子とも未来部長 市下民生活部長 建設部長 建設部長 東立病院事務部長 教育総務部長 水道部長 消防長 議会事務局長 総務部長	・初る部各部各務対対所等対地校編班動混長対条対に策策掌と策区ご成の動混長対条対に策策掌と策区ご成の制組総部に部従はの関情及集にす成にがはの関係を集にするは	策班を置いて実施する。 務担当課(主査以上)は、部内の る情報等のとりまとめ及び本部室 連絡を担任する。 班長等は、各対策部長が定める。 の構成は、防災拠点となる各中学 報収集班、避難所班及び指揮班の			

表3-1-3 災害時における本部室の所掌、対策部の組織及び職制

			_ , r	/	所 掌					
本部室	・本部の ・災害対 ・災害対 ・災応こと ・他機関	 ・本部の配備態勢及び廃止に関すること。 ・本部の活動方針に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・災害対策基本法の規定に基づく、避難勧告避難指示の設定に関すること。 ・災害対策基本法の規定に基づく、警戒区域の決定に関すること。 ・応急活動優先事項に係る対策部間の協同及びプロジェクトの設置方針に関すること。 ・他機関等への救援要請に関すること。 ・その他災害対策に関すること。 								
対策部	職			制	分 担 業 務					
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員						
市長室(市長室)	市長室長		各当ネジー	所職員	 ・災害対策本部及び本部室の事務の統括に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・災害視察団の応接に関すること。 ・災害の広関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・扱に関すること。 ・が災害情報の収集及び伝達の統括に関すること。 ・防災行政無線及び通信機器に関すること。 ・防災でウンデンバイク隊の管理及び運用に関すること。 ・防災でマウンに関すること。 ・応急活動等の写真、文書等の記録の統括に関すること。 ・東海地大の変に関すること。 ・対策の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、変音の終話に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、 ・交全確認等に係る情報収集に関すること。 					

対策部	職		Ħ	制	A III 316 - 36
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
総合政策部 (総合会・ 部課)	総合政策部長	副部長	各属等	所職	・OA機器の復旧に関すること。 ・災害復興本部の設置に関すること。 ・災害復旧復興計画の統括に関すること。 ・緊急資機材及び物品等の調達並びに借上げの統括に関すること。 ・災害対策の予算に関すること。 ・被災者支援基金の受領、保管及び配分に関すること。 ・救援物資のデータ管理及び集積、仕分けセンターの統括に関すること。 ・災害対策に必要な現金の出納に関すること。 ・災害対策に必要な現金の出納に関すること。 ・、災害対策に必要な現金の出納に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部	職		Ħ	削	
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
総務部 (総務管理委員会)	総務部長	副部長	各属等	所職	・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・所管施設の2次災害防止対策に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・職員のよと。 ・職員の服務、給与及び公務災害補償に関すること。 ・職員の服務、給与及び公務災害補償に関すること。 ・災害対策用車両の調すること。 ・災害対策用車両の調すること。 ・変急対策用車両の調査、集中管理、配車及び運輸送計画の作成に関すること。 ・救護物資の集積及び仕分けセンターの協同に関すること。 ・救護物資の集積及び仕分けセンターの協同に関すること。 ・被災者の食料の調達、配分及び計画に関すること。 ・被災者と。 ・被災者との食料の調達、配分及び計画に関すること。 ・被災者として、変に関すること。 ・被災者として、変に関すること。 ・、被災者に関すること。 ・、が変に関すること。 ・、災害を関すること。 ・、災害が変に関すること。 ・、災害が変に関すること。 ・、水防活動の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡の整備に関すること。

対策部	職		伟	il)
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分担業務
自治文化部 (自治文化部 ・農業委員)		副部長	各属等	所職属員	 ・ボランティアの受入れ及び各部局専門ボランティアの統括に関すること。 ・災害ボランティアセンターの設置及び運営の統括に関すること。 ・避難所(コミュニティセンター、体育館)の開設及び運営の協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営に関わる協同に関すること。 ・救援物資のデータ管理及び集積、仕分センターの協同に関すること。 ・商工団体及び農業団体との連絡調整に関すること。 ・商・エ・農業の施設整備等の被害調査に関すること。 ・産業活動の復旧支援に関すること。 ・生活支援物資の調達に関すること。 ・生活支援物資の調達に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・複印復興計画に関すること。 ・複に復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。

(行政組織) 対策部長 副部長 班長 班長 班長 一位東福祉部 健康福祉部 健康福祉部 の	対策部	職			制	
(健康俗社部) 部長		対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
	健康福祉部	健康福祉	, , , , , ,	各所属長	所属	協難すること。 ・避難すること。 ・避難するご被災者の受入れの統括に関連すること。 ・災協所の正と。・ 災協に関すること。 ・自自政が後とののこと。・ 自自政がとののこと。 ・自自政が表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を

対策部	職			制	
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
子ども未来 部 (子ども未来 部)	子ども未来部長	副部長	各属等	所職	 ・市立保育園の応急救護対策及び応急保育に関すること。 ・乳幼児救護に関すること。 ・救援物資の受領、仕分、配分計画及び配布に関すること。 ・救援物資の集積及び仕分センターの協同に関すること。 ・避難所の運営及び被災者の受入れの協同に関すること。 ・自主防災組織との避難所運営に関わる協同に関すること。 ・社会福祉機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・市福祉施設利用者の救護対策に関すること。 ・方で施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。
市民生活部(市民生活部)	市民生活部長	副部長	各属等	所職員	・遺体の検案に関すること。 ・死体火葬許可書の発行に関すること。 ・仮設トイレの調達、設置及び管理に関すること。 ・ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 ・がれき処理の申請受付及び統括に関すること。 ・災害時空地管理の協同に関すること。 ・被災地の消毒、薬剤の散布及び調達に関すること。 ・防犯に関すること。 ・防犯に関すること。 ・道路通行可否、鉄道の運行状況、施設被害の把握及び整理に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部	職		É T	钊	() In all, 76
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分担業務
都市整備部(都市整備部)	都長	副部長	各属等	所職	・建築関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・建築物応急危険度判定の実施及び統括に関すること。 ・建築物の被害調査の協同に関すること。 ・建築物の被害調査の協同に関すること。 ・被災家屋からの救出、輸送及び収容の協同に関すること。 ・被災者の一時住宅あっせんの協同に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・応急仮設住宅の入居に関すること。 ・応急仮設性管理の協策及び被害調査に関すること。 ・災管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・再度災害防止に向けた街づくり計画調査にと。 ・担地利用及び建築等に係る制限に関すること。 ・推大の警戒すること。 ・都海地震の警戒をに関すること。 ・東海に急対策に関すること。 ・道路階別の協同に関すること。 ・道路階別の協同に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

対策部	職		制		
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
建設部(建設部)	建設部長	副部長	各属等	所職	・建設関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ライフライン機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・会災時に関すること。 ・震災時には対すること。 ・道路啓開に関すること。 ・災害時空地で協同に関すること。 ・がれき処理の協同に関すること。 ・がれき処理の協同に関すること。 ・被災家屋からの救出、輸送及び収容の協同に関すること。 ・社本施設の応急対策計画に関すること。 ・土本施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・炎害復興計画に関すること。 ・災害復興計画に関すること。 ・水防情報の統括と指令の伝達に関すること。 ・水防情報の統括と指令の伝達に関すること。 ・水防時における河川・水路の定点観測及び応急で、水防時における下の状況査察に関すること。 ・水防時における下内の状況査察に関すること。 ・水防時における市内の状況査察に関すること。 ・水防時における市内の状況査察に関すること。 ・水防時における市内の状況査察に関すること。 ・水防時における市内の状況査察に関すること。

対策部	職		制		
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
教育総務部)	教育総務部長	副部長	各属等	所職	・教育関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・市立小中学校の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。 ・市立小中学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒の応急救護対策に関すること。 ・児童生徒の学用品のとと。 ・児童生徒の学用品のとと。 ・児童生徒のメンタル・ケアに関すること。 ・児童生徒のメンタル・ケアに関すること。 ・児童生徒のメンタル・ケアに関すること。 ・選難が表して、選をののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

44.455.70	職		制		
対策部 (行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分 担 業 務
消防部(消防本部)	消防長	次長	各属等	所職	・消防関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・火災その他の災害の予防、警戒、防御及び広報に関すること。 ・他消防機関への応援要請及び受入れに関すること。 ・自主防災組織との連携に関すること。 ・教急及び救助に関すること。 ・教急及び救助に関すること。 ・遊難の指示等に必要な情報の収集に関すること。 ・避難の指示等に必要な情報の収集に関すること。 ・遊難の指示等に必要な情報の収集に関すること。 ・危関すること。 ・造験物等の火災・事故の設定及び活置に関すること。 ・消防法の規定による警戒区域の設定及び方入りとと。 ・消防法の制限若しくは禁止又は撤去等に関すること。 ・被災家屋からの救出及び搬送の統括に関すること。 ・行方管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復興計画に関すること。 ・復興計画に関すること。 ・東海地対策に関すること。 ・水防活動の協同に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録情報伝達連絡調整及び庶務に関すること。
水道部(水道部)	水道部長	副部長	各所長等	所属員	・水道関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・応急給水及び広報に関すること。 ・応急給水施設及び資器材の整備に関すること。 ・応急給水原水の確保に関すること。 ・所管施設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録情報伝達連絡調整及び庶務に関すること。

対策部	職			制	
(行政組織)	対策部長	副部長	班長	班員	分担業務
市立病院部 (市立病院 事務部)	市立病院事務部長	副部長	各属等	所職員	 ・公的病院及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・入院患者等の安全確保及び移送計画に関すること。 ・被災者の医療及び助産に関すること。 ・医療救護所の協同に関すること。 ・死体検案の協同に関すること。 ・死体検案の協同に関すること。 ・死本設の防災対策及び被害調査に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・復旧復興計画に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。
議会監査部 (議会事務 局・監査委 員事務局)	議会事務 局長	次長 (監員 務局)	各所長等	所属員	 ・議会との連絡調整に関すること。 ・食料の運搬、被害調査及び避難所運営の応援に関すること。 ・東海地震の警戒宣言発令時における地震防災応急対策に関すること。 ・水防活動の応援に関すること。 ・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。
地区参集部 (関係部局)	総務部長	副部長	指名職員	指名職員	・大規模地震発災初期の避難所開設(勤務時間外)に関すること。・大規模地震発災初期の被害状況の現地情報収集及び避難所の緊急運営に関すること。・対策部の応急活動等の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。

【資料集掲載資料】

震1-3 草加市災害対策本部条例

震1-4 草加市災害対策本部要綱

震1-5 草加市災害対策本部運営要領

第5 動員計画

1 職員動員の基準

地震災害に対処するため、市長(本部長)等は本章第3「体制の種類と発令基準」に示す配備体制を取り、表3-3に示す体制の種類、配備区分及び職員動員基準に従い配備を行う。

2 動員の対象外

以下に掲げる者については、動員の対象外とする。

- (1) 平時における病弱者、身体不自由等で、応急活動を実施することが困難な者
- (2) 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、応急活動に従事することが困難な者
- (3) その他各所属部長等が認める者

3 動員の区分

職員の動員の区分は次のとおりとする。

(1) 所属参集

防災活動を実施するために、あらかじめ指定された次の職員

- ア 各対策部の初動体制を確立するために必要な管理職等の職員
- イ 防災対策上欠くことができない次の職員
 - (ア) 情報収集要員及び災害対策本部、関係機関との連絡要員
 - (イ) 業務上、緊急措置を行う必要がある職員
 - (ウ) 特殊業務を担当するものなど、防災対策上必要な職員

(2) 地区参集

震度5弱以上の地震発災時に地域の災害情報の取得と円滑な避難所開設を行うため にあらかじめ指定された職員

(3) 応急危険度判定士

震度5弱以上の地震発生時に市庁舎、避難所その他の公共施設等の応急危険度判定 を行うためにあらかじめ指定された職員

(4) 防災マウンテンバイク隊

災害時における市内各地域の被害状況及び安全確認等に係る情報収集を行うために あらかじめ編成された職員

4 初動時の臨時の編成

大規模な地震が勤務時間外に発生した場合は、職員の参集が整うまでに相当な時間を要する一方で、甚大な被害が発生するため、人命に関わる諸対策の緊急かつ優先的な実施が求められることが予想される。

そのため、本計画の定める非常配備体制による組織編成の完成を待っては、迅速かつ 適切な応急対策活動が実施できないと判断される場合は、各部署において所属長又は所 在する最先任者が臨時の編成を指示して、対応するものとする。

(草加市災害対策本部要綱 別表第2 (第10				警 戒 体 制 (本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当 たる体制)				非 常 体 制 (本部を設置して災害対策活動を推進する体 制)		
(草加市災害対策本部要綱 別表第2(第10条、第11条関係)のうち、地震災害に係る部分)			発令基準 活動内容	1 号配備 ・東海地震注意報が発表されたとき ・主として情報の収集、報告、警報等、伝達を任務として活動する体制	2号e ・震度 4 のま したとき ・被害状況の 非常体制の え活動する	也震が発生 の調査及び の実施に備	3 ・2号配 により の被害 ると推済 ・東海地 発令さる ・本部長が 配備し、	号配備 構なはいまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	4号配備 ・震度5弱以上の地震が発生したとき ・組織及び機能の全力をあげて活動する体制	
災害対策本部に に設置する対策 部	対策部に所属する 草加市行政組織条 例に定める部局等	災害種類		J	戦 員	動	員	基 準		
市長室	市長室	地震		幾管理担当 2人 服担当 2人	危機管理担当	2人	危機管理! 市長室	担当 全員 1/2	全員	
総合政策部	総合政策部 会計課	地震					各課室	1/2	全員	
総務部	総務部 選挙管理委員会	地震					各課室	1/2	全員	
自治文化部	自治文化部 農業委員会事務局	地震					各課室	1/2	全員	
健康福祉部	健康福祉部	地震					各課	1/2	全員	

	1					1		1
子ども未来部	子ども未来部	地震				各課室	1/2	全員
市民生活部	市民生活部	地震				各課	1/2	全員
都市整備部	都市整備部	地震				各課所	1/2	全員
建設部	建設部	地震				各課室	1/2	全員
教育総務部	教育委員会事務局 教育総務部	地震				各課	1/2	全員
消防部	消防本部	地震	消防署 通常体制人員 総務課 1人 消防防災課 1人 予防課 1人	消防署 i	通常体制人員		全員	全員
水道部	水道部	地震				各課	1/2	全員
市立病院部	市立病院事務部	地震				各課室	1/2	全員
議会監査部	議会事務局 監査委員事務局	地震				各局	1/2	全員
地区参集部	関係部局	地震						全員

^{*} 表中の各部局の配備人員は、配備可能な人員(上限)とし、災害の状況に応じて適宜動員配備を調整するものとする。

≪参考≫ 表3-1-1 体制の種類と発令基準(地震災害に係る部分)

第2節 直後対応期(地震発生~約1時間)の活動

《目標》

地震発生直後において、災害対策本部及び各対策部の対応体制が確立するまでの間に、 次の初動活動を実施する。

《発災直後に実施する活動事項》

第1	地震発生	上 時 の 個	人 対	応
第 2	地震発生直	後の勤務時	間内の対	付応
第 3	地震発生直	後の勤務時	間外の対	市応
第 4	避 難	所	開	設
第 5	重要	事項の	決	定
第 6	災害対策本	は部の設置	及び運	営
第 7	交	· 文		策

第1 地震発生時の個人対応

職員は地震発生時においては、自己及び周囲の人の身を守るために必要と思われる対応に当たらなければならない。

なお地震が一旦収まってからは、その職責、役割分担に応じた対応に移行する。

第2 地震発生直後の勤務時間内の対応

1 発災直後における緊急措置

緊急措置として、職場ごとに次の措置を行う。

(1) 市役所等各公共施設の被害状況の把握と初期消火

各部局は、速やかに市役所庁舎及び各公共施設の電気、水道、ガス、建物等の被害状況を確認し、各部局長は所属の伝令要員等を通じて被害状況等を危機管理担当に通報する。また、火災が発生した場合は初期消火に当たる。

(2) 来庁者の安全と避難誘導等

職員は、各施設の市民等の来訪者の安全を確保し、火災発生等で避難が必要と判断される場合は、安全な場所へ避難誘導を行う。また、施設の損壊等により要救助者や負傷者が発生している場合は、応急救護措置を講じる。

(3) 被害状況を踏まえた各庁舎・施設の緊急防護措置

施設管理者は、被害の状況により各施設の危険箇所への立入規制や危険物等に対する防護措置を行う。なお、速やかに非常用発電機能や通信機能を点検し機能確保を図る。

- (4) 火災等の発生防止措置
- (5) 非常持出品の搬出
- (6) 出張中の職員の帰庁

市内及び市外に出張中の職員は、直ちに所属に戻り、各所属長は休暇等を含めた 所属職員の出勤・安否状況の確認を行い、部局長に報告する。

2 学校の発災直後における緊急措置

あらかじめ定める「学校地震災害対応マニュアル」に基づいて児童、生徒の生命及び身体の安全の確保に万全を期す。

(1) 児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生後、児童生徒の安全を確認し負傷者に対する応急処置行う。 また、災害の規模、施設の被害状況、周辺の災害状況等を迅速に把握する。 火災の危険や施設倒壊等の危険により、児童生徒等に危険が及ぶと判断したとき、 あるいは消防職員からの指示に基づき、速やかに広域避難場所等の安全な避難場所 へ児童生徒及び教職員を緊急避難させる。

(2) 臨時休業等の措置

校長は、状況に応じ教育総務部と協議し、臨時休業等の措置を講じる。

併せて、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容 について教育総務部へ報告する。

(3) 保護者への引渡し

児童生徒の安全を確認し、保護者への引渡しを行う。その際、学校にそのまま避難することもあるので柔軟に対応する。

(4) 避難所の開設

校長は、教職員に指示して避難所を開設し、避難者を受け入れる。また、災害対策に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。

(5) その他

応急教育については第3章第5節第7「文教対策」による。

3 保育園の発災直後における緊急措置

保育園長(民間認可保育所の施設長を含む。)は、震災時における園児の安全確保 を図るため、次の応急措置を講じる。

- (1) 保育園長は、地震災害の状況に応じて、あらかじめ定められた避難措置を速やかに講じる。
- (2) 保育園長は、園児及び職員の安否確認を行った後、保護者への引き渡しまで安全な保育を継続する。また、施設設備等の被害状況を把握し、その結果を子ども未来部保育課に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育園の管理等万全な措置を講じる。
- (3) その他

応急保育については第3章第5節第7「文教対策」による。

4 配備体制

各部局長は市の計測震度により、動員計画に基づき職員を配備に付け、災害対応活動を実施する。

5 地震情報の収集

各部局及び各職員は、地震発生直後より、震度情報ネットワークシステム、防災情報システム、テレビ、ラジオから地震情報(市の震度、震源位置、震度分布等)を収集する。また、県防災行政無線より送信される地震情報の収集に努める。

6 初動期災害情報の収集

発災が勤務時間内の場合は、直ちに被害調査を実施し、①地震直後に各部の初動対応に必要な情報、②自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報等を収集する。また早期に被害の全体像を把握し、迅速な対応を取るために概括的な被害情報を合わせて収集する。

(1) 危機管理担当

市の計測震度から、被害想定手法を用いて、被害の初期見積りを実施する。

(2) 各部局

収集した情報は情報連絡責任者(庶務担当課)により災害対策本部情報班へ報告 する。

建設部は、緊急輸送道路及び避難路を中心とした市内の道路、橋りょう、河川等

の土木施設の被害状況を調査し、災害対策本部情報班に報告する。

(3) 地区参集部

指揮班及び情報収集班は、対策部長の指示により、班長の指揮の元、各地区防災拠点(市内の中学校)へ出動する。出動途上で周囲の被害情報を収集する。収集した情報は指揮班において集約し、電話又は防災行政無線により災害対策本部情報班へ報告する。また、情報収集班は1班2名編成で防災地図を携帯し、各地区内をバイクあるいは自転車で移動しながら、被害情報の収集と記録を行う。

(4) 応急危険度判定士

応急危険度判定士は、都市整備部長の指示により、避難所その他の公共施設等の 応急危険度判定を行う。

(5) 防災マウンテンバイク隊

防災マウンテンバイク隊は、市長室長の指示により市内に出動し、①地震直後に各部の初動対応に必要な情報、②自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報等を収集する。また早期に被害の全体像を把握し、迅速な対応をとるために概括的な被害情報を合わせて収集する。収集した情報は、画像情報伝達機器対応の携帯メール又は防災行政無線等により災害対策本部情報班へ報告する。指定区域の調査を終えた後、災害対策本部に帰り、情報班に詳細を報告する。

7 被害情報の県への報告

震度4以上の地震が発生した場合、危機管理担当は県に速やかに被害情報を報告する。報告は被害速報の発生速報及び経過速報による。報告すべき被害の程度については住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先する。なお、県に報告ができない場合は、消防庁を通じ、内閣総理大臣に報告する。

(1) 発生速報

県防災情報システムにより、被害発生直後に判明した必要事項を入力する。防災情報システムが使用できない場合は、埼玉県様式第1号の発生速報により、防災無線FAX等で報告する。

(2) 経過速報

県防災情報システムにより、特に指示された場合のほか2時間毎に逐次必要事項を入力する。防災情報システムが使用できない場合は、埼玉県様式第2号の経過速報により、防災無線FAX等で報告する。

(3) 確定報告

埼玉県様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内 に文書で報告する。

(4) 報告先

ア 県への報告先

消防防災課とする。勤務時間外においては、危機管理防災センターシステム管 理室とする。

県への報告先

報告先		NTT電	防災行政無線地上系		防災行政無線衛星系		
	報百元		話	専用電話機	庁舎内線経由	専用電話機	庁内内線電話
時間	消防防災課	電話	048-830-8181	6-8181	*1-6-8181	200-6-8181	89-200-6-8181
内	災害対策担当	FAX	048-830-8159	6-8159	*1-6-8159	200-6-8159	89-200-6-8159
時期	システム	電話	048-830-8111	6-8111	*1-6-8111	200-6-8111	89-200-6-8111
間外	管理室	FAX	048-830-8119	6-8119	*1-6-8119	200-6-8119	89-200-6-8119

イ 消防庁への連絡先

回線別	区 分	平日(9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	9049013	9049102
	FAX	9049033	9049036
地域衛生通信	電 話	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049102
ネットワーク	FAX	TN-048-500-9049033	TN-048-500-9049036

《参考》 埼玉県地域防災計画風水害対策編(H23.11) 第2章・第6節・第3 災害情報計画

≪参考≫ 埼玉県地域防災計画資料編 (H23.11)

防応6-1 被害情報の報告様式(発生速報・経過速報・被害状況調(確定))

防応6-2 確定報告の記入要領

第3 地震発生直後の勤務時間外の対応

1 自動参集

勤務時間外において、草加市で観測震度5弱以上の地震が発生した場合、各職員は 自ら情報を収集し、該当する配備基準を判断して、各指定参集場所に出勤しなければ ならない。

(1) 震度5弱以上の地震発生時

学校職員を含む全ての職員は、草加市で観測震度5弱以上の地震が発生した場合は、自分自身と家族等の安全を確保した後、自己の判断であらゆる手段を用いて、あらかじめ指定された場所へ自動参集する。職場や参集場所に登庁するかどうかの電話による問合せは行わないものとする。

(2) 参集手段

原則として、徒歩、自転車、バイクを使用する。 (ただし、交通機関が稼動している場合の利用はその限りではない。)

(3) 服装、携行品等

防災活動に支障のない服装とし、手袋、タオル、飲料水、食料、懐中電灯、携帯 ラジオ、携帯電話、デジタルカメラ等の必要な用具の携行に努める。

(4) 参集途上の被害状況把握

職員は、参集する途上において、可能な範囲で、被害状況及び人命に関わる情報 等の防災対策上必要な情報の収集に努めなければならない。

(5) 緊急措置

職員は、参集する途上において、火災あるいは人命に関わる緊急事態に遭遇した場合は、消防機関及び警察機関に通報するとともに、人命救助等の適切な行動を取るものとする。

2 動員区分毎の行動

(1) 所属参集

所属参集職員は、各自あらかじめ指定された部署へ自動参集する。参集後、所属 対策部長又は在所の最先任者の指示により、対応活動を実施する。

(2) 地区参集

震度5弱以上の地震が発生した場合、地区参集職員は、あらかじめ指定された各地区防災拠点(市立中学校)へ自動参集する。

- ア 地区参集体制は、初動期に限定した体制であり、地区参集部長(総務部長)以下、 指揮班、情報収集班、避難所班から構成され、次の活動に従事する。
 - (ア) 情報収集班長は、指揮班長の指示に従い、防災地図等を活用して、地区内の 被害情報を収集して指揮班長に報告する。
 - (イ) 避難所班長は、施設管理者と協力して避難所の設営及び初動期の避難所運営 を行う。
 - (ウ) 指揮班長は、避難所班長及び情報収集班長を指揮するとともに、情報収集班 から被害情報を収集し、防災地図等に整理するとともに、随時、防災行政無線 等により災害対策本部への報告を行う。

- (エ) 各班の活動内容の詳細は「地区参集部職員行動マニュアル」によるものとする。
- イ 地区参集体制の撤収については、次の手順で行う。
 - (ア) 指揮班及び情報収集班は、被害情報の収集・整理が終了した時点で撤収する。 指揮班長は、地区参集部長に状況を報告し了解を得た上で、班員に撤収の指 示を行う。撤収後は、直ちに地区参集部長に被害状況等を報告するとともに、 情報を整理した防災地図等を提出する。
 - (イ) 避難所班は、健康福祉部の体制が整い、新たに派遣された避難所運営要員と の引継ぎが完了後撤収する。

避難所班長は、引継ぎ完了を地区参集部長に報告し了解を得た上で、班員に 撤収の指示を行う。撤収後は、地区参集部長に状況を報告し、班員を所属する 各対策部へ復帰させる。

(3) 応急危険度判定士

震度5弱以上の地震が発生した場合、応急危険度判定士は、原則として、災害対策本部に集合し、災害対策本部から指定された施設において、応急危険度判定を行う。帰庁後都市整備部長に結果を報告する。

(4) 防災マウンテンバイク隊

防災マウンテンバイク隊は、各番隊ごとに予め指定された区域に出動し、①地震直後に各部の初動対応に必要な情報、②自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報等を収集する。また早期に被害の全体像を把握し、迅速な対応を取るために概括的な被害情報を合わせて収集する。収集した情報は、適宜携帯メール又は防災行政無線等により災害対策本部情報班へ報告する。指定区域の調査を終えた後、災害対策本部に帰り、情報班に詳細を報告する。

3 発災直後の緊急措置

市役所本庁舎において、警備員は次の緊急措置を実施する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 被害状況を踏まえて、庁舎等の緊急防護措置
- (3) 庁舎内の安全確保(初期消火、飛散ガラス処理等)

なお、庁舎管理担当職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能及び通信機能 の点検、機能確保を行う。

4 学校の発災直後における緊急措置

「学校地震災害対応マニュアル」に基づいて所要の措置を講ずる。

(1) 自動参集

震度5弱以上の地震が発生した場合、教職員は、所属の学校へ自動参集する。

(2) 被害状況の把握

校長及び教職員は、地震発生後直ちに施設の被害状況並びに周辺地域の被災状況 を把握し、教育総務部へ報告する。

(3) 避難所の開設

校長及び教職員は、地区参集した市職員と協同で避難所を開設し、避難者を受け

入れる。

(4) 臨時休業等の措置

校長は、状況に応じ教育総務部と協議し、臨時休校等必要な措置を講じるものとする。併せて、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容について教育総務部へ報告する。また、教育総務部は、状況に応じて保護者への連絡方法として報道機関の活用も検討する。

(5) 児童生徒等の安全確認

非常動員した教職員は、児童生徒や他の教職員の安全確認を電話等の方法によって確認する。

(6) その他

応急教育については第3章第5節第7「文教対策」による。

5 保育園の発災直後における緊急措置

保育園長(民間認可保育所の施設長を含む。)は、次の応急措置を講じる。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、保育園長及び所属参集に指定された職員所属の保育園へ自動参集する。
- (2) 保育園長は施設設備等の被害状況を把握し、その結果を子ども未来部保育課に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育園の管理等万全な措置を講じる。
- (3) その他

応急保育については第3章第5節第7「文教対策」による。

6 被害情報の県への報告

第3章第2節第2 7に準じて実施する。

第4 避難所開設

1 避難所の目的、機能等

避難所の開設運営は、人命救助と並んで市の応急対策の柱の一つであり、比較的長期にわたる活動である。避難所の開設に先立って、直後対応から、応急対応までを通して避難所の機能等全般について概説する。

(1) 避難所の目的

災害時に、市が被災者に安全と安心の場を提供するとともに、避難者自らが互い に励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての次の一歩を踏み出す場を創出す る。

(2) 受入れ対象者

避難所への収容者は、原則的に次のとおりとする。

- ア 住家が被害を受け、居住する場を失った者
- イ ライフライン等の被害により、住居における生活が困難となった者
- ウ 避難勧告又は避難指示を受け、緊急に避難する必要のある者
- エ 市内に滞留した帰宅困難者(市外からの通勤・通学者、宿泊者、通行人等)

(3) 避難所の機能

ア 避難所の機能

避難所の果たす機能は次のとおりである。

- (ア) 避難者の応急住宅等への入居までの生活拠点
- (イ) 避難者及び避難所周辺居住者等への情報提供拠点
- (ウ) 飲料水、食料及び生活必需品等の物資供給拠点
- (エ) 傷病者等に対する医療救護活動拠点
- (オ) 自主防災組織等による消火及び人命救助等の防災活動拠点

イ 避難者等への生活支援機能

前ア項(ア)の避難者の生活拠点として避難所が提供する生活支援機能の細部を下表に示す。各支援分野は避難所の開設から閉鎖までの全期間においていずれも必要であるが、その緊急性または優先度は発災からの時間的推移に従って、おおむね上部の生存・安全に関連深い分野から、下部の社会・生活に関連深い分野に移行していく。

避難者等への生活支援機能

支援分野	支援項目	内容
	①安全の確保	生命・身体の安全確保
	②水・食料・物資の提 供	水・食料・被服・寝具等の提供
安全・生活	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供
基盤の提供		最低限の暑さ・寒さ対策
		プライバシーの確保
		防犯
保健・衛生	④健康の確保	傷病を治療する救護機能 健康相談等の保健医療機能
の確保	⑤衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理
情報支援	⑥生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報
1月	⑦復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニテ	⑧コミュニティの維	避難者同士の励まし合い・助け合い
ィ支援	持・形成の支援	従前のコミュニティの維持
相談窓口の 設置	⑨総合的な相談窓口の設置	避難所生活に関する相談 生活再建のための相談 防犯相談

(4) 避難所運営に当たっての全般的認識

- ア 避難所の運営に当たっては避難所が単なる被災生活の場というだけでなく、生 活の再建と復興への支援として機能するよう配慮する。
- イ 避難所は「住むところ」ではなく「過ごすところ」であり、できる限り短い期間で閉鎖される。避難者の居心地の問題を最優先にすべきではなく、いかにして多くの住民に支援できるかが優先される。
- ウ 避難者はサービスの受け手ではなく、お互い助け合い、自ら避難所運営に参加 して初めて避難所の諸機能が発揮できる。
- エ 避難所は在宅被災者への物資供給拠点としても位置づけられている。食料や水 その他の供給、医療救護、情報提供等については、在宅被災者についても同様の 対応が必要となる。
- (5) 避難所管理運営マニュアルの作成

避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営ができるよう健康福祉 部はあらかじめマニュアルを作成する。なお、マニュアル作成の概要は、次のとお りである。

- ア 避難所の管理運営
 - (ア) 施設の開放
 - (イ) 部屋割り
 - a 避難者全員分の居住空間を確保する。
 - b 世帯と地域を単位とする。血縁関係や居住地域を考慮する。

- c その他の者は、年齢、性別等を考慮する。
- d 介護が必要な要援護者には特に配慮し、環境の良好な場所(畳敷きの部屋、 トイレの近く等)を確保するように努め、介護者とともに居住組を編成する。
- (ウ) 避難者名簿の作成
 - a 記入用紙を用意する。
 - b 避難者状況を整理する。
 - c プライバシーに配慮する。
- (エ) 避難所開設の報告

避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に報告する。

- (オ) 運営組織の設置
 - a 運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
 - b 運営組織には、複数の女性を参加させる。
 - c 市職員又は施設職員は、運営組織が設置されたときに事務を引継ぐととも に円滑に組織が運営できるようにサポートする。
 - d 運営会議
 - (a) 会長(居住組の長で構成する代表者会議により選出)
 - (b) 副会長(同上)
 - (c) 活動班
 - (d) 居住組

活動班の区分及び活動内容

区分	活動内容
総務班	避難者管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、
	郵便物、宅配便の取次ぎ、記録、困りごと相談
情報班	情報の収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料・物資の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火、防犯
保健·衛生班	医療、介護、トイレ、衛生管理、生活用水の管理、清掃、ゴミ、
	ペット
防犯班	防犯意識の啓発、防犯環境対策、防犯パトロール、防犯相談
ボランティア班	ボランティアの受付

イ 生活の配慮とルール

- (ア) プライバシーの配慮
 - a プライバシー確保のための間仕切りを工夫する。
 - b 更衣室、授乳室、入浴施設の配置については、異性の視線が気にならないよう配慮する。
 - c セクハラや性犯罪防止を考慮した男女別トイレの設置に努める。
 - d 乳幼児がいる世帯への配慮に努める。
- (イ) 災害時要援護者への配慮

- a 専用トイレの設置、情報伝達方法(音声、映像の利用、手話通訳の配置等)に配慮する。
- b 必要となる介護・介助要員、介助用具等の手配等に努める。
- c 災害時要援護者の状況等に応じて、社会福祉施設、医療機関等への二次避 難を考慮する。
- (ウ) 女性や子育てへの配慮 着替えや授乳場所の確保等、可能なら専用トイレの設置
- (エ) 外国籍市民等への配慮 言語や生活習慣等への配慮
- (オ) ペットの扱い
 - a 室内は禁止、屋外にペット飼育場所の確保
 - b 介助犬同伴者への配慮に努める。
- (カ) 生活ルールの周知 避難所生活のルールを周知(見やすい場所に掲示、入所者への配布)

(6) 避難所の開設期間

避難所は、避難する必要がなくなった場合、又は被災者のための応急住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、避難所を閉鎖した場合、本部は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用においては、同法の規定により避難所の開設期間は7日間とし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

2 避難所の開設及び運営

(1) 開設

地震発生直後の避難所の開設は、原則として当該施設の管理者が実施する。ただし、勤務時間外の各小・中学校については、各地区参集職員が施設管理者と協同で開設する。

緊急を要する場合等には、自主防災組織をはじめ、町会、自治会等の地域コミュニティの判断により避難所を使用することができる。また、同じく小中学校の備蓄 倉庫内に格納された救助用具セット等を使用できる。このため、各施設の門扉や体育館等の鍵は、当該施設管理者及び地区参集班長の他、自主防災組織等の代表者もそれぞれ管理できるものとする。

避難所の使用に先立って、管理者等は、施設の安全性を確認する。

避難者の収容場所は、屋内運動場や集会室、体育館のアリーナ等のあらかじめ定めた屋内空間を優先するが、収容面積が不足する場合は、教室やその他の部分も使用する。また、緊急措置として校庭等の屋外の使用についても考慮する。

(2) 運営

開設初期の運営は、地区参集体制の避難所班が施設管理者と協力して行う。以後 各体制が整い次第、施設管理者、健康福祉部、避難者代表による「避難所運営委員 会」を編成し、共同で運営にあたるとともに、必要に応じてボランティアの協力を 得ることとする。時間的な推移による運営上の留意点は次のとおり。

- ア 直後から約3日までの運営上の留意点
 - (ア) 施設管理者と施設使用の調整及び教職員等との協力体制の確立
 - (イ) 避難所統括部 (健康福祉部) との連絡体制の確立
 - (ウ) 傷病者の把握と応急処置
 - (エ) 災害時要援護者の把握及び対応措置
 - (オ) 避難者数の把握及び避難者名簿の作成(避難者カードによる) と報告
 - (カ) 被災者(在宅被災者を含む)への給食、給水、生活必需物資等の配給
 - (キ) 男女別仮設トイレの設置及び増設等必要な措置の実施
 - (ク) 安否確認等への対応
 - (ケ) 災害関連情報(市の応急対策状況、医療、生活関連情報等)の伝達・提供
 - (コ) 食料及び生活必需物資等の避難所統括部(健康福祉部)への要請及び受入れ
 - (サ) 要援護者への対応措置の再確認及び他施設等への移動の要否の検討
 - (シ) 女性・乳幼児専用スペースの検討
- イ 約4日目から約2週間の運営上の留意点
 - (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
 - (イ) 安否確認等への対応
 - (ウ) 市の応急対策状況、医療及び生活関連情報等の提供
 - (エ) 施設内でのプライバシーの保護策についての検討
- ウ 約2週間後以降
 - (ア) 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
 - (イ) 避難者の健康管理及び栄養指導についての協議

第5 重要事項の決定

市長等は、地震発生後、災害対策本部体制が機能する以前の段階において、次の事項について速やかに意思決定を行う。

1 職務の代行

本部長に事故があった場合又は本部長が欠けた場合の本部長代行者の継承順位は次のとおりとし、以下草加市行政組織条例に掲げる部における部長の順によりその職務を代行する。

また、本部員及び班長の代行は、各対策部においてあらかじめ指名した者をもって 充てる。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総合政策部長

2 重要事項の意思決定

勤務時間内に地震が発生した場合は、本部長、副本部長、本部員等は、3項に記載する項目について協議し、必要な意思決定を行う。

ただし、迅速を要する時あるいは勤務時間外においては、在庁又は連絡可能な最上 級者が暫定的に意思決定できる。

3 意思決定事項

- (1) 市の観測震度の確認と配備体制の指定
- (2) 災害対策本部の設置
- (3) 災害情報及び被害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針
- (4) 避難勧告又は指示及び警戒区域の決定
- (5) 広域応援要請
- (6) 自衛隊災害派遣要請
- (7) 災害救助法の適用
- (8) その他次の重要事項

ア 災害対策に関する経費

イ その他必要事項

第6 災害対策本部の設置及び運営

人的被害の防止と軽減を最優先として、迅速に被災情報等の収集を行い、状況に応じて的確な応急対策活動を実施するため、基準に従い速やかに災害対策本部を設置し、被災状況や職員の参集状況に応じた緊急活動の体制を整える。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置する。

(2) 庁舎被災時の災害対策本部設置場所

本庁舎西棟が被災し災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等の適 宜の施設に災害対策本部を設置するとともに、全職員に明示して周知する。

(3) 本部表示の掲示

災害対策本部を設置した場合は、本部室前に「草加市災害対策本部」の表示を掲示する。

(4) 災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、埼玉県に防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線及び一般加入電話等を使用して報告する。また、県に連絡できない場合は、消防庁経由で内閣総理大臣に報告する。

なお、これらの通信手段による連絡が不可能な場合は、県災害対策本部春日部支部 (東部地域振興センター) へ連絡員として職員を派遣する。

(5) 報告内容

報告する内容は、災害対策本部の設置に加え、それまでに収集した人命に関わる被害状況等の概数及び市庁舎及び周辺の被害状況等を優先し、把握できた範囲の情報を、第3章第2節第2 7「被害情報の県への報告」に示す発生速報(市としての第1報である場合)、又は経過速報により速やかに報告する。

(6) 関係機関等への通知

災害対策本部を設置した場合は、マスコミ及び関係機関に通知する。

(7) 災害対策本部の廃止

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

廃止の報告及び通知は、災害対策本部設置の報告及び通知に準じて行うものとする。

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織、運営の方法については、草加市における平時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。

また、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の中に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 本部室

本部室は、本部長、副本部長、本部員、作業室長等をもって構成され、災害対策本部の活動方針の決定及び対策部の業務の進行管理・調整等を所掌する。

(2) 対策部

災害対策本部に、表3-1-3に示す対策部を置き、その所掌は同表に示すとおりとする。また、各対策部における組織及び対応計画は活動マニュアルによる。

第7 交通対策

道路管理者(市長)は発災に際して、必要に応じ、応急対策活動や避難路の確保等のため、警察署との連携の下に、歩行者又は車両等の通行を規制し、適切な処置をとるものとする。

通行禁止等の種類等

実施者	適用条件	根拠法
道路管理者 (国土交通大 臣、知事、市 長)	1 道路の破損、欠壊、その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第4 6条第1項
県公安委員 会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため 緊急の必要があると認めるとき。 (緊急通行車両以外の車両 の道路における通行を禁止し、又は制限する。)	災害対策基 本法第76 条第1項
	道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。(道路標識等を設置して、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。)	道路交通法 第4条第1 項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。(歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は規制する。)	同法第5条 第1項
警察官	 1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。(現場における混雑を緩和するため、進行してくる車両等の通行を禁止し、又は制限する。) 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合(当該道路における危険を防止するため一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。) 	同法第6条 第2項、第 4項

1 情報の連絡

市は、被災地の実情及び道路、交通の状況に関する情報を警察及び他の道路管理者 (国、県)と相互に連絡をとる。交通対策が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又 は制限の対象、区間及び理由を相互に通知する。

2 道路法に基づく道路管理者の行う交通対策 道路の破損、欠壊、道路冠水等の事由により交通が危険であると認められた場合は、 直ちに通行止め等の必要な措置を講じ、草加警察署等関係機関に連絡するものとする。

3 災害対策基本法に基づく交通規制

県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)を行う場合、所要の協力を行うものとする。

4 う回路の選定

道路の通行禁止等を行った場合は、草加警察署と連絡協議の上、必要に応じてう回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

5 道路標識の設置

交通対策の措置を講じた場合は、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記載 した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なと きは、必要に応じて、現地において関係職員等が対応する。

6 広報

交通対策の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、一般通行者に対して、広報することにより、交通にできる限り支障の無いように努めるとともに、 交通緩和や安全に向けた協力を求めるものとする。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務等

ア 道路の通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、車両を禁止区間の場合は区間外の場所へ、また禁止区域の場合は道路外の場所へ、移動する。

それが困難な場合は、できる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急車両通 行の妨害とならない方法により駐車する。ただし、警察官等の指示を受けたとき は、その指示に従う。

- イ 車両を置いて避難するときは、次の例による。
 - (ア) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままにする。
 - (イ) ドアはロックをしない。
 - (ウ) 貴重品は車内に残さない。
- (2) 警察官、消防吏員及び自衛官による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行 の妨害となると認めるときは、所有者等に対して必要な措置を命ずる。

消防吏員又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に居ない場合に限り、消防用緊急車両又は自衛隊用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

8 交通誘導の実施等、応援対策業務に係る警備業者の運用

災害時の交通対策を円滑に行うため、警備業者との緊密な連携により、交通誘導業 務の適正かつ効果的な運用を図るものとする。

第3節 直後行動期(地震発生後約1時間~約1日)の活動

《目標》

大規模地震の発生により、広範囲にわたり家屋の倒壊や火災の発生が考えられるため、 災害対策本部及び各対策部は、各防災関係機関と協力して、迅速に救助・救急活動及び 消火活動に対処する。

《 直後行動期に実施する活動事項 》

第1	非常	配備体	制への	移行
第 2	消	防	活	動
第 3	医	療	救	護
第 4	避	難	対	策
第 5	災害	情報	等の	収 集
第 6	広	報	活	動
第 7	広	聴	活	動
第8	広は	或 応	援要	請
第 9	自 主	防災系	且織の	活 動

第1 非常配備体制への移行

地震発生後の緊急初動体制は、直後対応期を経て、被害状況やライフライン等の復旧 状況及び職員の参集状況を考慮した上で、逐次非常配備体制への移行を図る。

1 災害対策本部会議の開催等

(1) 本部会議

ア構成

本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員により開催する。

イ 開催場所

災害対策本部が本庁舎西棟5階に設置された場合は、同会議室で開催する。

ウ 会議の庶務

本部会議の庶務は、市長室が担当する。

(2) 本部作業室

本部作業室は、市の業務の方向を調整することにより本部長を補佐する。作業室 長は、作業室の情報、作業、経理補給、広報、通信の各担当を指揮して、市を取り 巻く状況及び対策部の実施または予定する業務等を把握し、対策部と調整する。

2 動員体制の確保

本部人員車両班は、初動体制における各対策部の職員参集状況を確認し、緊急対応を必要とする対策部へ職員の重点配置を行う。また、各対策部長は、災害対策活動を 実施するに当たり職員が不足し、他の対策部から応援を受けようとするときは、本部 人員車両班に対し次の要領で要請を行う。

- (1) 各対策部長は、その所掌事務を処理するに必要な職員が不足し、自部局内の職員を動員してもなお不足するときは、本部人員車両班に応援を要請する。
- (2) 本部人員車両班は、前記の応援要請を受けた場合、当市の職員をもって不足すると判断したときは、県に対し県又は他市の職員の派遣を要請する。

3 来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者等は、適宜最寄りの避難所等へ誘導する。 また、苦情、相談等に対する窓口を一本化し、市長室(市民相談担当)及び市民生 活部で対応する。

4 報道機関への対応

市長室(広報担当)は、本庁舎西棟の会議室にプレスセンターを設置し、報道機関の取材等に対応する。

なお、報道機関への災害情報等の提供は、時間を定めて行う。

第2 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の流出などによる二次災害を防止するため、平時から市民や事業所等に対し、出火防止と初期消火の徹底を呼びかけ、市民自身及び事業所等による適切な対応措置の実施について指導を行い、発災に対しては速やかに対応し、限られた消防力を円滑かつ効果的に運用して、迅速、的確な消防活動を実施する。

1 消防部の活動

- (1) 初動時の対応
 - ア 119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合的に判断して被害状況の把握に努め、速やかに活動体制を整える。
 - イ 消防部長は、把握した市内の災害状況を本部長(場合により県知事)に報告し、 応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。
 - ウ 草加市消防受援計画に基づき、緊急消防援助隊等の応援部隊の受入準備を行う。

(2) 消火活動

- ア 同時多発火災への対応
 - (ア) 火災が大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を最優先として、避難地及 び避難路等の確保を重点とした消防活動を行う。
 - (イ) 重要かつ危険度の高い地域への延焼防止を優先して消防活動を行う。
 - (ウ) 大規模工場、危険物施設等から出火し多数の消防隊を必要とする場合は、市 街地に面する方面及び市街地への延焼防止を重点とした消防活動を行う。
 - (エ) 重要な消防対象物周辺と一般市街地から同時に出火した場合は、原則として、 重要な消防対象物の消防活動を優先する。

イ 消火活動の原則

- (ア) 出場隊の指揮者は災害の様態を多角的に把握し、人命の安全確保を最優先とした延焼拡大の阻止と、転戦路の確保、救助・救急活動の成算等を判断して、活動方針を決定する。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極かつ攻勢的な消火 活動を行い火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用した、守勢的消火活動により延焼拡大を阻止する。

(3) 救助・救急活動

消防本部及び消防署は、人員、装備等を最大限に活用し、消防団及び自主防災組織等と連携して、要救助者の救出に当たるとともに、救助困難な現場等における埼玉県特別機動援助隊(SMART)及び緊急消防援助隊等との連携を図る。

また、傷病者等の救護、搬送等については、「第3章第3節第3 医療救護」に よるものとする。

ア 救助活動の原則

(7) 重症者優先

救助活動における救急処置は、救命処置を必要とする負傷者等を原則とし、

その他の軽症者等は、消防団及び自主防災組織等の協力の下に、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関等と連携を図りながら実施する。

(イ) 幼児・高年者優先

負傷者等が多数の場合は、乳幼児及び高年者等の災害時要援護者の救助を優 先して実施する。

(ウ) 火災現場付近優先

延焼火災が多発し、同時多数の救助事案が発生している場合は、火災現場付近の救助活動を優先して実施する。

(エ) 効率重視

同時に多数の救助事案が発生した場合は、より多数の人命を救助できる現場を優先するとともに、同時に多数の救急事案が発生している場合は、救命効果の高い事案を優先する。

イ 救助・救急の活動体制

(ア) 出動判断

消防署、所及び現場において、直接救急、救助事案を覚知した場合は、指揮者の判断により出動し、消防部に報告する。なお、無線通信の輻輳等により報告が困難な場合には、他の方法を併用して報告する。

(イ) 救助活動を伴う救急出動

救助活動を必要と判断される救急事案への出動は、救急隊と救助隊若しくは 消防隊が連携して出動する。

(ウ) 救助を伴わない救急出動

救助事案を伴わない救急要請に対しては、救急隊のみの出動とし、救命処置 を要する負傷者等を優先的に搬送する。

(エ) 救助出動の優先順位

同時に複数の救助事案を覚知した場合は、おおむね次の優先順位により出動する。ただし、事故の規模等から判断しこれにより難いときは、この限りではない。

- a 危険物、毒劇物及び可燃性ガス等の流出及び漏えい
- b 集客施設等の多数の人員を収容する建築物の倒壊等
- c 列車の衝突若しくは転覆事故
- d 一般建築物、工作物(橋梁等)の倒壊及び崩壊
- e その他の事故
- (オ) 消防団員等の協力

救助した負傷者等は、救急隊に引き継いで搬送することを原則とするが、状況に応じて消防団員及び自主防災組織等に指示し、直近の応急救護所又は医療機関に搬送を依頼する。

(カ) 活動要員の確保

延焼火災の発生が少なく、救急、救助事案が多発している場合は、非番員の 参集者を必要に応じて救助現場等に投入し、活動体制を確保する。

2 消防団の活動

(1) 出火防止措置

地震の発生により、速やかに自宅の出火防止措置(火気使用の停止、ガス栓の閉鎖及びLPGボンベのバルブ閉鎖、電気ブレーカー遮断等)を行うとともに、周辺住民に対し、これらの措置の実施を呼びかける。

(2) 消火活動

居住地付近で出火を覚知した場合は、住民、自主防災組織と協力して初期消火を図るとともに、速やかに指定された場所に参集して、消防部と密接に連絡を図り、活動体制を整える。

(3) 救助・救急活動

近隣において要救助者等の発生を覚知した場合は、住民、自主防災組織等と協力 して救助活動を行うとともに、消防部と密接に連絡を図り、その指示の下に救助活 動に当たる。

(4) 避難誘導

担当区域内に避難指示・勧告がなされた場合は、これを住民に周知、伝達すると ともに、関係機関と連携して住民の避難誘導に当たる。

(5) 情報収集

速やかに担当区域内の災害状況を消防部に報告するとともに、随時区域内の災害 状況を収集し、消防部の情報活動を補完する。

(6) 応援部隊の支援

消防本部等と協力して、応援部隊の受入れと活動地域の案内等を行う。

3 広域消防応援

(1) 緊急消防援助隊等の要請

市長は応援を要請する場合、下記の事項を明らかにして、消防長から知事に要請する。(知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。)要請は緊急を要するため通信施設により行い、後日文書を提出するものとする。

なお、被害が甚大で状況把握が困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災等の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
- ウ 応援を必要とする消防隊の種別と人員
- エ 市域への進入経路及び結集場所(待機場所)
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援消防隊の受入れ

緊急消防援助隊等の応援消防隊の円滑な受入れを図るため、消防部は、「草加市 消防受援計画」に基づき受入体制を整える。ただし、甚大な被害により下記のよう な準備が困難な場合は、あらかじめその旨を連絡し応援消防隊の派遣についても要 請する。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する給油施設、野営場所の手配

【資料集掲載資料】

資料1-9 草加市消防受援計画

4 消防相互応援協定

草加市は大規模災害又は特殊災害等が発生した場合、近隣の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止するため、近隣市町等と応援協定、更に埼玉県下消防相互応援協定を締結している。

【資料集掲載資料】

資料6-1 消防相互応援協定等の締結状況

第3 医療救護【健康福祉部、市立病院部】

地震災害による医療機関の機能低下及び混乱により、医療及び助産の途を失った 市民に応急的な医療を施し、助産処置を行い、被災地域の緊急医療体制を確保する。

1 医療需要の把握

被害情報等により、速やかに医療を必要とする市民の数、負傷状況等を把握する。 また、関係機関等の協力を得て、診療可能な医療機関を把握する。

≪参考≫ 『第3章 第3節 第5 災害情報等の収集』

2 医療救護

医療救護活動は、市立病院をはじめとする各医療機関の他、県、医師会、歯科医師会、 薬剤師会及び日本赤十字社等との密接な連携と協力の下に実施する。

また、高年者や乳幼児、障がい者及び外国籍市民等に対する医療救護活動は、市、防 災関係機関及び福祉関係機関と地域住民等が連携、協力して実施する。

(1) 医療救護所の設置

健康福祉部は災害対策本部と調整し、医療救護所を速やかに開設する。医療救護所は原則として、防災拠点である各中学校や小学校に開設するが、人的被害が集中している箇所に開設する場合は、近傍の施設や公園等の空地を利用する。空地に開設するに当たっては、医薬品等の他、天幕を準備する。

(2) 医療救護班の編成及び指揮

災害時の医療活動を迅速に実施するため、市は、医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班を編成する。

また、災害規模及び負傷者の発生状況等に応じて、県及び自衛隊等の関係機関に応援を要請する。

市内で活動する医療救護班の指揮及び調整等は、草加八潮医師会による災害時医療 救護マネージメントセンターが市災害対策本部に開設された場合は、同センターが行 う。

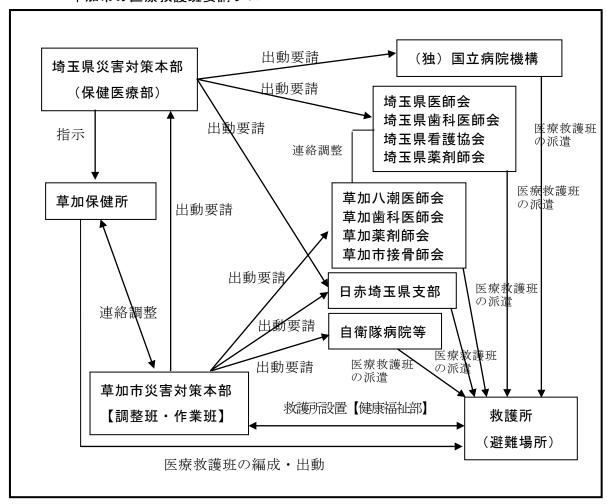
(3) 医療機関の確保

傷病者の初期医療は、原則として市内の病院及び診療所等で行うが、一つの医療機関への過剰集中を避けるとともに、軽症者については避難所等に設置された医療救護所においても行うものとして、医療救護班を派遣する。

また、市内の医療機関の被災状況及び負傷者の発生状況により、市内の医療救護体制が限界となった場合は、県災害対策本部医療救急部に被災地以外の医療機関の手配を依頼する。

(4) トリアージの実施

災害時医療は、同時に多数の負傷者等が集中して発生するため、医療機関、医療救 護班等はトリアージを実施する。



(5) 負傷者等の搬送

ア 救急隊による搬送

消防本部の救急隊は、災害現場でのトリアージによる優先順位に従い、負傷者を 医療機関等に搬送するが、軽症者等については、必要に応じて自主防災組織等の協力による搬送を依頼する。

イ 医療救護班

医療救護班は、消防及び自衛隊等と連携を図りながら活動するものとし、重症の 傷病者については、速やかに後方医療機関等への搬送を依頼する。

ウ 重症者の搬送

重症の傷病者については、県災害対策本部医療救急部等と連携し、災害拠点病院の後方医療機関への収容を要請する。この場合、消防及び自衛隊等の救急車の他、ヘリコプターの利用について早期に要請する。

(6) 医薬品等の確保

健康福祉部及び市立病院部は、各医療機関において備蓄している医薬品等が不足する場合は、医師会及び薬剤師会の協力を得て医薬品業者等から調達するとともに、県 災害対策本部医療救急部に調達等についての応援を要請する。 また、血液についても、県及び埼玉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(7) 透析医療の確保

クラッシュシンドローム患者への対応及び人工透析治療の継続を要する患者の受入 先を確保するため、本市と周辺市町の透析医療施設の被災状況及び受入可能状況を把 握し、透析治療の継続可能な施設への優先的な給水を行うため、関係機関との調整を 図る。

(8) 精神科医療の確保

市は、県と協力して被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通 じ、環境の急変等により病状が悪化し入院等が必要な精神障がい者が認められた場合 は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第4 避難対策

大規模地震の発生に伴い、家屋等の倒壊や火災により、多数の被災者が生じることが 予想される。このため、指定避難所を速やかに開設し、状況に応じて、避難勧告又は避 難指示を的確に行うとともに、避難者の生活が円滑に行われるよう適切な支援を行う。

1 要避難地域の把握

地震発生後、速やかに地域の被災状況の把握に努め、早期に避難勧告等の対応を準備する。

危険地域等の把握

, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _	
必要情報	収 集 先
火災延焼危険区域	消防機関
	市の各機関
建物倒壊危険区域	警察機関
	消防団
危険物等の漏出区域	市民からの通報
	参集職員及び防災マウンテンバイク隊
浸水等の危険区域	メディア、インターネット等

2 避難勧告又は指示

本部長は、地震による火災の延焼、危険物、ガス等の流出拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大を防止するため必要あるときは、次により、地域の住民に対して避難のための立退きを勧告し又は指示する。

(1) 避難勧告・指示の区分

本部長若しくはその補助執行機関としての消防部長は、避難を要する地域の市民に対して「避難の勧告」を行う。また、事態が切迫し、急を要するときは「避難の指示」を行う。

「勧告」は、対象地域の居住者等に対し避難を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。

「指示」は、被害の危険が切迫している場合等に発するもので、勧告よりも拘束 力が強く、居住者等を立退かせる行為であるが、指示に従わなかった者に対して直 接強制権や罰則規定はない。ただし、警戒区域が設定された場合は、避難命令を発 令することもあり得る。

(2) 避難勧告・指示を行う目安

- ア 気象台から災害に関する警報が発せられ、避難が必要と判断されるとき。
- イ 県災害対策本部長から、避難についての勧告又は指示の要請があったとき。
- ウ 火災が延焼拡大し、又は拡大のおそれがあるとき。
- エ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊 等により周囲に影響が及ぶおそれがあるとき。

- オ 危険物、ガス等の漏出により、周辺の住民等に危険が及ぶおそれのあるとき。
- カ 堤防等の破損又は地盤の液状化等により、浸水等のおそれがあるとき。
- キ その他、市民の生命、身体を保護するために必要と認められるとき。
- (3) 避難の勧告・指示等の発令権者及び内容(人の生命又は身体の保護、災害発生の拡大、危険を防止する必要を認めたときは、地域居住者に対し避難のための立退きを指示する。)

発令権者	要件	根拠法令
市長、市長が事務を行うことができ	人の生命、身体を災害から保護し、その 他災害の拡大防止に特に必要と認める	災害対策基本 法第60条
ない場合は県知事	とき	
	市長が避難の指示ができないと認めら れ、かつ指示が急を要するとき	災害対策基本 法第61条
警察官	市長から要求があったとき(必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立 退きを指示する。)	
	(警告、命令)人の生命又は身体に危険 を及ぼす恐れがある場合で特に急を要す るとき(その場の危害を避けるため、避 難等の危害防止の措置をとる。)	警察官職務執 行法第4条
災害派遣を命じ られた部隊の自 衛官	(警告、命令)人の生命又は身体に危険 を及ぼす恐れがある場合で特に急を要 し、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、その命を 受けた職員、水 防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると 認められるとき	水防法第22 条
消防吏員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又は ガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著 しく切迫していると認めるとき	消防法第23 条の2

- (4) 避難勧告、指示の内容 避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。
 - ア 避難対象地域
 - イ 避難を要する理由
 - ウ 避難先及び避難経路
 - エ 避難に際しての注意事項等
- (5) 避難勧告、指示の伝達、報告 避難の勧告又は指示を行った場合は、次により関係機関へ通知する。

- ア 市長(消防長を含む)による場合 市長から県知事に対し、速やかに報告する。
- イ 警察官による場合
 - (ア) 警察官→警察署長→市長→県知事(災害対策基本法に基づく場合)
 - (イ) 警察官→警察署長→県警察本部長→県公安委員会→県知事→市長(警察官職 務執行法に基づく場合)
- ウ 自衛官による場合 自衛官→市長→県知事
- (6) 市民への周知及び解除

市は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、次により、速やかにその内容を市民に公表し周知する。また、避難の必要がなくなったときも同様とする。必要に応じて隣接市区へも併せて連絡を行う。ア 市による伝達

対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、消防車両、口頭等により避難勧告又は指示を伝達するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達に努める。

イ 放送機関による伝達

市長室広報担当は、各放送機関に対し、災害対策基本法第57条に基づき、避難勧告・指示の内容の放送を要請する。

3 警戒区域の設定

災害が発生しているとき、人の生命、又は身体に対する危険を防止するために特に 必要と認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して 当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(1) 設定権者及び内容

設定権者	要件	根拠法令
市長	人の生命、又は身体に対する危険を防止するた	災害対策
	めに特に必要と認めるとき	基本法第
警察官	上記の場合において、市長又はその委任を受け た職員が現場にいないとき 市長又はその委任を受けた職員から要求があっ たとき	6 3条
災害派遣を命 じられた部隊 の自衛官	上記の場合において、市長又はその委任を受け た職員が現場にいないとき	

(2) 警戒区域を設定した場合の伝達・報告及び市民への周知前2項の避難勧告・指示の例に同じ。

4 避難の方法

市職員、警察官、消防職員、消防団員等は相互に協力し、次の事項等に留意して避

難者を避難所又は避難地へ誘導し安全に移送する。

(1) 避難者の準備

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを 落とすこと。
- イ 工場等の事業所においては、浸水、破損等による油脂類の流出防止、発火危険 のある薬品、電気及びガス設備等の保安措置を講ずること。
- ウ 3食程度の食料、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の下着類、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行すること。
- エ 必要に応じて防寒具、雨具等を携行すること。
- オ できれば氏名票(住所、氏名、年齢、血液型、連絡先等を記入した防水性の物)を身に着けて避難すること。
- カ 原則として、避難は徒歩によること。(高年者等の要援護者を除く。)
- キ 安全に避難所又は避難地に移動することを第一とし、前記の他は過重な物品等 を携行しないこと。

(2) 避難の順位

避難は、緊急性の高い地域から開始するものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ア 傷病者、高年者、幼児・児童、障がい者、妊産婦及び必要な介助者
- イ 一般市民
- ウ 防災従事者
- (3) 避難誘導の方法
 - ア 最も安全と考えられる避難経路を選定し、あらかじめ指示する。
 - イ 避難経路中に危険箇所がある場合は、あらかじめ伝達する。
 - ウ 危険箇所には誘導員を配置し、避難中の二次災害を防止する。
 - エ 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置し、可能な限り投光器等の照明 器具を配置する。
 - オ 状況に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。
 - カ 出発と到着時及び随時人員点検を行い、事故防止の注意を徹底する。
 - キ 警察官、消防職員、消防団員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他 必要な警戒を行う。
 - ク 自力避難が不可能な避難者及び避難所が遠方となる場合等については、車両に よる輸送を行う。また状況により県へ応援を要請する。

(4) 災害時要援護者の避難

災害時要援護者については、介助者の不在、補装具等の破損、避難所までの案内 不足(特に知的・視覚・聴覚障がい者)等により、避難所への移動に支障を来すこ とが予測されるため、要避難時には、近隣住民や自主防災組織等に協力を呼びかけ、 要援護者の発見と誘導に努める。また、ケースワーカー等の福祉関係者は、災害時 要援護者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を行うものとする。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難勧告又は指示を行った場合、又は市民が自主的に避難を開始した場合は、指

定避難所の開設担当者(施設管理者及び指定された職員等)は、原則として、施設の安全性を確認した後に、避難所を開設する。

避難所開設の手順は「第3章第2節第4 避難所開設」による他、別に定めた「避難所設営ガイドライン」に従い実施する。

(2) 避難所の運営は、「第3章第2節第4 避難所開設」による。

【資料集掲載資料】

- 資料13-9 草加市避難所設営ガイドライン
- 資料 3-1 草加市避難者カード(世帯票)
- 資料 3-2 草加市避難者名簿(市内居住者 集計表)
- 資料 3-3 草加市避難者名簿(市外居住者 集計表)

第5 災害情報等の収集【危機管理担当、関係部】

直後対応期に引き続いて、人命の救助、救護を最優先とした災害応急対策を確実かつ 迅速に実施するため、災害情報及び被害情報の収集を積極的に行う。

1 防災マウンテンバイク隊による災害情報

通信網の途絶等により一部地域からの情報が得られない場合は、必要に応じ、防災マウンテンバイク隊に担当エリアを指定して、人命に関わる情報等を優先とした次の情報収集活動を実施する。

(1) 活動内容

ア 指定された区域に出動し、画像情報伝達機器対応の携帯メール等により、災害 対策本部へ被災状況等を送信する。

また、帰庁後「被害状況」を報告する。

- イ 被害情報等の収集に当たっては、地域の消防団及び自主防災組織等との連携に 努める。
- (2) 収集する災害情報の内容
 - ア 倒壊家屋が特に多数の場所と状況
 - イ 出火延焼場所と状況
 - ウ 救助活動を要する場所と状況
 - エ 医療施設、公共施設等の被害状況
 - オ 二次災害の危険箇所

2 自主防災組織による災害情報

自主防災組織は、地震発生に伴い初期消火、人命救助等の自主防災活動を行うとと もに、地域内の被害情報を収集し災害対策本部に積極的に提供することとする。この 場合に、災害対策本部との連絡手段が確保できる場合は、情報等を直接災害対策本部 へ報告するが、直接連絡する手段がない場合は、現場で活動している消防署員、消防 団員又は防災マウンテンバイク隊員等に伝達する。

3 消防団による災害情報

消防団は、地震災害の発生により、全機能を挙げて消火活動及び救出、救助活動に 従事するが、これらと併せて可能な限り活動区域内の被害情報等を、使用可能な通信 手段を用いて災害対策本部へ報告する。また、区域内で活動中の防災マウンテンバイ ク隊の情報収集等に協力するものとする。

4 災害情報の県への報告

収集した市内の被害状況等は、原則として2時間ごと、または必要の都度、県に報告する。その要領等は、第3章第2節第2 7「被害情報の県への報告」による。

5 通信体制の確立

(1) 通信手段の選択

災害時の通信連絡は、防災行政無線(移動系)、一般加入電話及びファクシミリ等の他、防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線、インターネット等の、それぞれの特性を活かして、迅速かつ効率的に運用する。

(2) 有線系通信の使用

主に情報量の多い通信に使用するものとし、内線電話の活用及び特設公衆電話の 増設等により、使用範囲の拡大を図るとともに、関係機関と協力して被災回線等の 早期復旧に努める。

また、一般加入電話は通話が規制されるため、重要な通信には、あらかじめ登録されている「災害時優先電話」を利用する。

(3) 無線系通信の使用

有線系通信の途絶及び回線の輻輳における通信確保の他、災害現場等から直接情報を収集する手段として、主に次の区分について活用を図る。

ア 市防災行政無線

市役所内の基地局の統制の下に、各施設等及び市有車両に配置された移動系子局により、地区防災拠点及び現場活動中の職員、防災マウンテンバイク隊等との通信連絡に活用する。

イ タクシー無線

タクシー会社等の協力を得て、現場からの情報収集及び火災、救急等の緊急通報等に活用する。

ウ アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等の協力を得て、地域の情報や被害状況等の収集に活用を図る。

工 衛星系通信

県防災行政無線と併せて、県との情報の送受及び報告等に使用する。

【資料集掲載資料】

資料12-1 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について (埼玉県警察本部)

資料13-7 草加市災害時優先電話の取扱い

第6 広報活動【広報担当、関係部】

災害時の広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため非常に重要であり、災害発生後速やかに、被害の状況、応急措置の実施方法及び行政の対応内容等について、市民への周知に努める。また、二次災害による被害の発生を防止するため、予想される災害に関する情報、被害防止に必要な措置等についても周知するよう努める。

1 広報手段と内容

- (1) 広報手段
 - ア 防災行政無線(同報系)
 - イ 広報車
 - ウ 報道機関への情報提供
 - エ ホームページ
 - オ 避難所への情報伝達
 - カ 自主防災組織等への情報提供

(2) 広報内容

ア 緊急に伝達するもの

出火防止指示、避難指示、延焼危険等の伝達は、防災行政無線及び広報車等により直接市民に広報する。また、必要により消防車両を活用する。

イ 一斉に伝達するもの

地震情報、避難所開設及び医療救護所情報、安否情報等は、防災行政無線及び 市のホームページ等により周知するとともに、報道機関の活用を図る。

ウ 時間の経過及び地域に応じて伝達するもの

避難所及び生活関連情報、ライフラインの復旧状況等は市のホームページ、報道機関等の他、自主防災組織及び町会、自治会等を通じたビラの配布、公共施設等への張り紙等の印刷物の利用を図る。

2 災害時要援護者への広報

(1) 障がい者等

被災した聴覚障がい者に対する情報伝達は、文字情報(FAX、印刷物、メール等)により行う。視覚障がい者に対する情報伝達は、防災行政無線の他、テレビ、ラジオにより行う。また、各障がい者支援団体やボランティア団体と連携し、これら団体への情報提供により、広報への協力を求める。

(2) 外国籍市民等

被災した日本語を十分に理解できない人々への情報伝達は、広報内容をやさしい 日本語及び多言語で表現し、避難所、駅、公共施設等を通じて行う。また、外国語 の翻訳や多言語による掲示については、翻訳及び通訳ボランティアとの協働の下に 行う。

なお、語学ボランティアの対象者は、「災害時における窓口通訳者活動マニュアル」に基づき、登録されている者を中心とする。

3 報道機関との連携

災害時の広報活動は、各報道機関との連携を図り、迅速で広域的な広報の実施に努める。

(1) 記者発表

災害に関する各対策部等からの情報は市長室において取りまとめ、災害対策本部 による調整の後、適宜各報道機関に発表する。

(2) 放送要請

広域的な広報が必要な場合及び放送が緊急を要するものである場合は、県(災害対策本部報道部)に対して要請を依頼する。ただし、県との連絡が不可能な場合は直接報道機関に要請する。

要請は、次の事項を明確にして行う。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時・送信系統
- エ その他必要な事項

(3) プレスセンター

災害対策本部設置時は、市役所内に災害プレスセンターを設置し、報道機関への 情報提供を統括的に行う。

報道機関からの災害対策本部に関する取材は、原則的に広報担当が対応することを基準とする。また各対策部への取材は、原則として独自では受けないこととし、 広報担当者を通して実施する。やむなく取材に応じた場合は、その内容や提供した 情報を、速やかに本部長(本部室作業班・広報担当)へ報告するものとする。

【資料集掲載資料】

- 資料4-1 災害時における放送要請に関する協定 (NHKさいたま放送局)
- 資料4-2 災害時における放送要請に関する協定 (テレビ埼玉)
- 資料4-3 災害時における放送要請に関する協定 (エフエムナックファイブ)
- 資料4-4 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

第7 広聴活動【市民相談担当、関係部】

災害時においては、多くの市民から電話や直接来庁するなどを通して様々な情報提供 や多岐にわたる依頼、要請、苦情等が寄せられる。市は、これらに対して、冷静かつ適 切な対応に努めなければならない。

1 窓口の一本化

災害時における市民からの情報提供や依頼、要請、苦情等を受けるに当たっては、窓口を一本化する必要があり、原則として市長室市民相談担当で対応するものとする。

2 活動体制

(1) 市民からの情報の収集

発災直後の市民からの情報は非常に重要であり、正確に聴取し、本部情報班に 迅速に報告する。ただし、特に緊急度の高い情報は、本部長へ直接報告する。

(2) 災害対策本部情報の収集

市民からの依頼や要望等に対する回答等については、最新の正確な情報に基づく必要があり、常に情報収集を怠ってはならない。特に避難所、避難経路、医療機関の情報は不可欠である。

(3) 広報担当が提供した情報の収集

災害時の情報の欠如は、市民に大きな不安を与え、円滑な避難生活に支障を来たし、行政に対する大きな不信の念を抱かせることにつながる。

市は、被害状況や行政の対応等を迅速、的確に伝達する必要がある一方、市民に対しても、様々な応援要請等を実施しなければならない。

このため、広聴活動の実施に当たっては、広報担当との連携を密にし、提供情報をその都度収集するとともに、市民に提供することの意義・目的についても、正しく認識する必要がある。

3 災害対策本部へ伝達(報告)すべき情報の区分

広聴活動の一環として得た情報のうち、市民からの提供に係るものは、次のとおり区分するものとする。

(1) 照会

いわゆる「問合せ」であり、正確に回答することが求められるものである。そのため、「災害時相談センター開設準備品」にある基礎的データや災害対策本部から収集した最新の正確な情報を根拠に回答しなければならない。

(2) 通報

いわゆる「情報提供」であり、正確に聴取するとともに、それが 人命に影響するもの、 ①火災等災害の拡大を阻止する必要があるもの、 ①橋脚の落下や道路の陥没など災害が継続しているものについては、速やかに災害対策本部に伝達 (報告) しなければならない。

(3) 要請

いわゆる「SOS」であり、救助・救援を求める市民の声である。そのため、 状況や内容、場所などについては正確に聴取し、速やかに災害対策本部に伝達し なければならない。しかしながら、当該要請に対する応諾の表明は、広聴活動の 中では認められないものである。

(4) 苦情

発災直後、災害規模が巨大である場合、対応可能職員数が局限された場合等は、 迅速な対応が図れないことは十分考えられる。その場合は寄せられた苦情の傾聴 に努めるばかりであることもやむを得ない。

なお、苦情が長時間に渡る場合は、非常時であることの理解を促すとともに、 一定の対応は行政に依存せず、地域コミュニティに基づく住民パワーの結集の好機であることにも理解いただきたい旨を強く表明することも、適正な広聴活動の 一環として認められるものである。

4 市民対応の範囲と紹介

広聴活動においては、全市的に大規模な被災状況にあることの理解を求めるとともに、災害用伝言ダイヤルをはじめ後日消防庁により構築が予定されている安否情報システムの活用など、市民レベルで対応できる項目の紹介と説明には、積極的に努めなければならない。

5 尋ね人相談【市長室、健康福祉部、消防本部】

(1) 相談窓口の開設

ア 情報の把握

健康福祉部は、警察、消防、医療機関及び各避難所等との連携を緊密にして、被 災者に関する情報を収集し、市長室(市民相談担当)へ報告する。

イ 各機関等の連携

市長室は、健康福祉部から報告される被災者に関する情報を整理するとともに、 警察等の関係機関と連携して、被災者情報の把握に努める。

(2) 情報の提供

主に次の手段により、被災者の動向等に関する情報を市民に提供する。その際、 適切な個人情報の保護にも配慮する。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミ報道の利用
- イ 臨時広報紙等の発行、避難所への掲示
- ウ 災害用伝言ダイヤル(171)利用の広報

第8 広域応援要請

市長は、地震の規模及び被害情報等に基づき、現有の人員及び資機材のみでは、応急対策の実施等が困難であると判断したときは、関係法令及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他市町村及び防災関係機関等に対し、速やかに応援要請を行う。

1 県への応援要請

(1) 要請の手続

県知事に対する応援又は応援のあっせん及び応急措置等の要請は、県災害対策本 部に対し文書で行う。ただし、急を要し、文書によることができない場合は、口頭、 電話等で要請し、事後速やかに文書を送付する。

(2) 要請の内容

要請は、極力、次の事項を明確にして行う。

- ア 災害の状況
- イ 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- カ その他必要な事項

2 自衛隊の災害派遣要請の場合

(1) 要請の手続

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、県知事に対し次の事項を明記した文書(3 部)により依頼する。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、他の通信手段により依頼し、事後速やかに、文書を送付する。

また、県知事に連絡ができない場合は、当市の地域に係る災害の状況を陸上自衛 隊第1師団第32普通科連隊へ直接通知することができる。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

《 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊 》

所在地 〒331-8550 さいたま市北区日進町1-40-7

連絡先 課業時間内:第3科 La (048) 663-4241 内線436~9 課業時間外:部隊当直司令 La (048) 663-4241 内線302

(2) 自衛隊への派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況 を把握する。

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助(他の救援作業に優先して実施)

工 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬

才 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、除雪等

キ 診察、防疫、病虫防除の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は、県又は市町村が準備する。)

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(ただし、 航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)

- ケ 炊飯及び給水の支援
- コ 救難物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による。

サ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

ス 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

セ その他

市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

- (3) 災害派遣部隊の受入体制
 - ア 緊密な連絡協力

知事、市長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害 措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定 等に関して緊密に連絡協力するものとする。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

ウ 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする充分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
- (イ) 作業の優先順位
- (ウ) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- エ 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

オ 派遣部隊の受入れ

市は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (ア) 本部事務室、宿舎、材料置き場(野外の適当な広さ)
- (イ) 駐車場 (車一台の基準3m×8m)
- (ウ) ヘリコプター発着場(2方向に障害物がない広場)

≪参考≫ 「第2章 第2節 第6 3 臨時ヘリポートの確保」

(4) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおり。

- ア 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを 除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- エ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の 補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。
- 3 他の市町村、各機関又は応援要請のあっせんを求める場合 要請は、次の事項を明確にして行う。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を希望する区域及び活動内容
 - (5) その他必要事項

4 隣接市町・関係機関の応援要請

- (1) 協定締結市町村
 - ア 応援を求める場合

応援市町村に対し、必要事項を明らかにして電話等により要請する。

イ 知事の指示による応援協力

市長は、県知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

(2) 防災関係機関

市内の電気、ガス、輸送、及び通信施設等の被災状況に応じ、指定地方行政機関、 指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、必要な措置等の実施を要請する。

5 民間団体等への要請

(1) 協定締結団体等

協定等の内容に基づき、次の事項等の協力を求める内容を明確にして要請する。

- ア 食料、飲料水等の提供
- イ 衣料品及び生活必需品等の提供
- ウ 災害活動等に使用する燃料の供給
- エ 救助、救援活動に必要な資機材等の提供
- オ 施設及び設備等利用の提供
- カ 情報等の提供
- キ 上水道の復旧工事及び応急給水
- ク 緊急道路啓開作業等の実施
- ケ 市災害ボランティアセンターの設置及び運営
- (2) その他の協力団体等

災害の状況及び被災者の状況等に応じて、次の公共的団体等に対し協力を求める。

- ア 医師会、歯科医師会及び薬剤師会
- イ 草加市建設業振興会(協定締結済)
- ウ 草加市造園業協力会(協定締結済)
- 工 草加市社会福祉協議会(協定締結済)
- オ 埼玉県トラック協会草加支部(協定締結済)
- カ 町会、自治会、自主防災組織等
- キ 市民ボランティア等
- (3) 協力の内容等
 - ア 負傷者等の応急処置、医療救護活動
 - イ 道路、公共施設等の応急復旧作業
 - ウ 応急仮設住宅等の建設
 - エ 要援護者等の避難及び避難所生活の支援
 - オ 応急対策活動に必要な車両の提供及び救援物資搬送等の協力
 - カ 救出、救助活動及び避難誘導
 - キ 炊き出し、救援物資等の配分等の協力
 - ク 避難所及び被災地域内の秩序維持活動

- ケボランティアのあっせん等
- コ 生活必需品の調達活動
- サ 異常現象、危険箇所等を発見したときの通報
- シ その他、市が行う災害応急対策業務への協力

6 応援の受入れ

応援の受入れは原則として応援業務を担当する対策部が受入窓口となって、総務部 (宿泊・食事・休息・空地管理の統括)又は関係対策部と調整して行う。

(1) 事前調整·準備事項

対策部は直接、又は県担当部を通して、主として次の事項について調整し、必要な準備を行う。なお、事前に調整できない事項については、応援部隊の到着後速やかに調整するものとする。

ア 応援側の予定

- (7) 派遣期間(現地到着予定日時、現地撤収予定日時)
- (イ) 応援部隊規模(人数、車両等)、責任者の氏名、連絡手段
- (ウ) 実施業務
- (工) 装備、資材(搬入品目、現地調達希望品目)
- (オ) 進出時の交通手段、交通路

イ 受入側の準備

- (7) 受入窓口(責任者の氏名、連絡手段)
- (イ) 応援の内容(活動計画)、範囲又は区域及び制約条件
- (ウ) 受入側と応援側の指揮系統
- (エ) 受入側提供・貸与装備、資材
- (オ) 案内者又は連絡員
- (カ) 域内での交通手段、交通路
- (キ) 宿泊(宿泊施設、野外設営地、駐車場等)及び給食
- (2) 現場での受入れ

現場で新たに生じた調整事項については担当対策部が臨機に判断する。 応援部隊は活動実施記録を作成して、担当対策部に提出する。

(3) 受入後の報告

対策部は応援部隊の受入後、総務部へ次の事項を報告する。

- ア 応援部隊の名称
- イ 責任者の氏名
- ウ 連絡先
- 工 派遣期間 (現地到着予定日時、現地撤収予定日時)
- 才 応援部隊規模(人数、車両等)
- 力 実施業務
- キ 宿泊(宿泊施設、野外設営地、駐車場等)及び食事
- ク 受入窓口(担当所属、責任者の氏名、連絡手段)

(4) 応援部隊受入台帳の整備

総務部は(3)の報告の下に、応援部隊受入台帳を整備する。

7 応援部隊への支援

応援部隊への支援は、応援業務を担当する対策部が総務部(宿泊・食事・休息・空 地管理の統括)又は関係対策部と調整して行うものとする。

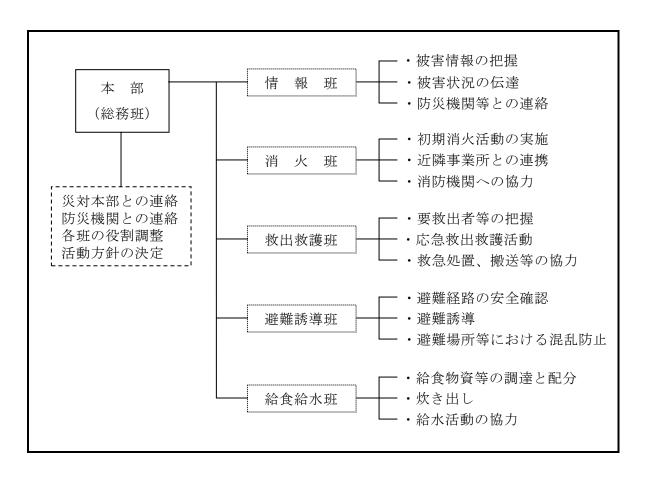
第9 自主防災組織の活動【消防本部、地区参集部、健康福祉部、関係部】

阪神淡路大震災においては、行政等による対応に先駆けた、各地域のコミュニティに よる自主的な救助活動により多くの人命が救われている。

大災害時には、これらの教訓を生かし、市民自身により地域の住民組織で結成された 自主防災組織と、十分に連携を図るものとする。

1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、迅速かつ効率的な活動を実施するために、基本的に次の例による 班編成をし、災害活動を実施する。



2 自主防災組織の活動

(1) 情報班の活動

情報班は、被害状況等を迅速に把握し適切な応急措置をとるため、被害情報等の 収集と伝達を行う。また、随時これらの情報を災害対策本部及び防災機関等に報告 し、活動の連携に努める。

ア 情報の収集・伝達

地域内の被害情報及び関係防災機関・報道機関等から提供される情報を収集するとともに、これらの情報を地域内住民及び関係防災機関へ伝達する。

イ 情報の収集・伝達の方法

情報の収集及び伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令等の他、 市職員及び消防団員等に対する口頭により行う。

(2) 消火班の活動

発災時には、速やかな初期消火活動を実施するため、次のような行動をとる。

ア 防災倉庫への参集

消火班員は、家族の安全対策を講じた後、速やかに防災倉庫又はあらかじめ定められた場所に参集する。また、参集に際して、次のような状況の把握に努める。

- (ア) 参集途上における火災の有無
- (4) 道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無
- (ウ) 危険物、可燃ガス等の流出の状況等
- (エ) 電線の切断の有無

イ 防火の呼び掛け

情報班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止及び初期消火行動についての呼び掛けを行う。

ウ 防火パトロール

防火パトロールを実施して、出火防止と火災の早期発見に努める。

エ 消火の協力要請

地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所等に協力を求める。

オ 消火活動の協力

公設消防隊が到着した場合は、可搬ポンプ等を活用して、消火活動に協力する。

(3) 救出救護班の活動

ア 要救出・救護者の把握

建物倒壊等による要救助者及び家具の転倒、窓ガラスの破損等による負傷者の 人数、症状等を調査し、その実態を把握する。

イ 応急救出活動

倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、連携して救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たるとともに、速やかに消防機関等に通報し、消防機関等の救助隊が到着するまでの間の現場の安全確保と情報提供を行う。

ウ 応急救護活動

負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織により小中学校の避難所等の 安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、軽症者を 対象に応急処置を行い、重傷者については、消防機関等に救護を要請するととも に医師又は関係防災機関等の指示を受ける。

エ 防災機関への協力

発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、防災機関の救助活動に対する情報提供及び重傷患者の医療機関への収容等において、防災関係機関等の指示及び要請に協力する。

(4) 避難誘導班の活動

ア 避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

イ 災害時要援護者の避難

避難誘導に際し、近傍に災害時要援護者がいる場合は、優先して安全な場所 に避難させる。

ウ 避難所における混乱防止

避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心の安定に 努める。

工 秩序維持協力

住民避難後の住居等の盗難等を防止するため、警察機関等と連携し危害防止に 十分配慮して、地域内の警戒に当たる。

(5) 給食給水班の活動

ア 給食の実施

市から提供された食料及び地域内の家庭又は事業者等から提供を受けた食料等を公平適切に配分するとともに、炊き出し等を行い地域内の給食を確保する。

イ 給水の実施

市(水道部)による給水活動に協力し、地域内の給水を確保する。

ウ その他

その他物資の配給等があった場合には、市職員等に協力して円滑・迅速に配布等の処理を行う。

第4節 緊急活動期(地震発生後 約1日~約3日)

《目標》

被災者の救助及び救護活動を継続するとともに、情報収集活動により把握した被害の 状況に応じて、市民の生活確保に必要な緊急活動を実施する。

《 緊急活動期から実施する活動事項 》

第 1		
第 2	給水体制の確立	
第 3	食料供給体制の確立	
77 3	及付房相件前切框立	
第 4	生活必需品供給体制の確立	
forter -	P+/// lbn l- o = 1 1 \ o 1 /- 1	
第 5	防災拠点のライフラインの応急復旧	
第 6	二次災害防止活動	
第 7	帰宅困難者対策	
第 8		
		'
第 9	ボランティアの確保供給	
第10		
第11	防疫·保健衛生活動	
第12	災害時要援護者への配慮	
7/1 2	八百马女 灰灰石 一切 品	
第13	防 犯 対 策	
告 1 1		
- 第14	長期活動体制の構築	

第1 緊急輸送体制の確立

災害発生後速やかに、被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等 を輸送するための輸送路を確保し、緊急輸送体制を確立する。

1 緊急輸送路線等の確保【建設部、関係部】

(1) 緊急輸送路確保の優先順位

各道路管理者及び占有者は、防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、 県及び市が指定した緊急輸送道路のうち、主要路線及び災害対策本部、物資集積配 送拠点、臨時ヘリポート、病院、指定避難所等に通じる道路から、順次緊急輸送路 を確保する。

(2) 道路の啓開

建設部は、各道路管理者、関係機関及び業界団体等と連携を図り、道路交通の妨害となっている放置車両等、倒壊建物、倒壊樹木及び電柱等の障害物を除去し、緊急輸送車両の交通を確保する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

ア 消防部は、あらかじめ設定しているヘリコプター場外離着陸場等の被害状況に ついて、速やかに調査し、災害対策本部に報告する。

イ 災害対策本部は使用するヘリポートを指定して、消防部に開設・運営させる。

2 緊急輸送の実施責任者

市長は、災害時における緊急輸送の実施責任者となる。ただし、市で処理できない場合は、県災害対策本部輸送部に、輸送内容その他必要条件を明示して、応援又はあっせんを要請する。

3 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第一段階(被災直後)
 - ア 救急・救助活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防・水防等の、災害の拡大防止活動の従事者及び物資等
 - ウ 災害対策要員、通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等の応急対策に必要な 人員及び物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員 及び物資等
- (2) 第二段階(被災後~約1週間後まで)
 - ア 第一段階の続行
 - イ 食料・飲料水等の生命維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - 工 生活必需品

4 緊急輸送手段の確保【総務部】

緊急輸送用車両等の確保及び配車については、総務部が統括し、管理する。

(1) 車両の確保

ア 総務部は、市保有の車両を効率的に管理し、車両に不足が生ずる場合は、貨物 輸送業者、バス会社等からの借上げ、又は県その他防災関係機関に対する応援要 請を行う。

イ 車両の借上げ依頼は、トラック協会、バス協会等に行う。

(2) 燃料の調達

総務部は、公用車及び借上げ車に必要な燃料の調達を行う。

(3) 配車

各対策部は、緊急輸送等に必要な車両について、使用日時、車種、搭載量(人員)、台数及び引渡し場所を明示して、災害対策本部人員車両班に請求する。災害対策本部同班は、配車の必要性が認められる場合は、総務部へ配車の指示を行うものとする。総務部は、災害対策本部の指示に基づき配車する。

(4) 緊急輸送用車両の確認

交通規制中の緊急輸送車両の通行確保については、県知事又は県公安委員会に申請し、緊急輸送用車両確認証明書及び票章の交付を受けるものとする。

なお、発災後速やかに証明書の交付が受けられるよう、市有車両及び調達車両について、事前に公安委員会に届出ておくものとする。

(5) 航空輸送【災害対策本部】

傷病者の後方医療機関への搬送等の緊急を要する場合及び道路交通状況により、 県知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

(6) 鉄道輸送【市民生活部】

市長は、応急対策に必要な人員、資機材等について、列車の増発等を東武鉄道株式会社に対し、協力を要請する。

5 緊急輸送物資等の集積・配送【総合政策部、総務部】

(1) 市集積場の開設

市民体育館、綾瀬川左岸広場、そうか公園のうち、1箇所又は複数箇所に市集積場を開設する。また必要に応じて県立高校や大学施設等の使用についても要請・協議する。

市集積場では、集積される物資の仕分けを行うとともに、物資の流出入量、搬出 先、在庫量等を把握し管理するとともに、計画的又は要請に応じて所定の避難所等 に配送する。

(2) 市役所

宅配便等個人の発送物や持ち込みによる救援物資は、原則として受け付けないものとするが、必要な場合は市役所で受けた後、市集積場へ転送する。

≪参考≫ 『第2章 第2節 第6 緊急輸送体制の整備』

【資料集掲載資料】

- 資料10-3 災害時における応急対策業務に関する協定 (草加市建設業振興会)
- 資料10-4 災害時における応急対策業務に関する協定 (草加市造園業協力会)

第2 給水体制の確立【水道部】

地震発生後、家屋等が被災した避難所生活者等に対し、飲料水を供給するとともに、 給水施設等の早期復旧を図るための応急活動を実施する。

1 応急給水の需要把握

水道部は断水エリアを把握するとともに、災害対策本部及び各対策部等からの情報により、避難者数や断水戸数等の災害によって現に飲料水を得ることのできない被災者数の把握に努める。

≪参考≫ 第3章 第3節 第5 「災害情報等の収集」

2 応急給水方針の決定

給水需要の程度や給水施設の被害状況に照らし合わせ、応急給水方針を作成し、応 急給水量、応急給水方法について、その都度対策部長が指示する。

(1) 応急給水量

飲料水の給水量は、地震発生から約3日間は、1人1日3Lを目途とする。約4日目以降は、施設の復旧状況により段階的に給水量を増量する。

(2) 応急給水方法

ア 運搬給水

飲料水を給水車等で運搬し、緊急を要する医療機関及び指定避難所等に給水する。

イ 拠点給水

拠点給水場所は、原則として各浄配水場とし、配水池及び深井戸から給水する。 また、氷川町(氷川町2118番5)、西町(西町773番地2)地内に設置されている 災害用井戸を活用し、併せて給水を行う。

なお、氷川町の災害用井戸については、水道部庁舎敷地内に設置することから、 新庁舎完成後から給水を行うものとする。

ウ 仮設給水

消火栓等に取り付けた仮設給水栓用スタンドパイプ等により給水する。

3 応援要請

応急給水用資機材や人員に不足が生じた場合、若しくは生じると見込まれた場合には、次のとおり関係機関等へ応援を要請する。

(1) 他市等への応援要請

水道部は、日本水道協会に応援要請を行う。また、災害対策本部は、必要に応じて県、自衛隊等に応援要請を行い、給水活動を実施する。

(2) 給水車及び応急給水用資機材運搬車両の確保

給水車及び応急給水用資機材の運搬車両等は、水道部が保有する車両を使用し、 不足する場合は、草加市管工事業協同組合等の関係団体へ要請の上、確保する。

(3) 応急給水用資機材の確保

応急給水用資機材は、水道部が備蓄する資機材を使用し、不足する場合は、草加 市管工事業協同組合等の関係団体に要請の上、確保する。

4 給水の実施

水道部は、2の方針に基づき、次により応急給水を実施する。

(1) 水質の安全性確保

応急給水を実施するに当たっては、水質の安全性を確保するため、残留塩素濃度 を適宜測定する等により、適切に消毒されていることを確認する。

なお、残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤により消毒を徹底した上で、給水する。

(2) 市民への周知・広報

応急給水拠点を設置した後、被災した市民に対する広報活動を行い、応急給水の 実施について周知を図るとともに、応急給水拠点場所及びその周辺に「給水所」の 掲示物を設置する。

第3 食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障を来した者及び応急対策活動に従事する者に対し、 炊き出し、その他の方法により食料を確保する。

1 給食需要の把握【総務部、健康福祉部、教育総務部、関係部】

給食を支給するため、各部が所管する施設及び調査活動において、次の供給対象者の数を早期に把握する。

避難所の収容者

- (1) ミルクを必要とする乳児
- (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (3) 通常の配給機関が機能を停止し、主食の配給が受けられない者
- (4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 応急活動に従事する者
- (6) 上記人数のうち、アレルギー持病等により、食材あるいは調理法に制約を持つ者 及びその禁止食品あるいは調理法。

2 給食能力の把握【教育総務部】

教育総務部は、市内の小中学校等の給食能力を有する施設(給食施設、調理室等) の被害状況を把握する。

3 給食方針の決定【総務部】

総務部は、1及び2による状況把握に基づき、給食方針を決定する。

(1) 実施責任者

市長は、被災者に対する炊き出しその他による、食料供給の実施責任者となる。 ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に対して、食料のあっせん要請を行う。

- (2) 給食基準
 - ア 非常用食料の給付

発災後、食料の調達の体制が整うまでは、備蓄する非常用食料を給付する。

- イ 体制確立後の基準
 - (ア) 食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
 - (4) 主食は、原則として米穀(ご飯)弁当、パン及び粉ミルクとする。
 - (ウ) 県知事が定める配給量は、炊き出しの場合、被災者1食当たり精米200 g以内、応急供給受配者1人1日当たり精米400g以内、災害救助従事者 1食当たり精米300g以内である。
- (3) 給食の方法

ア 食料の供給が停滞することにより、生命に危険が及ぶ可能性のある災害時要援 護者に対し、優先的に支給する。

- イ 各現場ごとに、運営責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
- ウ 主食の炊き出し等は、災害による被害の少ない自主防災組織、町会、自治会、

ボランティア及び小中学校に協力を要請する。

- エ 野外炊飯に備えた対応を図る。
- オ 災害時要援護者に対応し、栄養を考慮した給食方法を検討する。
- カ アレルギー・持病等により食事に制約がある者については、避難所ごとで可能 な限り食材、調理を選別して対応する。

4 給食の実施【総務部】

総務部は、前3の方針に基づき、次により給食を実施する。

(1) 食料の調達

総務部は、必要に応じ、次の食料を調達する。

なお、主食等の調達先は、小中学校のランニングストック(流通在庫)、事前に 協定を締結した指定業者及び応援協定を締結する市町村等からの救援物資とする。 また、市において調達が不可能な場合は、県知事に応援を要請する。

ア主食

主食は、原則として米穀(ご飯)弁当、パン、及び粉ミルクとする。

イ 副食品

市内業者から副食品を調達する。

ウ 生鮮野菜

生産者、農業協同組合、卸売市場の協力を得る。

工 牛乳、乳製品

販売業者から調達する。

オ 県備蓄物資の要請

(2) 提供期間

食料の提供期間は、原則として災害救助法に準じ7日間とするが、電気、ガス等のライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等の商業機能が復旧した段階まで を目途とする。

(3) 食料の運送

指定業者等から調達する食料は、総務部が指示する場所へ、直接指定業者が運送する。また、県から支給を受ける食料は、広域集積地又は市集積場までは、原則として県が運送し、避難所及び被災地等へは総務部が運送する。

(4) 食料の配付

食料は、避難所等の運営責任者へ引き渡し、運営組織を通して避難者等に配付する。また、自ら食料を受け取りに来ることができない、高年者や障がい者等の在宅避難者へは、町会及び自治会に配付の協力を依頼するとともに、自主防災組織及び近隣住民等に支援を求める。

(5) 炊き出し

指定業者等からの食料調達を補完するとともに、被災者の健康維持と精神安定を 図るため、可能な範囲で給食施設及び調理室等を使用し、温かい食事の提供に努め るものとする。

【資料集掲載資料】

資料8-1 災害時における食料供給の協力要請に関する協定書 (草加蕎麦商組合)

第4 生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服、寝具及びその他の日用品等をそう失又は破損し、 直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品を給与又は貸与する。

1 生活必需品需要の把握【総合政策部】

総合政策部は、総務部、健康福祉部及び地区参集職員等からの情報により、生活必需品の供給対象者数を把握する。

2 公的備蓄、業者調達可能量の把握【総合政策部】

市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を把握する。

3 生活必需品供給方針の決定【総合政策部】

総合政策部は、前1項及び2項の状況把握に基づき、供給方針を決定する。

(1) 実施責任者

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給計画の策定及び実施に関する責任者となる。また、災害救助法が適用された場合は、被服や寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与を実施する。

(2) 主な生活必需品

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において、現物により支給又は貸与する。 ①寝具、②敷物、③下着・おむつ類、④ほ乳瓶、⑤生理用品、⑥タオル、⑦炊き 出し用具(釜、鍋、包丁、食器セット等)、⑧仮設トイレ及びトイレットペーパー、 ⑨照明設備・器具、⑩暖房設備・器具、⑪その他の必需品

(3) 生活必需品の配給

生活必需品は、被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区の民生委員 及び児童委員やボランティアの協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

4 生活必需品の供給【総合政策部】

総合政策部は、前3項の方針に基づき、生活必需品を支給する。

(1) 生活必需品の調達

生活必需品が備蓄品で不足するときは、原則として事前に協定を締結した業者等から調達することに努め、状況により県等に供給を要請する。

(2) 生活必需品の運送

指定業者等から調達する生活必需品は、総合政策部が指示する場所へ直接指定業者が運送する。また、県から供給を受ける生活必需品は、広域集積地又は市集積場までは、原則として県が運送し、避難所及び被災地等へは総合政策部が指示する場所へ総務部が運送する。

なお、備蓄の生活必需品の運送は、総合政策部及び総務部の協力の下に、健康福祉部が実施する。

(3) 生活必需品の給与

供給方針に基づき給付する。

≪参考≫ 第2章 第2節 第3 非常用物資の備蓄

【資料集掲載資料】

- 資料 8-2 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書(西友 草加店)
- 資料 8-3 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書(イトーヨーカ堂 新田店)
- 資料 8-4 災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書(稲毛屋 草加谷塚店)
- 資料13-4 草加市備蓄品名一覧

第5 防災拠点のライフラインの応急復旧【建設部】

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、防災拠点施設においては、通信、電力 及びガス等のライフライン施設の復旧を優先的に実施する。

1 防災拠点の通信、電力、ガスの応急復旧

各ライフライン関係者は、防災拠点となる次の施設における通信設備、電力設備及びガス設備の被害状況を速やかに把握し、優先的な応急復旧に努めるものとする。

- (1) 対象となる施設等
 - ア 市役所 (庁舎、水道部、保健センター等)
 - イ 各消防機関
 - ウ 医療機関
 - 工 避難所
 - 才 輸送拠点
 - カ その他災害対策本部が要請する施設等
- (2) 東日本電信電話(株) 埼玉支店
 - ア 通信回線の応急復旧
 - イ 特設公衆電話の設置
 - ウ 臨時電報、電話受付所の設置
- (3) 東京電力(株) 川口支社
 - ア 送電設備の応急復旧
 - イ 変電設備の応急復旧
 - ウ配電設備の応急復旧
 - エ 仮設照明設備の設置
 - オ 仮連絡ケーブル施設による仮送電等
- (4) 東京ガス (株)
 - ア ガス導管の応急復旧
 - イ ガス器具、設備の応急復旧
 - ウ 移動式ガス発生設備の設置

第6 二次災害防止活動

消防部をはじめ各関係機関は、危険物の流出、建物倒壊等の二次災害による人的被害 の防止対策を実施し、市民の安全確保を図る。

二次災害防止関係機関

機関名	活 動 内 容 等
草加警察署	被災者の救出、救護、避難指示及び誘導等
草加保健所	毒物劇物保管施設の応急対策等
草加市都市整備部	公共建築物等の応急危険度判定
草加市消防本部	危険物施設等の応急処置、救助及び救急活動

1 危険物等による二次災害の防止【消防本部、関係機関】

危険物施設等から災害が発生したとき又は災害により危険物施設に危険が迫った場合は、各関係機関が緊密に連携して対策活動を実施する。

(1) 活動の原則

- ア 危険物施設等の管理者又は付近の住民等は、災害の発生又は発生危険を察知したときは、直ちに消防本部及び警察に通報するとともに、周辺住民に対して避難を呼びかける。(地震による災害時は、早期の応急復旧が困難な場合が予想されるため、まず周辺住民の避難を最優先とする。)
- イ 危険物施設等の管理者は、消防部、災害対策本部、草加保健所等と連携して、 応急対策活動を実施する。

≪参考≫ 「第3章 第3節 第4 避難対策」

(2) 応急対策

ア 危険物施設の応急対策

- (ア)消防部は、危険物施設の事業所等に対し、必要な応急措置を指示するととも に、事故発生に際しては消防部隊を効果的に運用し、消火若しくは危険物の排 除等の必要な処置を実施する。
- (4) 危険物施設の関係者は、当該施設の実態に応じて、速やかに次の措置を行う。
 - a 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、弁の閉鎖、緊急停止等の必要な処置を行う。
 - b 危険物施設、消防用設備及び保安用電源設備等の緊急点検を行い、施設及 び周囲の状況を把握する。
 - c 危険物施設に損傷等の異常を発見した場合は、応急補修及び危険物の除去 等の適切な処置を行う。
 - d 危険物の流出等が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等 を活用して、火災の発生防止、流出拡大の防止等の措置を実施するとともに、 速やかに消防部、警察等の防災関係機関に通報する。

また、併せて県に対して報告を行う。

イ 火薬類保管施設の応急対策

消防部は、火薬類保管施設の火災に際しては誘爆を防止するため、延焼拡大の 防止を重点とした消防活動を行うとともに、施設内の救助活動を実施する。

- ウ 放射線施設の応急対策
 - (ア) 消防部は放射線同位元素等の漏えいに際して、草加市地域防災計画(事故対策編)等に従い、速やかに警察と連携して付近住民等の避難誘導及び救護活動を行うとともに、火災に際しては放射線施設への延焼の防止を主眼とした消防活動を行い、放射能汚染区域の拡大防止に努める。
 - (4) 放射線施設管理者は、放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じて次の措置を行う。
 - a 関係機関等への通報
 - b 危険場所の設定と放射線量の測定
 - c 被災者の救出・救護
 - d 危険要因の応急的排除

 - f 汚染の拡大防止
 - g 必要な広報活動
 - h その他の必要事項
 - (ウ) 市外の放射線施設からの放射能汚染の拡大防止に向けて適切な対応を行う。
 - a 空間放射線量の測定
 - b 放射性物質の測定
- エ 高圧ガス施設の応急対策
 - (ア) 消防部は、高圧ガス施設の火災に際しては未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止するとともに、保安管理者及び防火管理者等に対し、施設の保安上必要な措置の実施を指示するとともに、被災者の救助活動及び避難誘導等を実施する。
 - (4) 高圧ガス施設管理者は、爆発、火災又は可燃性ガス等の漏えいに際しては、 直ちに消防機関等に通報するとともに、状況に応じて次の措置を行う。
 - a 負傷者等の救出・救護
 - b 警戒区域の設定
 - c 火気厳禁の広報
 - d 漏えい防止の措置
 - e 避難の指示
 - f 引火性、爆発性物品等の移動
- オ 毒物劇物保管施設の応急対策
 - (ア) 草加保健所は、毒物及び劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒劇物等が飛散、漏えい又は地下等に浸透し、危害の発生又は発生のおそれがある場合は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示し、的確な情報の提出を求めるとともに、消防部及び警察に連絡する。また、危険区域の設定に必要な毒性及び劇性等の情報を、警察、消防等の関係機関に提供

するとともに、連携して、交通規制、緊急避難及び広報活動等の必要な措置を 行う。

(イ) 消防部は、毒劇物取扱い施設の火災に際しては、延焼及び汚染区域の拡大防止を図るとともに、防火管理者等に対し必要な措置の実施を指示する。

2 建物倒壊による二次災害の防止【都市整備部、関係部】

地震による被災建築物の危険度判定、並びに危険物施設における二次災害発生の防止措置を速やかに行い、被災地の安全確保や環境保全を図る。

(1) 公共建築物の判定調査等

ア 応急危険度判定等

市役所、指定避難所、その他の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公 共建築物については、応急危険度判定及び必要に応じて被災宅地危険度判定を速 やかに実施し、二次災害の防止と建物の使用可能性について判断する。

このため、応急危険度判定士の資格を有する市職員は、時間外の発災においては、原則として災害対策本部に集合し、災害対策本部から指定された施設において応急危険度判定を実施するものとする。

イ 被災度区分判定調査

各施設管理者からの被害状況報告により、あるいは応急危険度判定において、「危険(赤)」「不明(黄)」と判定された公共建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否の検討の基礎資料を得るため、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求めて、被災度区分判定調査を実施する。

* 応急危険度判定の実施方法

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定

ア 被災建築物に対する応急危険度判定

被災した建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのは、本来その建築物の所有者であるが、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士の協力を得て、地震後の緊急対策として被災建築物の応急危険度判定を行うものとする。

市内に応急危険度判定士が不足する場合には、県及び建築関係団体等に応援を要請して、応急危険度判定士の確保に努めるとともに、市民への広報を行って、迅速かつ円滑な応急危険度判定の環境を整備する。また、被災建築物の二次災害防止、応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談を行う体制の確立に努める。

(3) 応急危険度判定結果の活用

ア 応急復旧

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施 し、建物等の解体処理に伴う粉塵やアスベスト等による環境汚染等の防止を含む 二次災害の防止に努める。

イ 被害家屋調査等への反映

応急危険度判定調査は、住宅の応急修理戸数の決定、別途実施する被害家屋調査への活用を図る。

【資料集掲載資料】

資料3-4 木造建築物の応急危険度判定調査表

資料3-5 鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

資料3-6 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度判定調査表

第7 帰宅困難者対策

被災によって帰宅困難となった草加市民及び草加市内への通勤、通学者等で地震により帰宅困難となった者に対して、必要な情報の提供及び保護・支援等の対策を実施する。

1 現況

現在九都県市が「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」をガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランと締結し、徒歩での帰宅困難者を支援することとしている。支援の内容は「帰宅支援ステーション」として、トイレ、水道水、情報、休憩所(ファミリーレストラン)を提供するとしている。

2 帰宅困難者への情報提供【危機管理担当、関係部】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するととも に、家族等への安否確認の連絡体制を確保する。

帰宅困難者への情報提供

実施機関	項目		対策内容
埼玉県	情報の提供	テレビ、ラ	ジオ局への放送依頼、報道機関に対し、
	広報	被害状況、	交通情報等を広報
		危機管理•	災害情報ブログによる情報提供
		駅前の大型	リビジョンによる情報提供
		緊急速報工	リアメールによる発災直後の注意喚起
草加市	誘導	徒歩帰宅者	台の誘導、簡易地図の掲示・配布等
		緊急速報エ	リアメールによる情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	鉄道の運行	・ 復旧状況、代替輸送手段等の情報提供
東日本電信電	安否確認手段の提供	災害用伝言	デダイヤル(171)
話株式会社		特設公衆電	話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	災害用伝言	版
ラジオ、テレ	情報の提供	帰宅困難者	行向けの情報の提供(県内の被害状況、安
ビ等放送報道		否情報、交	至通関係の被害復旧、運行情報)
機関			

3 一時滞在施設の確保

(1) 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅 周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機者を一時的に滞在させるための 施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設(避難所も含む)や民間施設を問わ ず、幅広く安全な施設を確保する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を

得る。

(2) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。これらの物資については、市内の防災備蓄倉庫からの運搬により、臨機に対応する。

(3) 災害救助法の適用の要請

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供 を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を県に要請する。

4 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する。また、自社従業員等を一定期間滞在させるとともに、その間には家族の安否確認や飲料水、食料等の提供を行う。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合においても、自社従 業員等と同様の対応に当たるとともに、従業員と可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

5 学校等における帰宅困難者対策

学校(市内小中学校は第3章第2節第2~第3を参照)は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎に留める対策を講じる。なお、この間には、備蓄した飲料水、食料等を提供する。

また、あらかじめ定めた方法により、保護者と連絡をとるものとする。

6 帰宅行動者への支援

帰宅行動を支援するために、徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
埼玉県 草加市	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとし て開放
- 1 -70# 113	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料 の配布
	一時休憩所提供等の 要請	「災害時帰宅支援ステーション」である、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等への休憩所等の提供を要請
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ及び休憩所としての施設等の提供
東京電力 (株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力 の提供

第8 遺体の取扱い

災害によって死亡したと推定される者の捜索と収容処理及び埋葬(火葬)を実施する。

遺体については死者の尊厳と遺族の感情等を十分理解し、適切かつ迅速に取り扱う。

関係機関

機関名	活動内容
県災害対策本部医療救急部	棺及び火葬場の手配(被災地外)
草加警察署	遺体の捜索、検視(見分)
陸上自衛隊災害派遣部隊	遺体の捜索、収容処理、搬送
草加八潮医師会	医師の確保、検案

1 遺体安置所の決定【災害対策本部】

発災直後から、被災現場、医療機関、医療救護所等において、多くの遺体が発生することが考えられる。したがって災害対策本部は、遺体を安置する遺体安置所 (寺院、公共施設等)を状況に応じて早急に決定する。

安置所を決定した場合、速やかに県災害対策本部、警察等、関係機関に報告・通報する。

2 遺体発生時の対応【教育総務部】

発災直後から、被災現場、医療機関、医療救護所等において、多くの遺体が発生することが考えられる。遺体についてはできる限り速やかに遺体安置所へ搬入し安置する必要がある。

教育総務部は遺体の発生に伴い、早急に遺体を指定された遺体安置所へ移送し、 安置する。

教育総務部は、遺体安置所から火葬場、火葬場から遺骨保管所までの搬送も担う ものとする。

3 遺体の検視(見分)・検案【市民生活部、関係部】

市民生活部は次の件に関して草加警察及び草加八潮医師会と綿密に連携を取りつ、協力実施する。

- (1) 検視・検案の実施に関する事前調整(時間、場所、搬送等)
- (2) 警察・医師による検視・検案の実施に協力する。
- (3) 検視・検案終了後の検案書の引継ぎ

4 遺体の収容処理【健康福祉部、市民生活部、関係部】

医師会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、次のとおり遺体の収容 と処理を行う。

(1) 処理の内容

ア 遺体処理台帳の作成

遺体は、遺体処理台帳により記録し、事後確認のための遺体の写真撮影、 遺品等の保存措置を行い、身元の確認に努める。

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体の識別、確認の写真撮影を行うための措置として実施する。 処置については業者等により実施する。

ウ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のために相当の時間を要し、死亡者が多数のため早急な処理ができない場合に、一時的に特定の場所に遺体を集めて保存する。

工 準備物品等

遺体安置所においては、納棺用品、仮葬祭用品等を確保するとともに、次の物品等も用意する。

- (ア) 棺
- (1) 釘(棺用)
- (ウ) 金槌(納棺及びドライアイス破砕用)
- (エ) ドライアイス
- (オ) その他(花、線香等)
- (2) 身元不明遺体の取扱い

行方不明捜索窓口を設置する。

- ア 身元確認調査
- イ 検案書の保管
- ウ 埋火葬許可書の発行
- (3) その他留意事項

ア 棺その他の物品等を調達するときは、その時点の遺体数よりも多めに見積も る。

イ 市内の業者からの調達が困難な場合は、県災害対策本部医療救急部に応援要 請する。

5 遺体の埋・火葬【災害対策本部、健康福祉部、市民生活部、関係部】

災害対策本部において、遺体の埋火葬の実施を決定する。

健康福祉部、市民生活部及び関係部は、遺体の埋葬(火葬)について、次により 実施する。

(1) 埋(火) 葬の対象

災害により死亡した者で、その遺族等が混乱した状況下にあるため資力の有無 に係らず埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族等がいない場合に、市 が応急的に仮埋葬又は火葬を実施する。

(2) 埋(火) 葬の方法

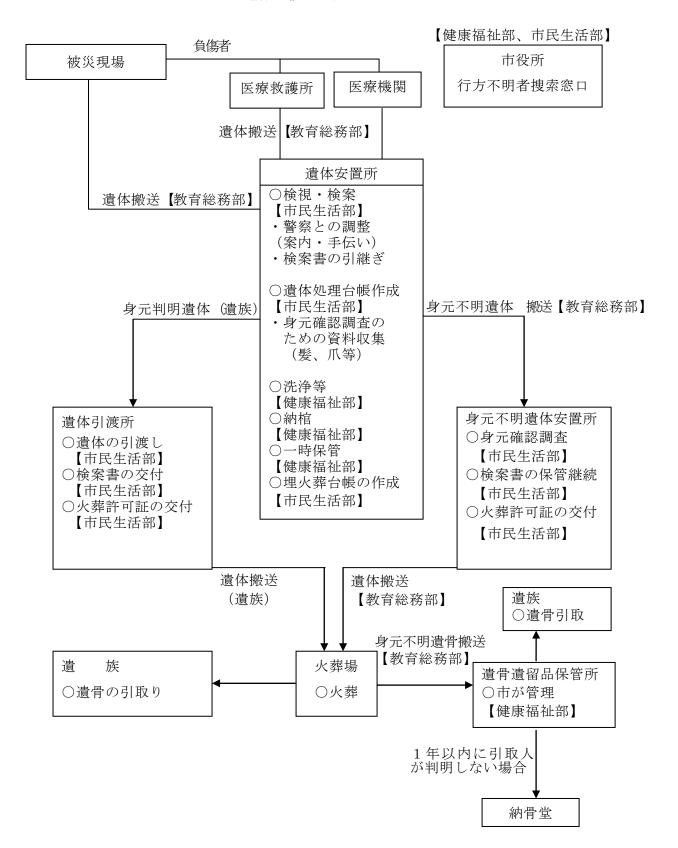
ア 市民生活部は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ 葬儀社及び自衛隊等に、火葬場への遺体の搬送を依頼する。この場合に、市 内(谷塚)火葬場の能力を超えたときは、市外地域の火葬場への搬送について 措置する。(近隣の火葬場だけでは処理能力に限界があるので、早めに県災害対策本部医療救急部に被災地外の火葬場の手配を要請し、併せて遺体の搬送体制の手配を行う。)

- ウ 遺留品は包装して氏名札及び遺留品処理票を添付、保管場所に一時保管する。
- エ 家族及び関係者から、遺骨、遺留品等の引取希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により確認の上引き渡す。
- オ 仮埋葬した遺体については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に埋葬する。

≪参考≫ 埼玉県地域防災計画(H.19.3)資料編 P.260風水害編 ・第3章 ・防応11-2 火葬場の応援要領

遺体取扱いの流れ



第9 ボランティアの確保、供給【自治文化部、健康福祉部、総務部、関係各部】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、労務者の雇上げ、 必要な場合における協力者等を確保し、労務供給の万全を図る。

- 1 ボランティアの活動体制の確立【自治文化部、健康福祉部、総務部、関係各部】 混乱した状況下と対策要員の不足した中で、ボランティアの積極的な活用を図ることによって、被災者の生活を支援していく。
 - (1) ボランティアの受入体制の確立 市は市社会福祉協議会の協力を得て、市災害ボランティアセンターを設置する。

【資料編掲載資料】

資料12-7 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書 (市社会福祉協議会)

- ア 市災害ボランティアセンターの設置
 - (7) 設置場所:市文化会館等
 - (イ) 運営主体:市及び市社会福祉協議会
- イ ボランティアコーディネーターの選任

ボランティアコーディネーターは、ニーズの取りまとめ、募集対象の決定、派 遣先・派遣人数の調整等の業務を行う。

コーディネーターは、ボランティア団体の長又は市社会福祉協議会のボランティア担当者並びに市社会福祉協議会が選任する者を充てる。

- ウ 職員の確保
 - (ア) 災害対策本部への応援要請
 - (イ) ボランティアの協力
- (2) ニーズの把握

市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県ボランティアセンターに伝達する。

(3) 募集

市又は市社会福祉協議会は、県ボランティアセンターを通じ、報道機関の協力を 得て、必要なボランティアを募集する。

- (4) 受入れ(市災害ボランティアセンター)
 - ア 多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアセンターと連携 を取りながら進めていく。
 - イ ボランティアに対する活動拠点の指示
 - ウ 宿泊場所のあっせん及び食料の支援
 - エ ボランティア保険の加入
 - オ 行政情報の提供(避難所情報、物資情報、交通情報)
 - カ ボランティア名簿の作成

- キ 特殊技能を有するボランティアについては、それぞれの担当機関・団体で受 入体制を整えてもらうように依頼する。
- (5) ボランティアに対する支援活動
 - ア ボランティア自身に対する各種相談
 - イ 行政やボランティア同士の連携強化
 - ウ 事務用品の提供

2 労務者の雇上げ【総務部】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための活動要員が不足し、又は特殊作業の ための労力が必要なときは、労務者を雇用する。

雇用は、総務部から県を通じて職業安定所に要請する。

雇用に係る賃金については、地域における通常の実費程度を負担する。

3 労務応援要請

総務部は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は労務者の雇用が不可能な ときは、次の事項を示して、県に応援要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第10 災害救助法の適用【健康福祉部、関係部】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に 申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

1 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料その他生活 必需品の欠乏、住居のそう失、疾病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行 うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ること を目的とする。

2 救助業務の実施者

災害救助法で定める救助の実施は、国の機関として埼玉県知事が当たり、草加市の 行う救助業務は、知事の職権の補助、又は一部を委任されて執行するものである。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つ ことができないときは、市長が自ら救助に着手するものとする。

救助の実施に当たって、各対策部は健康福祉部の指示の下関係書類を作成するとと もに、災害対策本部を通じて県災害対策本部に報告する。

3 救助の種類等

救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び避難	7日以内	市長
者の収容		
炊き出し及び食品の支給	7日以内	市長
飲料水の供給	7日以内	市長
被服・寝具及び生活必需	10日以内	市長
品の支給・貸与		
医療及び助産	14日以内(ただし、助産は分	県及び日赤埼玉県支部(県
	娩した日から7日以内)	知事が委任したときは市長)
学用品の支給	教科書1ケ月以内	市長
	文房具15日以内	
災害にかかった者の救出	3日以内	市長
埋葬	10日以内	市長
仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定:
		市長
住宅の応急修理	1ヶ月以内に完成	市長
遺体の捜索	10日以内	市長
遺体の処理	10日以内	市長
障害物の除去	10日以内	市長

* 期間については、全て災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

4 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害救助法施行令第1条第1項各号の適用基準のいずれかに 該当する災害であるが、草加市における適用基準は、次の表のとおりである。

草加市の災害救助法適用基準

指標となる被害内容	適用基準	救助法の条項
草加市内の住家が減失した世帯数	100以上	第1項第1号
埼玉県内の減失世帯数が2,500以上で、その	50以上	第1項第2号
内草加市内の住家が減失した世帯数		
埼玉県内の減失世帯数が12,000以上で、そ	多数	第1項第3号
の内草加市内の住家が減失した世帯数		(前段)
災害が隔絶した地域に発生したものである	多数	第1項第3号
等、被災した者の救護を著しく困難とする	県知事が厚生労働大	(後段)
特別の事情がある場合	臣と協議	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又	県知事が厚生労働大	第1項第4号
は受けるおそれが生じた場合	臣と協議	

5 減失世帯の算定基準

(1) 減失世帯の算定

災害救助法施行令第1条第2項によるみなし換算

- ア 全壊(全焼・流出)住家1世帯をもって、減失住家1世帯とみなす。
- イ 半壊し又は半焼する等著しく損した住家2世帯をもって、減失住家1世帯と みなす。
- ウ 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態になった3世帯 をもって、減失住家1世帯とみなす。

(2) 住家被害程度の認定

被害の区分	認定基準
住家の全焼 全壊 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再生使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半焼 半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

住家の床上浸水 土砂の堆積 全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

- * 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどう かを問わない。
- * 「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施 設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- * 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は 完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- * 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- * 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- * 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

6 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

市域内の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当することが見込まれる場合、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合、災対本部は、県危機管理防災部消防防災課へ、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- カ その他必要な事項
- (2) 適用要請の基準

事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事へ報告するとともに、その後の処置について県知事の指揮を受けなければならない。

なお、災害救助法が適用されない場合で、あらかじめ定められた基準では救助の 万全を期することが困難な場合には、特別基準を県知事を通じて厚生労働大臣に申 請することができる。

災害救助期間の延長等特例申請については、「救助の特例等申請様式(埼玉県地域防災計画 様式)」(資料2-5)に従い、実施するものとする。

第11 防疫・保健衛生活動【健康福祉部、市民生活部、関係部】

災害の被災地域においては、衛生環境が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されることから、これを防止するため防疫及び保健衛生活動を実施する。

1 需要の把握【健康福祉部】

被害情報の収集、避難所からの報告及びボランティア等からの通報等により、感染症その他の疾病の発生又は発生が予想される地域及び被災状況を迅速に把握する。

また、感染症が発生した場合、受入病院となる第2種感染症指定医療機関の被害状況を把握する。

2 防疫・保健衛生活動【健康福祉部、市民生活部】

健康福祉部は、1による需要の把握に基づき、防疫・保健衛生班を編制し、順次消毒等の防疫活動を実施する。ただし、そ族・昆虫の駆除班については、市民生活部において実施する。

(1) 防疫・保健衛生班の編制

防疫及び保健衛生活動を迅速に実施するため、草加八潮医師会、草加歯科医師会等の協力を得て、防疫・保健衛生班を編制する。班の構成人員数は、次の表を基準とするが、災害の規模、季節、応援要員の数等によりその都度定めるものとする。また、人員に不足が生じた場合は、県災害対策本部医療救急部に応援要請を行う。

的及				
班構成	1 個	班の所要	人員	備考
活動区分	市	その他	計	備考
検病疫学調査	1	2	3	
健 康 診 断	1	3	4	医師1、看護師1
清 掃 方 法	3	2	5	
消毒方法	3	2	5	
そ族昆虫の駆除	3	2	5	
予 防 接 種	2	2	4	

防疫・保健衛生班の構成

(2) 各班の活動業務

ア 検病疫学調査班

- (ア) 避難所等における感染症等の早期発見
- (イ) 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

イ 健康診断班

- (7) 避難所等における健康診断の実施
- (4) クラッシュシンドローム患者の発見及び医療機関への収容
- (ウ) 風邪等に罹患した市民に対する受診指導(特に、高年者や障がい者、幼児等は抵抗力が弱まっているので、肺炎等に注意する。)

- (エ) 被災者に対する保温、うがいや手洗いの励行及びマスクの着用等の保健指導
- (オ) 避難所等への巡回栄養相談(高血圧等の慢性疾患により避難所における食事 を食べられない者及び避難所の食事だけでは栄養が不足する者への配慮)

ウ 清掃方法班

- (ア) 避難所における清掃活動
- (イ) 地域住民に対する清潔保持の指導

工 消毒方法班

- (ア) 感染症患者等の発生又は発生のおそれのある地域に対する重点消毒
- (イ) 応急給水活動に伴う衛生検査及び消毒
- (ウ) 仮設トイレの消毒
- オ そ族・昆虫の駆除班

感染症等の発生及びまん延防止を図るため、そのおそれのある地域において、 そ族・昆虫類の駆除を実施する。

カ 予防接種班

インフルエンザ等の罹患予防と、重症化及び合併症の発生等を予防するため、 感染性疾病に対する予防接種を実施する。

- (3) 防疫・保健衛生用薬剤及び資器材の確保
 - ア 防疫及び保健衛生活動に必要な薬剤及び資器材は、市が保管するものを優先的 に使用する。
 - イ 市の保有するものが不足した場合は、県災害対策本部医療救急部に依頼して、 薬剤等の調達及び搬送を要請し、その対応がはかれない場合は、指定業者等から 調達する。

3 食品衛生活動【健康福祉部】

市は、草加保健所と協力して、各避難所を巡回し、食品に係る衛生状態の確認及び必要な衛生指導を実施する。また、被災地における食中毒の発生を防止するため、必要があると認めた場合は、食品の衛生監視を草加保健所及び春日部保健所食品監視担当に要請する。

- (1) 食品衛生の活動項目
 - ア 救援食料等の保管及び取扱いに関する衛生啓発と食品取扱い施設の衛生監視及 び指導
 - イ 避難所における食品衛生の保持に関する指導及び不良品の排除
 - ウ 飲料水の衛生管理に関する指導
 - エ 食中毒発生時の処置

4 入浴施設の確保【市民生活部、健康福祉部】

市民の衛生、生活環境を緩和するため、プライバシーの保護に配慮した入浴施設の確保を図る。

- (1) 一般公衆浴場の再開支援
 - 一般公衆浴場やスーパー銭湯に対し、再開を要請するとともに必要な支援を行い、 入浴環境を確保する。なお、浴場の再開がなったときは、広報紙等で市民に知らせ

る。

(2) 仮設入浴施設等の設置

一般公衆浴場施設だけで不足した場合、自衛隊等の協力を得て、避難所等に仮設 入浴施設等を設置する。設置に当たっては、女性・高年者・障がい者等に配慮する。

(3) 自衛隊による支援

仮設入浴施設の設置を自衛隊に求める場合は、支援要請と同時に、設置のための スペース等を整備する。

(4) 市の入浴施設の確保

市で所有する入浴施設が使用可能か調査し、使用可能な場合は開設の調整を行う。なお、開設する場合は広報紙等で市民に知らせる。

5 動物愛護【市民生活部、保健所】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は県及び動物救援本部等の関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師及び関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) 情報の交換

県、動物救援本部及びボランティア団体等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- イ 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ウ 避難所から動物保護施設への動物の預入希望
- エ 他都県市への連絡調整及び応援要請
- (4) 危険動物への対処

草加保健所は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険な動物)等が挽走した場合は、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。

第12 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者(災害時に自らの身体及び生命を守る能力が不足している高年者や乳幼児、障がい者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速な行動がとり難い外国籍市民等)が1人で災害に対処するには多くの困難が伴うため、市、関係機関及び地域住民等がその支援に配慮する。

- 1 災害時要援護者の避難対策【健康福祉部、子ども未来部、関係部】
 - (1) 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、高年者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、養育に欠ける児童、病人、乳幼児、妊婦、外国籍市民等、災害に際して迅速かつ適切な行動をとることが困難である、又は必要な情報を得られない等の、災害時においてハンディキャップを持つ人をいう。

(2) 在宅要援護者の安全確保対策

ア 安否確認と福祉ニーズの把握

近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、地震直後の在宅の高年者、障がい者、 及び児童等の被害状況や安否を確認し、病院や福祉施設等への入院又は入所の必 要がある者については、速やかに適切な処置を図る。

イ 災害時要援護者の実態調査

災害時に、要援護者に適切な支援を行うため、町会、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、次により実態を調査する。

(ア) 避難所の要援護者

避難所運営委員会等の協力を得て、65歳以上の高年者及び障がい者、児童 等を対象に、健康状態、生活状況等を調査する。

(イ) 在宅の要援護者

町会、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、65歳以上の高年者世帯、 寝たきり及び体の弱い高年者、障がい者、児童等の生活状況を把握する。

(ウ) 巡回相談の実施

定期的に避難所を巡回し、保健及び福祉に関する相談窓口を開設し、避難所 周辺住民も含めた相談業務を行い、地域の保健及び福祉に関するニーズの把握 に努める。

ウ 災害時要援護者の安全確保のための施策 地域住民及びボランティア等の協力の下に、災害時要援護者の安全の確保に努 める。

(3) 避難所生活者の安全確保

町会、自治会及び自主防災組織等の活動を通して、平時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、災害時の避難、物資及び情報の提供等を行うに当たり、特に配慮した支援を行う。

ア 避難所での留意事項

避難所で生活する要援護者に対しては、次の事項に配慮する。

(ア) 高年者や障がい者及び疾病患者等には、できる限り環境条件の良好な場所を

提供する。

- (イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者、及び外国籍市民等に対しては、特に、災害情報等の提供に配慮する。
- (ウ) 避難所となる施設は、高年者や障がい者に障害とならないようバリアフリー 化等の対策に努める。
- (エ) 障がいの程度や疾病の状況等により、避難所での生活が困難な要援護者については、適切な病院・施設等へ収容する。

(4) 緊急援護の実施

要援護者の実態調査等の結果に基づき、緊急の援護が必要な者については、医師等の意見を求めた上で関係機関と協議を行い、次により緊急援護を実施する。

ア 施設援護

(ア) 入院・一時入所

避難所での生活が困難で、特に援護を必要とする者又は被災による事情で、 在宅及び避難所では十分に介護できない要援護者については、病院、特別養護 老人ホーム、障がい者支援施設及び乳児院等への入院及び一時入所を行う。

(イ) 在宅援護

a ホームヘルプサービス 被災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、ホーム ヘルパーの派遣に努める。

b 入浴サービス

入浴の困難な寝たきりの高年者等に対し、入浴サービスの実施に努める。

- c 介護・看護の訪問指導 要援護者の介護及び看護方法を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努め る。
- d 日常生活用具の給付 要援護者の日常生活用具を速やかに確保し、迅速な給付に努める。
- e ガイドヘルパーの派遣 外出の困難な重度の身体障がい者に対しては、ガイドヘルパーの派遣に努 める。
- f ボランティアによる援助 市災害ボランティアセンターの協力により、ボランティアによる在宅福祉 サービスの実施に努める。

(5) 要援護者の避難所

一般の避難所で、(3)による、要援護者用の環境が整えられない等の状況によっては、第2避難所及び福祉避難所を利用する。

ア 第2避難所等の利用

主として援護や介護を必ずしも必要としないが団体生活上支障がある高年者及 び障がい者等、またその家族を、公民館、コミュニティセンター、文化センター などの第2避難所等に収容する。

イ 福祉避難所の利用

在宅又は一般の避難所で生活できない高年者及び障がい者等は、福祉避難所の設置の

協定を締結した社会福祉施設等に収容する。

2 社会福祉施設入所者の安全確保対策

【健康福祉部、子ども未来部、総務部、関係部】

(1) 施設職員の確保

市の設置した福祉施設(養護老人ホーム松楽苑等)は、災害時の連絡体制を確立 し、災害対応に必要な職員の確保に努める。

(2) 避難誘導の実施

各施設の職員等は、避難勧告等が出されたとき又は施設が被害を受け、当該施設の管理者が避難が必要と判断した場合は、入所者の避難所等への避難誘導を適切に 実施する。また、この場合は、自主防災組織等に協力を要請する。

(3) 入所者の移送

ア 受入れ先の確保

市立病院事業管理者及び社会福祉施設の管理者等は、入院又は入所者の避難候補地を、平素から複数選定しておくものとする。

イ 移送手段の確保

社会福祉施設の管理者等は、入所者の避難及び移送の実施に際し、施設の機材だけでは困難だと判断した場合は、災害対策本部に患者搬送車等を要請する。

(4) 生活救援物資の供給

災害時においては、社会福祉施設等に対して生活救援物資を優先的に供給する。 社会福祉施設において生活物資が不足した場合は、災害対策本部に救援物資の供 給を要請する。

(5) ライフラインの優先復旧

災害により社会福祉施設等のライフライン機能に障害が発生した場合は、災害対策本部は各ライフライン関係事業者に対し、福祉施設について早期回復を図るよう要請する。

- 3 災害時要援護者に対する情報収集及び提供【健康福祉部、教育総務部】
 - (1) 災害時要援護者支援本部の開設

健康福祉部は、消防、警察等の関係機関及び関係団体等と連携し、災害時要援護者の安否、避難先及び社会福祉施設の被害状況と福祉ニーズに関する情報の一元化を図り、円滑な支援活動を実施する。

(2) 相談窓口の開設

健康福祉部、子ども未来部及び教育総務部は、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、福祉に関する情報提供及び相談業務を実施する。

(3) 災害情報の提供

災害時要援護者に情報を提供するため、次の広報活動を実施する。

ア 高年者、障がい者に対する広報

- (ア) ファクシミリの設置や携帯電話の文字メール機能の利用啓発情報
- (イ) 手話通訳者の活動情報
- (ウ) 民生委員、児童委員、ボランティアの活動情報

- (エ) 福祉団体の活動情報
- (オ) 高年者、障がい者専用窓口の設置情報
- (カ) 視覚障がい者に対する音声による情報
- イ 外国籍市民等に対する広報
 - (ア) 通訳ボランティアの活動情報
 - (イ) 外国籍市民等専用窓口の設置情報
- ウ 外国市民等に対する広報内容の拡充
 - (ア) 国際交流団体及び企業への協力要請
 - (イ) 県に対する外国籍市民等対象のミニFM局の開局要請

4 外国籍市民等の安全確保【総合政策部】

(1) 安否の確認

災害時発生後、総合政策部は市内に登録している外国籍市民等の安否確認を行い、 県へ報告するものとする。

(2) 避難誘導の実施

災害が発生したときの外国籍市民等の避難誘導については、ボランティア団体等 と連携して、避難誘導に努める。

(3) 相談窓口の開設

災害時においては、外国籍市民等の相談窓口については、「第3章第4節第12の3要救護者等に対する情報の収集及び提供 (2)相談窓口の開設」に示す方法に準じて行うものとする。日本語を十分に理解できない市民に対しては、通訳ボランティアとの協力の下活動する。なお、通訳ボランティアについては、「災害時における窓口通訳者マニュアル」に基づき、登録されている者を主な対象とする。

第13 防犯対策【市民生活部、関係部】

被災地における犯罪の未然防止を図るため、特に凶悪犯罪、性的犯罪、暴力犯罪等の 各種犯罪を防止し、地域及び避難場所の治安維持を図る。

1 地域の防犯

市は警察及びその他の関係機関と連携し、一般防犯活動に努める。

(1) 防犯パトロール 町会・自治会又は自主防犯団体等により、地域の防犯パトロールを実施する。

(2) 夜間照明 市は都市照明施設等の市内の照明を修復・整備して、街を明るく保つ。

(3) 防犯相談

市は警察及びその他の関係機関と連携し、被災者に対する困りごと相談及びその他の防犯上の相談を実施する。

2 避難所

避難者が密集して生活を送る避難所は、ストレスの増加にともなうトラブル、窃盗、近親者間の暴力及び性犯罪等の各種犯罪が起こりやすい。避難所の秩序を維持し、女性・幼児・高年者等を犯罪から保護するとともにその尊厳が保たれる環境を確立するため、避難者、施設管理者及び市代表者から構成する避難所運営委員会が主体となって対処する。

(1) 性別及び身体能力に適合した避難所内設備 特にトイレ、更衣室等は、人が常駐する施設の近くに設置する。照明等を配備す る。粗暴者がいる避難所は、制圧できる人を配置する。

(2) 避難所内の警備

不審者の立入りを制限するとともに、各種犯罪を抑止するため、避難所内を警備する。

(3) 相談窓口の設置

相談しやすい窓口を設置して、被害者を適切に保護するとともに、近親者間の暴力や性犯罪の抑制を図る。また、窓口には複数の女性を配置するよう努める。

第14 長期活動体制の構築【危機管理担当、関係部】

災害対応従事者の持つ責任感及び高揚感にもかかわらず、不眠不休の継続は作業効率を著しく低下させ、不要のミスや二次災害の危険を誘発しやすい。初動期の混乱を乗り越えた後は、可能な範囲で災害対応従事者の休養に配慮して、長期にわたる災害対応活動の効率と安全を図る。

1 勤務

- (1) 本部室及び対策部は、それぞれの実情に合わせて当直体制と日勤体制の混合体として組織化する。
- (2) 本部長、対策部長等はそれぞれ副本部長、副部長と組んで、適宜交代で仮眠、休憩を取る。
- (3) 労働作業に従事する現場の管理者は、適宜休憩を取らせるよう努める。

2 給食

災害対応従事者の給食は労働作業に必要な体力が維持できるよう、その作業量に応じて、カロリーを高めに設定する。

第5節 応急対応期(地震発生約3日後~約1ヶ月)

《目標》

地震発生から3日後を目途に、急を要する人命救助及び救護等の活動から、被災者の生活支援等に必要な応急対応へと移行する。

《 応急対応期から実施する活動事項 》

第 1	情	報	管	理
第 2	応急対	け策に 信	系る広報	活動
第3	土木加	色 設 被	害応急	復旧
第 4	災害	廃棄物	物等の	処 理
第 5	住	宅	対	策
第 6	農	業	対	策
第 7	文	教	対	策
第8	義援金	<u></u> 及び		
	草加市	被災者支	援基金の	受付配分
第 9	ライフ	ラインカ	を設の応急	自対策

第1 情報管理

発災時から3日間が経過すると、被災地等の状況は、ある程度沈静化するものと想 定される。

災害対策本部及び各対策部は、これまでの錯綜した状況下で収集した各種情報の整理を行うとともに、情報の管理体制を強化していくものとする。

1 応急対応期の情報管理【危機管理担当、各部】

応急対策活動を効率よく実施するため、情報の収集、整理及び報告の体制を確立 する。

(1) 管理の基本方針

応急対応期に入ると、情報は各対策部で個別に収集し、災害対策本部への報告 の他、関係機関等への伝達はそれぞれの対策部で行う。

災害対策本部は、各対策部からの情報等を整理するとともに、情報の一元化及 び共有化を図り、各対策部の有機的連携による活動の実施に役立てるものとする。

(2) 被害状況調査

ア被害家屋調査【総務部、都市整備部】

被害家屋の調査は、災害救助法の適用(申請)、り災証明書の発行、税の減免、救援物資及び義援金の配分等、被災者に対する各種救援活動を実施する上で、最も基本となる情報であり、応急対応期の情報管理は、住家被害の正確な把握を最重点課題とする。

被害家屋調査は、県災害対策本部応急復旧部と連携を図りながら、担当区域 ごとに「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)により、被害状 況を把握する。

なお、被害家屋調査は担当対策部だけで困難な場合は、他の対策部、ボラン ティア等からの応援を得て対応する。

≪参考≫ 『第4章 第1節 第1の2 り災証明の交付』

イ その他の被害調査

各対策部は所管施設等の被害状況の調査を実施する。

ウ 被害調査の留意事項

- (ア) 関係機関、諸団体、市民組織等の協力を求めて実施する。
- (4) 被害が甚大で、調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。
- (ウ) 警察をはじめ関係機関と十分に連絡を図る。

(3) 県への報告

災害対策本部は、各対策部等から得た情報から被害状況を取りまとめ、県防災情報システムにより県災害対策本部(消防防災課)に報告する。

(4) 情報ファイルの作成

災害対策本部は、救援活動や生活情報等について、その概要、実施機関、団体、

連絡先を活動項目ごとに網羅したファイルを作成し、各対策部及び市の窓口等に配布し、定期的な更新を図る。

活動項目の分類例は、次のとおりとする。

- ア 各対策部の連絡先 (ホットライン)
- イ 福祉
- ウ 心のケア
- エ 法律・税金
- オ 医療・保健
- カー労働
- キ 融資・生活資金
- ク 住宅
- ケ 家屋解体、撤去
- コ 教育・保育
- サ 外国籍市民等

第2 応急対策に係る広報活動

応急対応期に入ると、被害状況及び応急対策の状況等に加えて、生活関連情報の提供をするとともに、市民からの各種相談に対応できるよう、窓口の体制を整える。

1 生活情報の提供

応急対応期には、市民の生活支援のための各種情報を提供する。そのため、次によりニーズを把握する。

(1) 広報ニーズの把握

次の方法等により、広報のニーズを把握する。

- ア 各対策部からの報告
- イ 避難所からの報告
- ウ ボランティアからの報告
- エ 報道機関との情報交換
- オ 防災関係機関との連絡調整

(2) 広報内容

市が実施する被災者救援活動の内容を中心とした広報を行う。

- ア 衣食住関連の情報
- イ 医療救護所開設状況
- ウ 救援物資の種類、配布場所
- 工 避難所収容者
- オ 義援金の募集、支給
- カ 仮設トイレ・風呂の設置場所
- キ 住宅の応急危険度判定
- ク ボランティア情報
- ケ ライフライン情報
- コ し尿・ごみ処理情報
- サ 防疫情報と注意事項
- シ 交通規制箇所
- ス り災証明
- セ 各種相談窓口の設置場所
- ソ 融資等
- タ その他被災者救援に必要な事項

(3) 広報手段

- ア 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の利用
- イ ミニ情報誌等の発行
- ウ ファックスネット等のファックス一斉同報通信の利用
- エ 広報車の利用
- オ インターネットによる情報提供
- カ ボランティアの協力
- キ 聴覚障がい者、視覚障がい害者、知的障がい者等に配慮した広報

- 2 相談体制の確立【市長室】
 - 一本化した窓口で、総合的な情報提供、相談等を行う。
 - ≪参考≫ 『第4章 第1節 第1 災害市民相談』
- 3 災害時要援護者への対応【健康福祉部、関係部】

≪参考≫ 『本章 第4節 第12の3 要援護者に対する情報収集及び提供』

第3 土木施設被害応急復旧

災害によって被害を受けた土木施設を把握し、倒壊、落下及び破損等により使用不能 となった土木施設の応急復旧を実施する。

土木施設関係機関

機関名称	対 応 内 容
県災害対策本部応急復旧部	応急復旧の調整
越谷県土整備事務所	道路の応急復旧の調整
国土交通省江戸川河川事務所	河川施設の応急復旧の調整
建設業者・その他関係団体	応急復旧工事の応援

1 道路施設の応急復旧【建設部】

災害によって道路施設の決壊や、障害物等により交通障害が発生している道路について、次により応急復旧活動を実施する。

(1) 道路パトロールによる被害状況の把握

パトロールの要員及び車両等が不足する場合は、災害対策本部人員・車両班に手 配を要請するとともに、草加市建設業振興会等に応援要請を行う。被害状況の調査 方法及び判定基準については、県災害対策本部応急復旧部と調整する。

(2) 技術者の派遣要請

指定地方行政機関に対し、橋りょう等の構造物を危険度判定できる技術者の派遣 要請を行う。

派遣と応援の違い

	職員派遣	応 援
性質	職員個人の有する技術、知識	労働力としての動員数に期待する
	及び経験等を役立てる。	場合が多い。
期間	原則として長期間	短期間
事務	災害応急対策又は災害復旧対	応急措置を実施するために必要な
内 容	策に関すること。	こと。
身 分	派遣先の身分と併任	身分の異動を伴わない。
指揮·監督	個人的に派遣先に分属する。	一体となり派遣先の指揮下に入る。

(3) 復旧の基本方針

- ア 管内の道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動等の円滑な実施に供する。
- イ 救助活動のための道路及び避難者の利用する道路を、優先的に復旧する。
- ウ 道路が被害を受けた場合は、速やかに県災害対策本部応急復旧部に報告し、排 土作業、盛土作業及び舗装作業等の、被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交 通路の確保に努める。

また、被害の状況により応急措置ができない場合は、警察等の関係機関と連絡を図り、通行止め又は標識の設置等の必要な措置を講じる。

- エ 上下水道、電気、ガス、及び電話等に係る道路占有施設に被害が生じた場合は、 当該施設の管理者に通報する。また、緊急を要する場合は、当該事故を知った機 関が応急措置を行い、事後に施設の管理者に連絡するものとする。
- オ 復旧資機材等に不足が生じた場合は、適宜関係事業者等に協力を求めて確保するものとする。
- (4) 復旧状況の広報

建設部は、災害対策本部を通して、通行不能箇所、う回路及び復旧見込み等について広報する。

2 河川施設の応急復旧【建設部】

災害により河川施設に被害が発生したときは、直ちに次により応急復旧を実施する。

(1) 河川被害状況の把握

建設部は、河川施設の被害状況を把握するため河川パトロールを実施するが、要 員及び車両が不足する場合は、本部人員車両班に要請するとともに、建設業振興会 等に協力を要請する。

- (2) 復旧の基本方針
 - ア 一級河川に被害発生箇所がある場合は、国土交通省江戸川河川事務所及び埼玉 県越谷県土整備事務所に報告する。
 - イ 国土交通省江戸川河川事務所及び埼玉県越谷県土整備事務所は、市から報告を 受けたときは、応急措置に関し技術的援助及び総合調整等を行う他、応急復旧に 関し相互の判断に基づき実施計画を策定する。
 - ウ 復旧資機材等に不足が生じた場合は、適宜関係事業者等に協力を求めて確保するものとする。
- (3) 復旧状況の広報

建設部は、災害対策本部を通して、被害箇所及び復旧見込み等について広報する。

3 公園施設の応急復旧【応急対策班、復旧班】

公園施設のうち、避難地や救援・救護活動の場となるなど災害時の多様な用途として 利用が予定され、又は利用の必要が生じた施設において、被害が生じている場合は早急 に応急復旧を実施するものとする。

第4 災害廃棄物等の処理【市民生活部】

災害時において、道路障害等により一時的にごみや、し尿の処理が困難になることが 予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響 を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなるので、迅速に処理する。

また、地震により倒壊した建築物等から発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)を速やかに処理し、その後の復旧事業を円滑に進める。

1 ごみ処理

建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき類以外の大量のごみを効率的 に除去し、焼却・埋め立て等の処理を実施する。

(1) ごみの排出量の把握(推定)

災害時には、平時と比べ粗大ごみが増加することが予想される。このため、平時の一般廃棄物処理計画を勘案し、震災時の処理計画について検討する。

(2) 人員及びごみ収集車の調達

被災地の公衆衛生及び環境保全を確保するため、早期の収集体制づくりと併せ、災害の規模によっては、県及び相互応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(3) ごみ処理施設の早期復旧

緊急時におけるごみ処理を速やかに行うために、被災後施設の被害調査を速やかに行うとともに、施設の早期復旧を図る。

(4) 市民等への広報

次の項目について広報する。

- ア ごみの収集処理方針の周知
- イ 一般ごみとその他災害廃棄物の分別への協力(指定曜日に出されていたごみが、地震後は一般ごみ、粗大ごみ、がれき等が混在して出されるので、市民への広報を実施して分別の協力を呼び掛ける。)
- ウ 臨時集積所の周知
- エ 臨時集積所への直接搬入の依頼
- (5) 収集·処理体制
 - ア 分別収集体制の確保

被災直後は、ごみの収集・処理システムが混乱することが予想されるが、早期 に復旧を図るためにも当初から分別収集体制を確保する。

イ ごみ処理施設の確保

処理能力を超えたごみが排出された場合は、県及び近隣市町村、さらに、民間の廃棄物処理業者の協力等を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

ウ 仮置き場の確保

道路交通の途絶や渋滞のため処理施設への搬出が困難な場合、仮置き場を確保 し、夜間を含めた中継により処理を図る。 仮置き場は、周辺の環境や衛生・防火対策等に配慮し、必要に応じて災害時空 地管理担当との調整により確保する。

(6) 応援要請

ライフラインの停止等による中間処理施設が利用不能や甚大な被害により、処理 に長時間を要すると判断した場合は、車両、人員、器材等について、東埼玉資源組 合又は県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。

(7) 避難所のごみ対策

避難所においては、保健衛生面等から毎日の収集体制を確立する等の特別の配慮を行う。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等の一時期に大量の排出が予想される ものについては、再利用・リサイクルの方策と併せ処理計画を定めるものとする。

(8) 不法投棄対策

ごみの排出ルールの乱れに伴い不法投棄が予想され、防止対策及び処理対策について検討を進める。

2 し尿処理

し尿処理に当たっては、消防水利としての使用水量の状況、水洗トイレの使用の可否等その状況により、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、仮設トイレを用意して、衛生環境を確保する。

(1) し尿処理の考え方

災害時のし尿処理の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ア 井戸や雨水貯留等により処理用水を確保するとともに、下水道機能を有効活用 する。
- イ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。また、貯留したし尿は原則として中川水循環センターへ投入し処理するほか、凝固させたし尿は、焼却処分する。
- ウ また、中川水循環センターへし尿を投入する際は、バキューム車によって運搬 を行うものとする。
- (2) し尿の処理方法

被災地域におけるし尿処理の方法は、次のとおりとする。

ア 一般地域

- (ア) 水洗トイレ使用地域
 - a 処理用水を確保し下水道を活用
 - b 公園等に仮設トイレ設置
- (イ) マンション等集合住宅 仮設トイレ設置
- (ウ) その他地域 被害状況により仮設トイレを設置

イ 避難所

- (ア) 処理用水を確保し下水道を活用
- (イ) 公園等に仮設トイレ設置

ウ 事業所

仮設トイレ等の備蓄と地域の衛生環境の維持

(3) 仮設トイレの設置

ア基準

(ア) 避難所 : 100人に2.2基

(4) その他 : 100人に1基

イ 初動対応 : 現有備蓄仮設トイレで対応

ウ 後続対応 : 行政相互の広域応援、流通在庫の調達により基準数を設置

なお、仮設トイレの機種選定に当たっては、高年者・障がい者

等に配慮したものを考慮する。

仮設トイレ備蓄数

(平成23年10月現在)

仮設トイレ (汲取式)	組立式便座	マンホール式トイレ	合計
9	1, 267	106	1, 382

(4) 運搬手段の確保

地震発生後、市内各所で発生したし尿を処理場へ運搬するためのバキューム車を 確保する。

(5) し尿の収集・処理体制の確保

緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保するため、被害を受けた施設の早期 復旧を図るとともに、緊急時の相互応援協定を推進する。

3 がれき処理

倒壊建物等による大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行った上で、迅速に進めていく。

(1) がれき排出量の把握(推定)

被害状況を基にがれきの排出量を見積もる。

(2) がれき処理体制の確立

ア 実施主体

(ア) 収集処理

本市事業として実施する。

(イ) 家屋、事業所の解体

所有者(社会的、経済的影響を考慮し、早急な復旧・復興を促進するため、 特例的に市が実施することも検討する。)

イ 基本方針

がれきの処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。

また、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきを 最終処分する処理ルートを確保する。応急活動後、市及び県は、がれきの処理・ 処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサ イクルを図る。

ウ 一時集積場所の確保

災害時に発生したがれき等の一時集積場所を確保する。

ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を、予定された市内の一時 集積所で処理することが困難な場合は、一時集積場所、最終処分場の確保につい て、県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。

エ 災害廃棄物の分別

災害廃棄物は、原則として、次により分別し処理を行う。

- (ア) 木造家屋等から発生する木質系災害廃棄物
 - a 柱材
 - b 金属
 - c 不燃物等
- (イ) ビル、マンション等から発生するコンクリート系災害廃棄物
 - a コンクリート
 - b 塊金属
 - c 可燃物
- オ 搬送ルートの設定

道路管理者及び草加警察署と協議を行い、災害廃棄物の搬送ルートを設定する。

カ 市民等への広報

「1ごみ処理 (4)市民等への広報」に準ずる。

- キ その他の注意事項
 - (ア) 倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策
 - a 吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認
 - b 工事着手前の現地調査の実施
 - c 工事におけるアスベスト飛散防止対策
 - d 作業員の安全対策 (マスク着用、着衣の洗濯等)
 - e 付近住民へのマスクの配付及び広報
 - (4) 冷蔵庫等からのフロンの回収 ボランティアの協力
 - (ウ) 不法投棄のチェック
 - a 許可書をカラーコピーできない特殊な用紙の使用
 - b 監視要員の配置
 - c 固定資産税台帳と車検証の写しの添付等

第5 住宅対策

災害によって住家が被害を受けた者に対し、応急住宅(既存住宅及び仮設住宅) の提供又は応急修理を実施する。

1 一般り災住宅の応急修理【都市整備部】

災害によって住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して、 居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限の応 急修理を行う。

(1) 要修理対象住宅の把握 市民からの申込み、被害情報の収集に基づき把握する。

(2) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。 災害救助法が適用されない場合で、市長が特に必要と認めた場合は市が実施する。

(3) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活 を営むことができない者で、自己の資力では応急修理ができない者とする。

(4) 修理の基準

日常生活に必要欠くことのできない部分について、最小限度の応急修理を行う。

- (5) 修理の方法
 - ア 応急修理は、居室、炊事場、便所等の生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。
 - イ 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に二以上の 世帯が同居している場合は、これを一世帯として扱う。
 - ウ 市長は、住家の応急修理を実施する場合は、その責任者を定め、次の帳簿類を 整備、保管する。
 - (7) 救助実施記録日計票
 - (イ) 住宅の応急修理記録
 - (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類
- (6) 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合は、都市整備部が被害程度の調査等により選定に協力し、市が実施する場合は、都市整備部が被害程度を調査の上選定する。

2 応急住宅の供給【都市整備部】

(1) 既存住宅の利用

都市整備部は、既存の公営住宅及び民間賃貸住宅を利用しての被災者の一時入居施設を確保する。

ア 公営住宅等の確保

次の項目について、県災害対策本部住宅対策部に応援要請を行う。

- (ア) 公営住宅のあっせんと、受付要員の派遣
- (イ) 企業等の社宅の借上げ
- イ 民間賃貸住宅の借上げ又はあっせん

民間賃貸住宅の借上げ又はあっせんについては、公益社団法人埼玉県宅地建物 取引業協会埼玉東支部を通じて住宅を確保する。

ウ 供給対象世帯の把握

供給の対象となる世帯は、次の各号全てに該当するもののほか、市長が必要と 認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一箇所とする。

- (ア) 住家が焼失、倒壊又は流失した被災者
- (イ) 居住する住家がない被災者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない被災者

エ 入居者の選定

県が入居者の選定を行う場合は、市は県に協力し、市が入居者の選定を行う場合は、入居を希望する供給対象世帯から、災害の状況に応じて選考基準を定め、 り災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力その他を審査して選考する。

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して 選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(2) 応急仮設住宅

災害によって住家が滅失 又は破損し、居住する住家が得られない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

ア 供給対象世帯の把握

供給の対象となる世帯は、次の各号全てに該当するもののほか、市長が必要と 認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一箇所とする。

- (ア) 住家が焼失、倒壊又は流失した被災者
- (イ) 居住する住家がない被災者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない被災者

イ 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用後は県が行い、市はこれに協力する。 ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が特に必要と認めた場合は市が 設置する。

ウ 建設場所

被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、 地域のコミュニティ等を考慮の上、原則として公有地を建設場所とする。

- エ 応急仮設住宅の建設
 - (ア) 災害救助法適用後、市長が必要と認めた場合は、直ちに県知事に要請する。
 - (4) 災害救助法適用前又はその後の状況により市が設置する場合は、災害対策本部の決定に基づき、都市整備部が建設する。
 - (ウ) 応急仮設住宅建設の留意点は、次のとおりである。

- a 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度決定する。
- b 住宅の形式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハ ブ住宅とする。
- c 建設資材は、原則としてプレハブ建設業者等を通じて速やかに調達し、これらの業者が施工する。
- (エ) 建設に当たっては、次の事項等について高年者や障がい者に配慮する。
 - a 段差の解消
 - b 手すりの設置
 - c 温度対策
 - d 急病等に備えた通報装置の設置
 - e 寮形式の地域型仮設住宅の建設

オ 入居者の選定

県が入居者の選定を行う場合は、入居を希望する供給対象世帯から、災害の状況に応じて選考基準を定め、り災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力その他を審査して選考する。

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して 選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

カ 仮設住宅の管理

- (ア) 県が管理するものについては、市はこれに協力する。
- (イ) 市が管理する場合は、入居期間、使用条件、その他の必要な事項を定めて都 市整備部が管理する。
- (ウ) ボランティアの協力を求める。

キ 災害時要援護者への配慮

- (ア) 民生委員、児童委員及びボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
- (イ) 医師会、保健所及び福祉機関等との連携と協力による巡回健康診断及びメンタル・ケアの実施

3 住宅関係障害物の除去【建設部】

建設部は、地震による浸水等によって住宅に運び込まれた土石等の障害物を除去し、 住宅の応急復旧に努めるとともに、必要により越谷県土整備事務所に応援を要請する。

(1) 活動方針

- ア 障害物の除去は、市が実施する。
- イ 市の保有する機械及び器具を使用して実施する。
- ウ 人員及び機械力が不足する場合は、県(県土整備事務所)に要請し、隣接市町 等からの応援を求める。
- エ 迅速に除去作業を進めるため、草加市建設業振興会等との協定締結等により協力体制を整備しておく。

(2) 実施対象

住家に運び込まれた土石、樹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する場合に 実施する。

- ア 障害物のために、当面の日常生活が営めない状態にあること。
- イ 障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること。
- ウ 居住者自らの資力では、除去できない状況であること。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

(3) 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は市が行う。また、障害物除去戸数は、半壊及び床上浸水家屋の数を把握した上で算定する。(算定基準は、仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)

(4) 実施期間

災害発生の日からできる限り早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を 県に報告する。

第6 農業対策【自治文化部】

災害によって被害を受けた農地、農作物及び農業用施設の応急対策を実施する。

1 農業対策

農作物及び農業施設の応急対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

農産物、農業用生産施設、農地、農業用施設の被害状況を調査する。

(2) 農作物対策

ア 回復対策

倒れた農作物の回復に必要な対策の指導を行う。

イ 病害虫予防薬剤の散布

災害による農作物の損傷及び環境の変化による病害虫の多発やまん延が予想されるため、早急に被害を防止するように指導する。

ウ 種苗対策

次期栽培用の自家産の種子確保及び現在栽培中の予備種苗の確保配分等について、適切な早期処置指導を行う。

工 土壌消毒

土壌病菌の多発及び侵入を防止するため、土壌消毒や石灰等による土壌改良を行うように指導する。

(3) 農業施設

用排水路、揚排水機等の公共施設が被災した場合には、応急対策を速やかに実施する。

第7 文教対策

本市における小中学校の災害対策として、災害の応急対策及び復旧を通じて、児童・ 生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るものとする。

1 文教施設の応急復旧【教育総務部】

施設管理者は、建物全壊、半壊を問わず重大な被害を受けた場合は、教育総務部に 技術職員等の応援要請を行った上で、建物の応急危険度、被災度区分等を調査し、校 舎再建・仮校舎建設等の計画を立てるとともに、状況に応じて使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努める。

修繕で対応できる被害の場合は、被害の程度を十分に調査し、ガラス修理、給排水 設備の改修等の応急整備を実施する。

2 応急教育【教育総務部】

応急教育は、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から実施する。

(1) 応急教育

ア 児童・生徒の安否確認

教職員は、避難者の受入れとともに、児童・生徒の安否確認を実施する。

イ 授業再開

校長は、児童・生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関や水道・ガス等の復 旧状況等を考慮して、教育総務部及び関係機関と協議の上、授業を再開させる。

また、授業再開の方法としては、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等を組み合わせ、昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討して実施する。

授業再開に際しては、登下校の安全を期するよう留意し、指導に当たっては健康安全教育及び生活面の指導に重点をおくこととする。

特に、児童生徒の心のケアに十分配慮する。

教育総務部は、教職員が不足した場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員によって対処することとする。

ウ 転校手続

校長は、授業の再開見込み困難その他の理由により県内外へ転校する児童・生徒が多数にのぼる場合は、転校手続の円滑化のために、教育総務部及び関係機関に手続の簡素化、弾力化を要請する。

エ 避難所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

(ア) 被災者への対応

発災後しばらくは、教職員は「避難所班」やボランティア等と連携を図りながら避難者の対応に当たるが、その後、学校運営と避難所運営の役割分担を明確にする。

(イ) 授業の確保

被災者の生活再建の進展に伴う避難者の縮小に応じて段階的に教室を確保し、

授業を再開する。

(2) 給食等の措置

ア 学校給食施設・設備が被災した場合、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

- イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ウ 学校給食施設は、被災者用炊き出しにも供されるため、学校給食及び炊き出し の調整を図る。
- エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。
- オ 被災児童生徒の給食費は、その申請に基づき準要保護の給食費補助の措置を講じる。

3 応急保育【子ども未来部】

保育園長(民間認可保育所の施設長を含む。)は、震災時における園児の安全確保 を図るため、次の応急措置を講じる。

- (1) 応急保育の実施
 - ア 保育園長は、園児の被災状況を調査する。
 - イ 子ども未来部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、 保育園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
 - ウ 保育園長は、救急保育計画に基づく職員の臨時編成を行い、受入可能な園児を 保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域 ごとに実状を把握するよう努めるものとする。
 - エ 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども未来部内で緊密な連絡の上、平常保 育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- (2) 育児用品の確保

子ども未来部は、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ等の育児 用品を確保する。また、県を通じて、関係業者に供出等を要請する。

4 被災児童・生徒への支援【教育総務部】

被災児童・生徒等への支援として、次の対策の実施を検討する。

(1) 学用品の調達及び支給

ア 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失、又はき損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、市は、これに協力するものとする。

イ 給与の期間

教科書(教材を含む)は災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内に支給する。ただし、交通、通信の途絶等により学用品の調達及び運送が困難な場合は、必要な期間を延長することができる。

ウ 給与の方法

学用品の調達、配分等は、原則として市が行うものとする。ただし市が調達困難なときは、県に調達を依頼するものとする。

教科書については、県が一括調達し市に配給されるので、配分は市が行う。

エ 災害救助法が適用された場合の費用

学用品費の給付に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年県告示第393号)の範囲内において県に請求できる。

(2) 相談体制

被災児童・生徒の心のケア事業の実施

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、電話相談窓口を開設して、教育総務部が相談に当たる。

5 文化財の保護【教育総務部】

文化財の被害状況を把握し、復元、修復等の応急対策を実施する。

(1) 被害状況の調査

災害発生後、文化財の所有者及び管理者等の安否を確認し、文化財等の被害状況 について、情報収集と把握に努める。

(2) 被害状況の報告

文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の 関係機関に報告する。

(3) 文化財の保護措置

応急措置や協力要請等、次の措置により文化財を保護する。

- ア 応急措置及び現場保存のための支援要請
- イ 関係機関への応急措置の報告
- ウ 文化財等の移送及び一時保管

文化財等の保管場所が被害を受けた場合は、管理体制及び設備の整った公共施設等に、一時保管の措置をとる。

第8 義援金及び草加市被災者支援基金の受付、配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金及び草加市被災者支援基金(以下「基金」という。)の受付及びこれらの配分等を適切に実施する。

1 日本赤十字社に係る義援金(以下「義援金」という。)の対応については健康福祉部が実施する。

2 基金の募集【総合政策部、関係部】

災害の状況によっては、基金の募集を行うものとする。

(1) 基金の募集

募集に当たっては、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、 立看板・ポスターの掲示及び各種団体等の関係機関に広く募集を呼びかける。

(2) 募集の際の注意事項

原則として、義援品の募集は行わないこととする。

3 基金の受付【総合政策部】

(1) 受付

市民その他から寄附された基金で、市に委託されたものは寄附金として受け付ける。ただし、受付時には基金として使い道に係る意向を確認する。

また、災害の状況によっては、臨時に受付場所を設ける。

(2) 受領書の発行

基金の受付については、寄附者に受領書を発行する。

4 基金の配分【総合政策部、関係部】

(1) 被災者への配分計画

被災者への基金の配分計画は、り災地区、り災人員及び世帯、り災の状況等を勘案の上、人員を単位として義援金の配分計画を考慮し、市長が決定する。

(2) 被災者への配分

基金の配分は、被害状況の確認又は確定後、必要に応じて市長の決定により配分する。

配分に当たって必要な場合は、支援を必要とする個人に行き渡るよう配分方法の 工夫に努める。

(3) 被災者支援施策への配分

被災者支援施策への基金は、草加市被災者支援基金条例及び草加市被災者支援 基金条例施行規則の趣旨に基づき、執行する。

第9 ライフライン施設の応急対策

1 上水道の応急対策【水道部】

上水道施設の応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 施設別応急対策の順序
 - ア 浄・配水場施設の復旧
 - イ 特に重要と認められる管路及び施設の復旧
 - ウ配水管等一般管路の復旧
 - エ 給水装置等の復旧
- (2) 浄・配水場施設の確保
 - ア 火災による施設への類焼の防止
 - イ 危険物の流出等による被害拡大の防止
- (3) 配水管の復旧及び臨時給水
 - ア 地震発生後直ちに被害状況を調査し、復旧活動方針を定めるとともに、技術者 及び作業員等の配置と復旧工事用資機材の確保に努める。また、被害状況、作業 内容を写真撮影し記録する。

なお、応援隊がある場合には、受入計画への組入れ及び宿舎、食料等の手配を 行う。

- イ 配水管は、被害状況や施設の場所及び重要度に応じて、特に重要と認められる 管路の復旧を優先的に行う。
- ウ 配水管の復旧に際しては、修理と通水を繰り返しながら作業を進め、必要箇所 に仮設給水栓を設置し、臨時給水を行う。
- エ 給水を開始する際は、水質の保全に注意し、配管内の洗浄及び塩素滅菌を十分 に行う。
- 2 電力施設の応急対策【東京電力㈱川口支社】
 - (1) 電力供給の維持
 - ア 電力は、社会秩序の維持及び復旧活動等に不可欠であるため、非常災害が発生 した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
 - イ 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。
 - (2) 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に 努める。

(3) 被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

- ア 一般被害情報等
 - (ア) 気象及び地象情報
 - (イ) 一般被害情報

- (ウ) 停電による主な影響状況
- (エ) 地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況
- (オ) その他災害に関する情報(交通情報等)
- イ 東京電力㈱関連被害情報
 - (ア) 東京電力㈱の施設の被害状況
 - (イ) 復旧資機材、応援隊、食料等の要望
 - (ウ) 人身災害、その他の災害発生状況

(4) 復旧計画

ア 非常災害対策本部は、各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定 する。

イ 各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

(5) 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を 掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

(6) 復旧応援隊

被害が多大で当該店、所及び現業機関等の工事力では、早期復旧が困難な場合は、 本店本部は、他の電力会社に対し応援要請を行う。

(7) 広報活動

ア 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止 に関する広報を行う。

イ 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被 害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。

ウ 非常災害が発生した場合は、草加市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

≪参考≫ 「 第2章 震災予防計画 第1節 第2 5 ライフライン施設の安全化」

3 ガス施設の応急対策【東京ガス㈱】

(1) 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、発生した被害の早期復旧を図るため、災害発生要因の除去と防災環境の整備に努める。

(2) 応急対策

ア 通報連絡体制

社内及び外部機関との連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多 重化及び情報収集、連絡体制の明確化等の体制の確立に努める。

イ 通報連絡の方法

通報及び連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話及び無線通信等を使用 して行う。

(3) 情報収集

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を、巡回点検及び出社途上の調査等に

より迅速、的確に把握する。

ア 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

- イ 被害情報
 - (ア) 一般情報

一般家屋の被害及び人身被害の発生情報並びに電気、水道、交通(鉄道、道路)、通信、放送施設等の、受持ち区域内全般の被害情報

- (4) 地方自治体の災害対策本部、官公庁、報道機関、顧客への対応状況
- (ウ) 出社途上における収集情報
- (エ) その他災害に関する情報
- ウ ガス施設等の被害及び復旧状況
- エ 復旧作業に必要な資機材、食料及び応援隊に関する情報
- オ 社員の被災状況
- カ その他災害に関する情報
- (4) 災害時の広報
 - ア 広報活動

災害の発生時は、ガス供給停止時及び復旧作業中等、その他必要な場合に適宜 状況に応じた広報を行う。

イ 広報の方法

広報は、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行い、 必要に応じて直接被災地区へ周知する。また、地方自治体等の関係機関と必要に 応じて連携を図る。

- (5) 対策要員の確保
 - ア 勤務時間外の地震発生に備え、あらかじめ対策要員及び連絡先を整理しておく。 イ 非常体制が発令された場合、対策要員は定められた動員計画に基づき、速やか
 - ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、定められた対策要員は、気象情報 その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- (6) 他会社との協力
 - ア 協力会社等と災害発生時に直ちに出動要請ができる連携体制を確立し、必要に 応じて出動を要請する。
 - イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合は、他のガス事業者応援 を要請する。
- (7) 災害時における危険予防措置

に所属する本(支)部に出動する。

ガスの漏えいにより被害が拡大するおそれのある場合は、避難区域の設定、火気使用の禁止、ガスの供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

- (8) 復旧対策
 - ア 復旧用資機材の確保

各支部長及び班長は、予備品及び貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、 調達を必要とする資機材は、次により速やかに確保する。

(ア) 取引先、メーカーからの調達

- (イ) 被災していない地域からの流用
- (ウ) 他のガス事業者からの融通
- イ 復旧用資機材置場等の確保

復旧活動に使用する資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を図る。また、確保が困難な場合は、地方自治体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(9) 災害時の応急工事

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全確保に配慮した上で、可能な限り迅速、適切に被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先とした工事を行う。

4 電気通信設備の応急対策【東日本電信電話㈱埼玉支店】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復 旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

(化) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の 作成、網羅措置等、そ通確保の措置を講ずる。

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等にり災者が利用する特設公 衆電話の設置に努める。

(ウ) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある場合には、 利用制限等の措置を行う。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実

施する。

- (イ) 必要と認める場合は、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事 に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (ウ) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に 努める。

エ 災害時の広報

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信のそ通及 び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を 行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (4) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- (ウ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、 避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との 協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

- (ア) 被災地の支店等の要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店 等からの応援措置を講ずる。
- (イ)被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援 措置を講ずる。
- イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動
- ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用等により情報を収集する。

エ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の 考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指示により実施する。

5 交通施設の応急対策【東武鉄道㈱】

(1) 基本方針

計画の目的を達成するため、関東大震災程度の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに、教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

(2) 応急対策

ア 災害時の活動組織の編成計画

- (ア) 鉄道事業本部事故・災害等対策規程により、本社内に対策本部を設置し、鉄道事業本部長を対策本部長として災害時における応急処置及び災害発生現場への指示、支援等を行う。
- (イ) 災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続第14条により現地対策本部

を設置し、復旧に努める。

(ウ) 駅においては、災害発生時における避難場所及び避難誘導体制を定め、鉄道 利用者の適切な誘導を図る。

イ 初動措置計画

災害発生における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本である。これらのことを前提として、 平時から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制を確立する。

- (ア) 列車の運転体制
 - a 運転指令者の取扱 運転指令者は、強い地震を感知したときは、列車の一旦停止を指令する。
 - b 駅長の取扱

強い地震を感知し、運転上危険を認めたときで、指令がないか、または指令が受けられないときは列車運転を見合せ、至急その状況を運転指令者に報告する。

c 乗務員の取扱

強い地震を感知したときは、速やかに列車を安全な箇所に停止し、異常の有無を確認する。

(イ) 施設担当者の取扱

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行う。

(ウ) 電気指令の取扱

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検指令を出す。 東京電力㈱による電源(常用)が停止したときは、予備線からの受電に努める。 (高圧配電線については自動切替送電する。)

ウ 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置及び事故現場の復旧や救 急活動については、運転取扱い実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続等により 処理する。

エ 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速かつ適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要である。

災害時は社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、 情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

- オ 旅客に対する避難誘導計画
 - (ア) 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により適切な避難 誘導をする。

- (イ) 列車乗客の避難
 - a 放送案内及び通報連絡

車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱を防止するとともに、運転 指令に状況を知らせ、その指示を受ける。

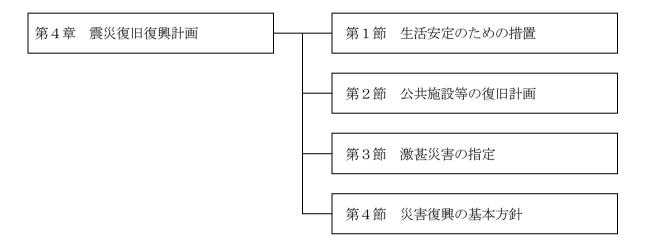
b 避難誘導

乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客を誘導する。

第4章 震災復旧復興計画

各機関は協力して被災地の復旧に努め、安定した市民生活への回復を図るとともに、被災 状況を的確に把握し、再度の災害発生の防止や将来の災害に備えるため、公共施設及び都市 施設等の改良復旧事業の方針を定め、迅速にその実施を図る。

《施策の体系》



第1節 生活安定のための措置

《目標》

災害により被害を受けた市民の自立復興を促し、安定した市民生活への早期回復を図るため、被災者の支援等について次の計画を実施する。

《生活安定のための措置の構成》

第1 災 害 市 民 相 談

第2 被災者の生活確保

第3 農業・中小企業への支援

第4 住 宅 の 建 設 等

第1 災害市民相談

被災者から寄せられる、多様な生活上の不安等に関する相談に対応できるよう、総合相 談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復に対する支援を図っていく。

1 総合相談窓口の開設【市長室、関係各部】

被災者の様々な不安・困りごと等の解消を図るため、市長室(市民相談担当)に総合相談窓口を開設し、関係部局との連携の下、次のような相談等に対して柔軟に対応するものとする。

また、相談等の内容に応じて関係各部との連携を図りながら、柔軟に対応する。

(1) 各種手続の相談

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者及び農業者への融資等に関する手 続についての相談

(2) 専門分野の相談

ア 医療、保健(精神の保健を含む)、福祉、住宅等に関する相談

イ 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣等 を要請する。また、ライフライン関係者との連携にも配慮する。

(3) 法律上の相談

各種の法律上の相談に対応するため、弁護士等各士業の協力について、発災直後から配慮するものとする。

(4) 情報の提供

被災者が自立を図る上で必要な様々な情報を集約し、各窓口や電話及び報道機関、 広報紙、ホームページ等を通じて市民に提供する。

(5) その他留意事項

ア 照会・通報・要請・苦情等は聞きっぱなしで終わらせることのないようにする。

イ 相談等においては、必要に応じて、避難所等への出向及び巡回についても配慮するものとする。

ウ 災害時要援護者に関する相談等においては、対応できる職員の配置についても配 慮するものとする。

2 り災証明の交付【総務部、消防本部】

(1) り災証明の実施

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要と される家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確 認できる程度の被害について証明するものとする。

(2) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋 について、次の項目の証明を行うものとする。

ア 全壊、半壊、一部破損、流失、床上浸水、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼

(3) り災証明発行者

り災証明は、市長が行うものとし、り災証明の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合はり災証明発行事務会場を設け、総務部市民税課並びに総務部資産税課が担当し、総務部納税課が補佐する。

なお、災害対策本部が設置されていない場合は、総務部市民税課窓口で対応する。 ただし、火災によるり災証明は、消防本部が行う。

(4) 被害状況調書(り災台帳)の作成

被害家屋調査の判定結果、家屋データ、所在地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、被害状況調書(り災台帳)を作成する。

(5) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき市長が作成し、該当者に交付することにより行うこととする。ただし、1世帯1枚の発行とし、草加市消防関係手数料徴収条例(平成12年条例第8号)第9条第3号の規定により、証明手数料は免除とする。

(6) り災証明書の様式

草加市地域防災計画資料集、資料3-7 り災(申請書受理)証明書及び交付申請書の様式による。

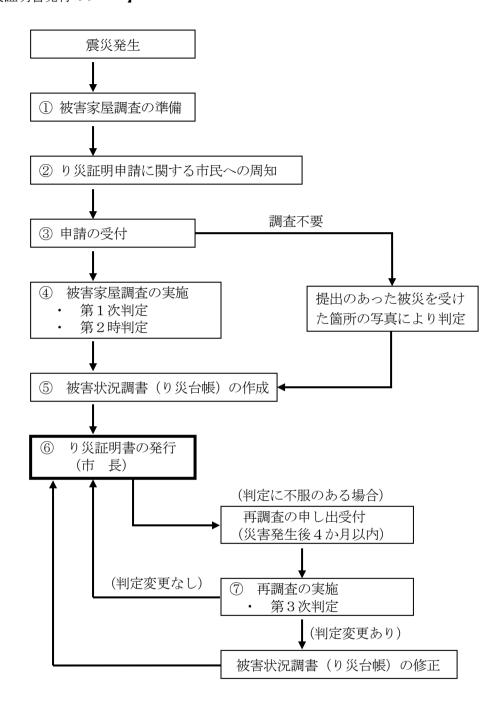
(7) り災家屋の被害状況判定基準

被害状況調書(り災台帳)の作成に当たり、り災家屋の被害状況の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月内閣府指針)に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね3週間以内の状況を基に、被害状況調書(り災台帳)に従って行う。

(8) り災証明発行の流れ

震災発生から、り災証明書の発行までの処理等の流れは、次の図のとおりとする。

【り災証明書発行のフロー】



ア 被害家屋調査の準備

震災発生後、被害家屋調査を実施するに当たり、次の準備を行う。

- (ア) 調査の実施に当たり、調査実施計画を策定するため、市内の家屋の被害状況を 把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮 影する。
- (イ) 調査員の確保

- a ボランティア調査員(民間建築士等)の手配
- b 他市への応援職員派遣要請
- (ウ) 調査備品等の準備
 - a 調査携帯品の調達、準備(調査票、土地家屋現況図又は住宅地図等)
 - b 調査班の編成と調査地区割りの検討
 - c 調査員運搬用車両の確保、手配
 - d ボランティア調査員の判定活動における安全管理のための保険制度
 - e 他市応援職員等の宿泊場所の確保
- イ り災証明申請に関する周知の実施

り災証明の申請受付開始前に申請手続に関する周知を広報及びホームページを 通じて行う。なお、周知する主な事項は次のとおりとする。

(ア) り災証明の説明と発行までの流れ

り災証明の使用目的、証明の対象物が災害対策基本法第2条第1号に規定する 災害により被害を受けた家屋であること及び発行までの流れを説明するものとす る。

なお、建築物の損傷の程度等調査が必要な場合は、即日交付できない旨も説明することとする。

(4) 申請受付期間

申請期間は震災発生の日から原則1ケ月以内とし、被害状況に応じて最大3ケ月まで延長できるものとする。

- (ウ) 受付場所
- (エ) 受付時間
- (オ) 申請できる者
- (カ) 手数料

手数料は無料とする。

(キ) 申請時に必要な書類等

認印、運転免許証やパスポート等身分を証明するもの、被災を受けた箇所の写真等(撮影日等により当該震災に起因することが明白であることが確認できるもの。以下写真等という。)、委任状(同一世帯以外の者が代理人として申請する場合)

- ウ 申請の受付及びり災証明書の交付の発行
 - (ア) 申請受付時間

申請の受付は、原則として開庁時間(平日の午前8時30分から午後5時まで) を基本とするが、発生した震災の状況等により柔軟に対応するものとする。

(4) 申請受付期限

申請受付の期限は、震災の被害状況を把握できる場合には、3ヶ月を最大とするが、次の理由によりやむを得ないと認められる場合は特例として1ヶ月延長するものとする。

ただし、申請に当たっては、「遅延理由書」を提出させるものとする。

a 長期入院していた場合

- b 長期出張していた場合
- c その他、市長が特に認めた場合
- (ウ) 申請書の受理及びり災証明書の発行等
 - a 被害状況が確認できる場合

申請者から提出のあった被災を受けた箇所の写真等により、建築物の損傷の 程度が明白である場合は、その写真等をもとに被害状況を判定し、被害状況調査(り災台帳)を作成し、り災証明書を発行するものとする。

なお、り災台帳作成に当たっては必要事項の記載とともに、提出のあった写真等を添付するものとする。

b 被害状況が確認できない場合(申請内容と判断結果が異なる場 合も含む。) 被災者がやむを得ない理由により、被災を受けた箇所の写真等を提出できない場合、又は提出を受けた写真等をもとに被害状況の判定ができない場合は、 被災家屋調査を実施し被害状況を判定した上でり災証明書を交付する旨、申請 者に伝えるものとする。

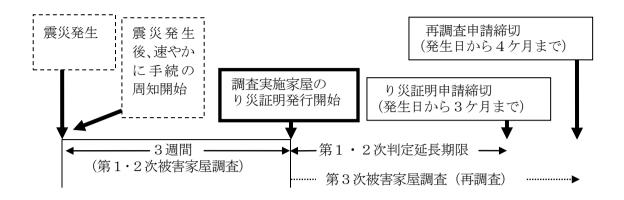
エ 被災家屋調査の実施

- (ア) 調査体制
 - a 総務部及び都市整備部が調査を実施する。
 - b 調査は、2人一組で実施する。
 - c 調査員は、市職員(資産税課職員、市民税課職員、都市整備部家屋補償関係職員、建築士)及び建築士等のボランティアとする。
- (4) 第1次被害家屋調査(第1次判定)

被害家屋を対象に、外観からの目視調査を行い、一見して家屋全部が倒壊している場合又は家屋の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。

全壊と判定したものは調査終了とする。

- (ウ) 第2次被害家屋調査(第2次判定)
 - 被害家屋を対象に、第1次判定で全壊と判定されなかった家屋について、外観 目視調査を行う。
 - * 規模の大きな建物で、全体をくまなく調査することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。
- (エ) 調査時期
 - a 被害家屋調査時期は、震災発生の日からおおむね3週間とする。 ただし、調査対象家屋が多く、おおむね3週間以内に調査が完了しないとき は、調査時期を震災発生の日から起算して3ケ月まで延長するものとする。
 - b 第1・2次判定に不服があり第3次被害家屋調査を行うときは、震災発生の 日から起算して4ケ月までとする。



- オ 調査実施家屋のり災台帳の作成
 - (4)による。
- カ 調査実施家屋のり災証明書の発行 (5)による。
- キ 再調査の実施(第3次判定)

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合又は第1次調査が実施できなかった家屋で、震災発生日から4ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申出のあった家屋について、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡する とともに、判定が1・2次調査と異なる場合は、り災証明書の発行とり災台帳の訂正 を行う。

* 応急危険度判定と被害家屋調査判定との関係

応急危険度判定は、災害発生の直後に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被 災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建 築物の当面の使用の可否について判定することにより二次的災害を防止することを目的とす る。したがって、応急危険度判定で「危険」と判定された家屋が、必ずしも全壊又は半壊と認 定されるとは限らない。

しかしながら、被害家屋調査の迅速化を図るため、応急危険度判定時に一見して家屋全部が 倒壊している場合又は家屋の一部の階が全部倒壊している場合は、第1次被害家屋調査(第1 次判定)において全壊とする。

(9) 広報と相談窓口の設置

総務部は、り災証明書に関する広報(申請手続、申請期限等)を報道機関と連携し、 被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、地震後に実施される応急危険度判定と被 害家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。また、り災証明書に 関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施す る。

(10)事前対策

り災証明を迅速に発行するため、次の対策を事前に検討し推進する。

ア 被害家屋調査員の登録 職員及びボランティア調査員(建築士等)を事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

資産税課、都市整備部家屋補償関係職員及び建築士は、県や建築士会の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。 (調査開始直前研修)

ウ 他市町村の協力体制の確立 震災発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

【資料集掲載資料】

資料3-7 り災(申告書受理)証明書交付申請書

資料3-8 被害状況調書(り災台帳)及び記入例

第2 被災者の生活確保

被災した市民の、生活基盤の速やかな再建を支援するため、災害弔慰金等の支給、生活 福祉資金の貸付け、住宅の再建支援等の施策を講ずる。

1 生活福祉資金の貸付け【健康福祉部】

災害によって被害を受けた低所得者等に対して速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度によって、民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

貸付対象者	災害によって困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯、 障がい者世帯又は高年者世帯
貸付限度	150万円以内 被害の程度によって(2)の資金と重複貸付が申請できる。 災害援護資金の貸付対象となる場合及び生活費は対象外
貸付条件	償還期間:6ヶ月以内据置期間経過後7年以内 利率:年1.5%(ただし、据置期間中は無利子)

(2) 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費

	H 2 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修又は公営住宅法(昭和26年法律第
	193号) 第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための
	資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高年者世帯
貸付限度	250万円以内
	新築又は工事着工後の申請は対象外
貸付条件	償還期間:6ケ月以内の据置期間経過後7年以内
	利 率:年1.5%(ただし、据置期間中は無利子)

(3) 資金貸付条件の緩和等の措置

(1)及び(2)の資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。また、被害の状況等によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。

* なお、この資金は他制度優先のため、他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け【健康福祉部】

災害用慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害用慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金であり、本市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

災害弔慰金の支給

	百·17念金×2久相			
	○ 住家が5世帯以上滅失した災害			
	(当該市町村で大規模な被災があった場合)			
	→当該被災市町村の区域のみ支給対象			
	○ 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害			
	(県内で広域にわたり大規模な被災があった場合)			
社 色巛宝	→埼玉県全市町村が支給対象			
対象災害	○ 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害			
	(特に大規模な被災があった場合)			
	→埼玉県全市町村が支給対象			
	○ 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害			
	(都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合)			
	→全都道府県が支給対象			
	① 上記の災害による死亡者(3ケ月以上の行方不明者を含む。)			
支給対象	② 住居地以外の支給対象となる市町村の区域内(県外含む。)で災害に遭			
	遇して死亡した者			
支給対象	死亡当時の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母を対象とし、			
遺族	兄弟姉妹は対象としない。			
	① 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円			
支給額	② ①以外の場合 250万円			
費用負担	国 1 / 2: 県 1 / 4: 市町村 1 / 4			

災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様			
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者			
支給額	① 上記支給対象者が世帯の生計を主として維持していた場合 250			
	万円			
	② ①以外の場合 125万円			
費用負担	災害弔慰金の場合と同様			

災害援護資金の貸付け

対象災害	県内で自然災害により災害救助法が適用された市町村が1以上あ				
	る場合、県内全市町村の被害が対象となる。				
貸付条件	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられ				
	る。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象と				
	ならない。				
	① 世帯人員が1人 220万円				
	② " 2人 430万円				
	③ " 3人 620万円				
	④ " 4人 730万円				
	5				
	⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円				
貸付対象	① 療養期間が1ケ月以上である世帯主の負傷				
となる被害	② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害				
貸付限度額	① 世帯主の1ケ月以上の負傷 限度額 150万円				
	② 家財の3分の1以上の損害 〃 150万円				
	③ 住居の半壊 〃 170(250)万円				
	④ 住居の全壊 〃 250(350)万円				
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 〃 350万円				
	⑥ ①と②が重複 〃 250万円				
	⑦ ①と③が重複 〃 270(350)万円				
	⑧ ①と④が重複 〃 350万円				
	* () 内は、特別の事情がある場合の額				
償還期間	10年(据置期間3年(特別の事情がある場合は5年)を含む。)				
利 率	年3% (据置期間は無利子)				
償還方法	年賦又は半年賦				
原資割合	国2/3:県1/3				

3 被災者生活再建支援制度【健康福祉部】

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化され、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。平成19年度に制度改正が行われた。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

被災者生活再建支援金の支給

対象災害	① 災害救助法施行令第1号、第2号に該当する災害が発生した市町村における自然災害			
	② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害			
支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯。② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯。② ③を除く)			

支給額

2 - 411 194					
支給対象世帯	世帯人数	基礎支援金	加 算 支 援 金 *		
			(ア)	(イ)	(ウ)
①②③に該当	複数	100	200	100	5 0
	単数	7 5	150	7 5	37.5
④に該当	複数	5 0	200	100	5 0
	単数	37.5	150	7 5	37.5
費用負担	国1/2:県3	1/2			

*加算支援金

- (ア) 住宅を建設、又は購入する世帯
- (イ) 住宅を補修する世帯
- (ウ) 住宅(公営住宅を除く。) を賃借する世帯

4 租税等の徴収猶予及び減免等【総務部、関係部】

り災した納税義務者等に対する、税の徴収猶予及び減免等については、地方税法及び市条例等により、次のとおり取扱うものとする。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例等の規定に基づき、申告、申

請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び 減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

期限の延長及び猶予

- ① 期限の延長(地方税法第20条の5の2、草加市税条例第18条の2) 市長は、災害により、地方税法又は、これに基づく条例に定める申告等その 他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をする ことができないと認めるときは、災害が止んだ後2ケ月以内(特別徴収義務者 については30日以内)に限り、当該期間を延長する。また、災害が広域にわ たる場合は、職権により適用の地域、期日等を指定して当該期間を延長する。
- ② 徴収猶予(地方税法第15条)

市長は、納税者又は特別徴収義務者が災害により、財産に損害を受け、市税を一時的に納付又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行うことができる。

減免

- ① 市民税(草加市税条例第51条) り災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
- ② 固定資産税(草加市税条例第72条) り災した固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災程度に応じて減免を行う。
- ③ 国民健康保険税(草加市国民健康保険に関する規則第12条) り災した納税者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民年金保険料の免除

年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容を審査し、社会保険事務所長に免除を申請する。(国民年金法第90条)

(4) 老人ホーム措置費用の徴収額の減免

災害その他やむを得ない理由により費用の徴収額を納入することが困難であると認めたときは、減額又は免除することができる。他に、市の高年者施設利用について減免制度がある。(草加市老人ホーム措置費用の徴収に関する規則第5条)

(5) 介護保険料の減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、

住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、保険料の減免が必要と認め られるときは、介護保険料を減免する。(草加市介護保険条例第11条)

(6) 介護保険サービスの利用者負担額の減免

災害により、居宅サービス(予防を含む。)、地域密着型サービス(予防を含む。)、施設サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められるときは、利用者の負担額を減免する。(草加市介護保険条例施行規則第22条)

(7) 障がい福祉サービス利用料の減額・免除

災害により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難な支給決定者 (共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助の支給決定を受けた者(生活保護受給者 を除く。)に対し、利用者負担額の減額・免除を行う。(草加市障害者自立支援法施行 規則第12条)

(8) 国民健康保険一部負担金の減免

被保険者が震災、風災害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財、 その他の財産について著しい損害を受けた場合や、事業の休廃止、失業等により収入 が著しく減少したときは、その申請により必要があると認められるものに対し、一部 負担金を減免する。(草加市国民健康保険に関する規則第12条)

(9) 後期高齢者医療制度に係る一部負担金の減免について

被保険者が、震災、風水害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合には、その申請により一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免を行う。(高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項及び施行規則第33条第1項)

(10)後期高齢者医療保険料の徴収猶予について

埼玉県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者又は生計維持者が、震災、風災害、 火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著 しい損害を受けたことにより、保険料の全部又は一部を一時に納付することができな いと認められる場合には、その申請により納付することができないと認められる金額 を限度とし6か月以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。(埼玉県後期 高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条)

(11)後期高齢者医療保険料の減免について

埼玉県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者又は生計維持者が、震災、風災害、 火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著 しい損害を受けた場合には、その申請により被保険者又は連帯納付義務者のうち必要 があると認められたものに対し、保険料を減免する。(埼玉県後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療に関する条例第18条)

(12)児童クラブ保育料の減免

災害その他やむを得ない理由がある世帯は一部減額又は全額免除する。 (草加市立児童クラブ設置及び管理条例施行規則第10条第2項第4号)

(13)保育園保育料の減免

保育料負担者又は同居の保護者が災害その他やむを得ない理由により保育料の全部 又は一部を負担することが適切でないと認めるときは、保育料負担者及び同居及び同 居の保護者の負担能力の程度に応じてこれを減額し、又は免除することができる。(草 加市保育料の徴収に関する規則第4条)

5 職業のあっせん【市民生活部、関係部】

災害により離職を余儀なくされたり災者に対する職業のあっせんについて、市は、離職者の状況を把握し、国(公共職業安定所)に報告し、次による対応を要請する。

(1) 公共職業安定所による職業のあっせん

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害によって離職を余儀なくされた者の 早期再就職を促進するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

- ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- イ 公共職業安定所に行くことが困難な地域に、臨時職業相談所を開設又は巡回相談 の実施
- ウ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等
- (2) 雇用保険の失業給付に関する特別措置
 - ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害によって失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。)第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者を除く。)に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

(3) 被災事業主に関する対策

火災地変等により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うことができる。

6 生活保護【健康福祉部】

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の 上、困窮の程度に応じた最低生活を保障する。

7 郵便物の特別扱い【日本郵便㈱】

災害が発生した場合、その被害状況及び被災地の実状に応じて、郵便事業に係る災害 特別事務取扱及び救護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書の無償交付等

日本郵便㈱は、被災者(法人を除く。)に対し料額印面のついた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該被災地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。(郵便法第18条)

イ 救助用の郵便物等の料金の免除

日本郵便㈱は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の物を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。

第3 農業・中小企業への支援

本市は、地震により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援法による融資の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

1 農林業関係融資【自治文化部】

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業 災害対策特別措置法条例に基づき融資する。

2 中小企業関係融資【自治文化部】

被災した中小企業は、県の経営安定資金(災害復旧貸付)を利用できる。 また、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(中小企業金融金庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫)の融資及び県の制度融資、信用保証協会による融資の保証により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法による貸付金(財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した 設備に係る割賦代金を含む。)について、県は償還期間を2年以内において延長する ことができるものとする。

(2) 保証審査の迅速化

埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を 図るよう要請する。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、 貸付条件の緩和等について特別の取扱をするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

第4 住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公 営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の整備等【都市整備部】

応急仮設住宅への一定期間居住後の住宅として、自己の資金では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を整備するものとする。また、県に対しては、適切な指導・支援を要請するものとする。

2 公営住宅の空き家の活用【都市整備部】

公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当するものについては、同条に規定する公営住宅の入居資格者の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅・公的住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できるよう、県や機構等に要請するものとする。

第2節 公共施設等の復旧計画

《目標》

道路、河川等の公共土木施設及び上下水道、電気、ガス、電話、交通等の都市施設は、市民生活の基幹をなすものであり、市民の都市生活上極めて重要な機能を持っている。これらの施設については、被災した施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生による被害を防止するため、必要な対策又は改良等を実施するなどの、将来の災害に備える事業計画を策定し、復旧の早期実施を図る。

《公共施設等の復旧計画の構成》

第1 公共土木施設の復旧計画

第2 都市施設の復旧計画

第1 公共土木施設の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

1 基本方針【建設部】

(1) 復旧事業実施体制

災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、 市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、 派遣等の活動体制について、必要な措置を行う。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。県又は市その他の機関は、国又は県による費用の一部負担又は補助の対象となる事業について、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を作成し、その査定実施が速やかに行われるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度によって、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫 負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅 速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度の 災害を防止して速やかに効果を上げるため、関係機関は十分な連絡調整を図り、事業 期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実行効率 を上げるように努める。

2 河川【建設部】

河川が災害等により被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、国・県管理河川については各河川管理者に復旧の依頼を、市管理河川については復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの
- (5) 河川施設(排水機場や小型ポンプ、ゲート等)が機能せず、大雨時に市民の日常生活 に重大な影響を与えている場合

3 道路施設【建設部】

道路管理者は、道路、橋りょう、道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速や

かに把握し、公益占用物件等の復旧計画と調整を図り、被害を受けた施設を復旧する。公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路、橋りょう、道路付属物の被害により、交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路、橋りょう、道路付属物の被害で、これを放置することにより、二次災害が生じるおそれのあるもの

第2 都市施設の復旧計画

災害時には、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。

1 水道施設【水道部】

地震発生後、次の優先順位に従い、配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ、速 やかな復旧に努める。

- (1) 浄・配水場施設
- (2) 特に重要と認められる管路及び施設
- (3) 配水管等一般管路
- (4) 給水装置等

2 下水道施設【建設部】

(1) 下水管渠及びマンホールポンプ施設

速やかに被害状況を調査し幹線管渠を優先的に復旧させ、緊急避難路、緊急輸送路 を確保し、順次速やかにその他の管渠及びマンホールポンプ施設の復旧を行い、機能 回復を図る。(中川水循環センターとの調整も図る。)

(2) し尿処理

下水道施設の復旧が完了するまでの間、避難所の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定し処理を図る。

3 電気施設【東京電力(株)川口支社】

復旧の順位は、原則として人命に関わる施設、対策の中枢である官公署、生活安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度を考慮し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

4 電気通信施設【東日本電信電話(株)埼玉支店】

災害等により、電気通信施設に被害の発生又は発生するおそれのある場合に、東日本 電信電話株式会社埼玉支店は、次により対応する。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、施設等の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、市災害対策本部及びその他の各関連機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報、報道機関等の情報に留意し、被害情報、その他各種情報の把握に努める。

(2) 応急措置

電気通信施設に被害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政機関及び災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線網の作成等、そ通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある場合は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により、著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 応急復旧対策

災害に伴う電気通信施設等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び状況の緊急 度を勘案して、迅速、適切に実施する。

- ア被災した電気通信施設の復旧は、サービス回線を第一として速やかに実施する。
- イ 必要と認める場合は、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要す る要員、資材及び輸送の手当を行う。
- ウ 復旧に当たっては、行政機関及びライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 災害時の広報

- ア 災害が発生、又は発生するおそれのある場合は、通信のそ通及び利用制限の措置 状況及び被災した電気通信施設等、応急復旧状況に関する広報を行い。通信の障害 等による社会不安の解消に努める。
- イ 広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行う他、必要に応じて広報 車による巡回広報及びホームページ等により、直接被災地への周知を図る。
- ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合は、交換機からのふくそうトーキ案内、避 難所等における利用案内を実施する他、必要に応じて、報道機関及び自治体等との 協力により、テレビ、ラジオ等を通じて利用案内を実施する。

(5) 復旧対策

ア 復旧要員計画

- (ア) 被災地の支店等の要員のみでは、短時間の復旧が困難な場合は、他支店等から の応援措置を講ずる。
- (イ)被害が甚大で、社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を 講ずる。
- イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の稼動
- ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、直通連絡回線、携帯無線機等の利用の他、マウンテン

バイク隊等による情報収集活動を行い、電気通信施設の被災状況を迅速に把握する。

エ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮 及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ 復旧工事は、応急対策に引き続き、災害対策本部の指示により実施する。

5 都市ガス施設【東京ガス(株)】

ガスの供給を停止した場合の供給再開については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

(1) 供給施設における措置

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいてガスの供給を再開する。

(2) 供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏れ等による二次災害を防止するため、次の点検措置を行う。

ア 中圧導管

中圧導管は路線別に点検調査し、必要に応じ被害箇所の修復を行う。

イ 整圧器

作動、据付状況等の点検を行い、作動機能を確認する。

ウ 低圧本支管

整圧器出側からの本支管についても点検調査を行い、被害が大きい地区について は、復旧措置をブロック単位で実施し、順次修復する。

エ 供給の再開

供給を停止した導管系統のうち、点検済みの中圧導管については、ガスのエアーパージや気密試験を行い、整圧器以降に低圧導管の検査完了地区ごとに供給を開始する。

(3) 需要家設備の点検

低圧本支管の点検修理と並行して、各需要家の内管検査及びガスメーターの点検を 実施し、必要な補修を行う。

6 交通施設【東武鉄道(株)】

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開により、社会経済活動の早急な回復を図る。また、災害復旧に際しては、再び同様の被害を被ることのないよう鉄道施設の耐震性の向上を図るとともに、関係機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧の実施に努める。

第3節 激甚災害の指定

《目標》

激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

《 激甚災害の指定に係る構成内容 》

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第2 特別財政援助額の交付手続等

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進

1 激甚災害法による財政援助【総合政策部】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化 及びり災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚災害に対処するための特別 の財政援助に関する法律が制定されている。

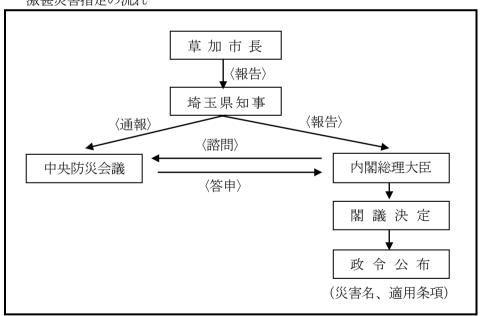
この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の 財政援助と、り災者に対する特別の助成措置を内容としている。

2 激甚災害指定の手続【総合政策部】

市長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及び措置の概要を県知事に報 告し、これを受けた県知事は内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)

内閣総理大臣は、その災害が激甚災害法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当す ると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いた上で、激甚災害として指定し、その 災害に対してとるべき措置を指定する政令の制定により、必要な財政援助措置がとられ ることとなる。

激甚災害指定の流れ



3 激甚災害に関する被害状況等の報告【総合政策部、関係各部】

(1) 知事への報告

市長は、市内で災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基 づき、速やかにその被害状況を県知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了する までの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- オ 災害に対する措置
- カ その他必要な事項

第2 特別財政援助額の交付手続等【総合政策部】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

第4節 災害復興の基本方針

《目標》

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等を、よりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

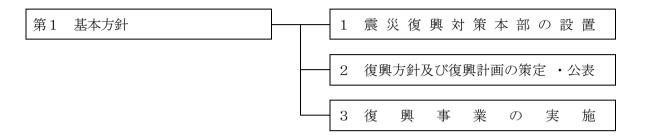
《災害復興の基本方針に係る構成》

第1 基 本 方 針

第1 基本方針

地震災害によって、市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、 市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画 を速やかに作成し、復興事業を推進する必要がある。

ここでは、災害復興を円滑に進めるため、災害復興事業の基本となる方針を定める。



1 震災復興対策本部の設置【関係各部】

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする震災復興対策本部を速やかに設置する。

2 復興方針及び復興計画の策定・公表【関係各部】

市は、災害により大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、関係機関等との連携を図りつつ、速やかに震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定し、その内容を市民に公表する。

また、市は災害復興方針に基づき、復興に係る最上位計画として、震災復興計画を策定する。震災復興計画においては、市街地復興に関する計画、生活復興に関する計画、 産業復興に関する計画、各事業手法・財源確保推進体制等を明らかにする。

震災復興計画を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

3 復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市は、被災した市街地で土地区画整理事業の必要があると認められる場合は、建築 基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行う。

また、市は被災市街地において、土地の区画形質の変更又は建築物の新築、改築若 しくは増築を制限する必要がある場合には、被災市街地復興特別措置法第5条の規定 により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

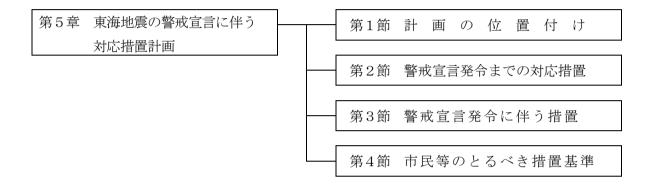
(2) 復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を設置し、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。事業の実施に当たっては、関係住民に理解を求めるように努める。

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震について、本市及び関係機関のとるべき事前措置の基本的事項を定めたものである。

《 施策の体系 》



第1節 計画の位置付け

《目標》

東海地震の事前措置において、その策定の趣旨及び前提条件等を定める。

《計画の位置付けの構成》

第1	策	泛	È	\mathcal{O}	起	取	旦	
第2	基	本	的	な	考	え	方	
第3	前		提		条		件	

第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

その中で東海地震は、発生メカニズムや予想震源域・歴史的資料がある程度判明していることから、現在日本で唯一予知の可能性が高いとされている。

草加市は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している市街地では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、東海地震の警戒宣言の発令に備え、社会的混乱の発生の防止と地震被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

第2 基本的な考え方

計画策定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保することを基本とする。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体及び 財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を 講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、草加市地域防災計画(震災対策編)「第3章震災応急対策計画」及び「第4章震災復旧復興計画」により対処する。
- 5 草加市は、大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域に指定されていないため、本 計画の実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

- 1 計画策定に当たっての前提条件は、次のとおりとする。
 - (1) 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな、平日の昼間(おおむね午前10時~午後2時)とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策 を考慮する。

(2) 予想震度

東海地震が発生した場合の予想震度は、地質地盤によつて異なるが、草加市においては、おおむね震度5弱~震度5強程度とする。

2 東海地震に関する情報の種別

(1) 東海地震調査情報

東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に、気象庁から関係機関 に伝達される情報。

(2) 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係 機関に伝達される情報。

(3) 東海地震予知情報

強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認めたれたときに、気象庁から関係機関に伝達される情報。

(4) 警戒宣言

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

第2節 警戒宣言発令までの対応措置

《目標》

東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置について定める。

《 警戒宣言発令までの対応措置の構成 》

第1 東海地震注意情報の伝達

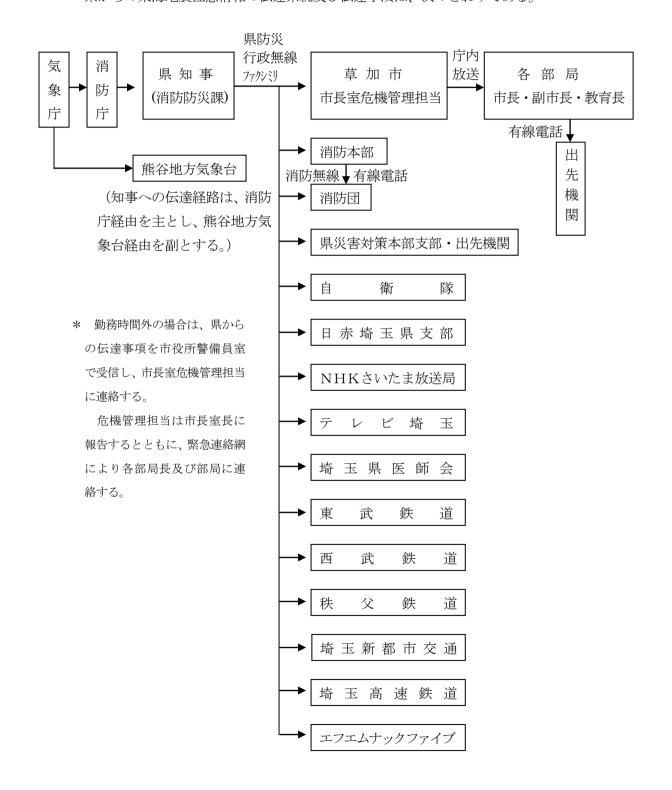
第2 活動体制の準備等

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達 系統及び伝達手段により、必要な情報を伝達する。

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



2 伝達体制

市は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第2 活動体制の準備等

草加市が県から東海地震注意情報の通知を受けた時の配備体制は、「第3章第1節第3 体制の種類と発令基準等」に定める警戒体制1号配備とし、警戒宣言の発令に備えて、速 やかに対応できるよう、次の事項について措置するものとする。

- 1 あらかじめ指定する職員に対し、勤務時間内にあっては有線電話で集合を指令し、対策を確認する。勤務時間外にあっては有線電話で登庁を指令する。
- 2 その他の職員に対し、勤務時間内にあっては、警戒宣言発令に備え情報解禁後庁内放送で、「勤務時間外における、いつでも連絡が取れる体制」を指令する。 勤務時間外にあっては有線電話で同様の指令を行う。
- 3 指定職員は主として次の事項を行う。
 - (1) 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
 - (2) 防災関係機関等との連絡調整
 - (3) 必要に応じ、社会的混乱防止のための措置

第3節 警戒宣言発令に伴う措置

《目標》

ここでは、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生 時の被害の未然防止及び軽減を図るために、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震 発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

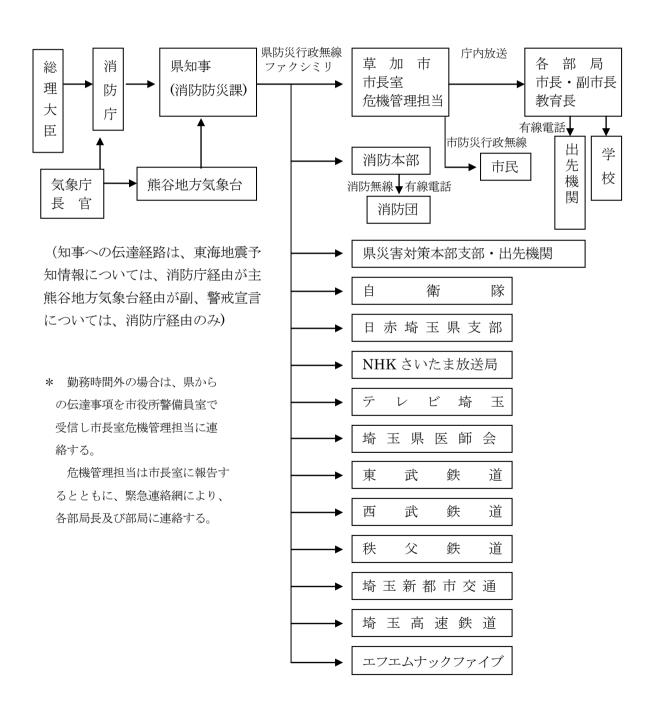
《警戒宣言発令に伴う措置の構成》

第1	警戒宣	言、東海	事地震予	知情報の	伝達と原	広報
第2	活	重	力	体		制
第3	消防	、危	険 物	、水	防 対	策
第4	公	共	輸	送	対	策
第5	数	備、	交	通	対	策
第6	上	水	道	ž	讨	策
第7	学校、	病院、	社会福	畐祉施設	等の対	计策
第8	そ	Ø	他	Ø	対	策

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達と広報

市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに庁内全部局、防災関係機関及び市民等に対して、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、必要な情報を伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。



2 伝達体制

(1) 市組織内への伝達

市の組織内の伝達については、平常勤務時間内の場合は、庁内一斉放送により行う ものとする。出先機関については、放送を受けた各部庶務担当課長が各所管に対して、 有線電話等により伝達するものとする。

勤務時間外については、情報を受けた当直者が直ちに市長室危機管理担当に報告し、 同担当は市長室長に報告して、緊急連絡網に従って全職員に伝達する。

なお、警戒宣言、東海地震予知情報等については、判定会招集(東海地震注意情報) 時点で参集配備体制をとっているので、特別の伝達経路は指定しない。

(2) 市民等への伝達

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた時は、直ちに市民及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達するとともに、防災行政無線(同報系)、広報車、消防車両、ラジオ、テレビ等のとりうる手段を講じて、全ての市民に周知するものとする。

3 伝達事項

庁内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言通知
- (2) 東海地震予知情報に関する情報
- (3) 警戒宣言の発令に伴い、とるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知(地震が起こらないで解除になる場合)
- (5) その他必要と認める事項

4 市民への広報

市は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、地震による被害を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して広報活動を積極的に実施する。この場合における広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 市民のとるべき措置
- (3) 交通規制の内容と実施状況
- (4) その他地震防災応急対策の内容と実施状況

5 広報の手段

広報は、防災行政無線(同報系)、広報車、消防車両等を用いて実施する他、町会、 自治会及び自主防災組織に対しても協力を要請するものとする。

また、草加市消防本部・署は、次の方法により広報及び指導等を実施する。

- (1) 消防車両での巡回
- (2) 立て看板等の掲出

【警戒宣言発令時の広報文例】

こちらは、草加市災害対策本部です。

ただいま、東海地震の警戒宣言が出されました。

今から2~3日以内は、駿河湾を震源域とする大地震の発生する おそれがあります。

東海地震が発生したとき、草加市では震度5弱から5強程度の揺れが想定されます。

テレビ、ラジオのニュースや市役所からのお知らせに十分注意してください。

草加市災害対策本部から、市民の皆さんにお願いします。

現在、東海地震の警戒宣言が出されています。

市民の皆さんは、持ち出し品の用意、水のくみ置き、家具などの転倒防止、火の始末を行ってください。

また、家族の連絡先について確かめてください。

テレビ、ラジオのニュースや市役所などからのお知らせに注意 し、落ち着いて行動してください。

第2 活動体制

1 組織

警戒宣言が発令された場合は市役所内に災害対策本部を設置し、非常体制により災害応急対策活動を実施する。

なお、地震発生後の体制は、「第3章 第1節 第3 体制の種類と発令基準等」による。

2 動員配備

警戒宣言が発令された場合の、災害対策本部への動員は、「第3章 第1節 第3 体制の種類と発令基準等」による。

3 本部員会議の開催

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各対策部の対応状況を把握し共有化を図るため、草加市災害対策本部会議を随時開催する。

なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- (2) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (3) 社会的混乱防止に係る施策の実施
- (4) 報道機関等への情報提供
- (5) その他必要な事項

4 庁舎内の点検及び緊急措置

(1) 点 検

ア 火気使用設備の点検

火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が 発生した際に直ちに消火できるよう措置を講じる。

イ 自家発電設備等の点検

地震発生時の停電に備えて、自家発電設備の点検確認を行う。

ウ 消防用設備等の点検

消火器、屋内消火栓設備、消火用水、自動火災報知設備、避難器具、防火戸等の 点検確認を行う。

エ 落下、倒壊等の危険性のある物品の点検と措置

屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等の転倒や落下しやすい物品の固定、及び屋外の落下危険のある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を行う。

オ 発火、引火及び爆発のおそれのある危険物等の点検と措置 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは保管状況を点検し、漏洩防止、転倒防止の 措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置等の作動確認を実施する。

(2) 緊急措置

ア 防災資機材等の準備

地震発生時の防災活動に必要な、応急活動資機材等の準備を行う。

- イ 公用車両の確保
 - 公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保する
- ウ 防災行政無線の点検を実施し、通信手段を確保する。

5 公共施設の点検及び緊急措置

各公共施設の管理者は、各々の施設については前項、「4 庁舎内の点検及び緊急措置」に準じて必要な対策を行う。

第3 消防、危険物、水防対策【消防本部、建設部】

1 消防対策

消防本部は、次の対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等の防除のための警戒
- (3) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (4) 活動資機材の点検整備
- (5) 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所等への広報
- (6) 消防団員の招集及び警戒配備

2 危険物対策

消防本部は、危険物製造所等に対し、次の防災措置を指導する。

- (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- (2) 引火又は混合、混触等による出火の防止措置
- (3) 操業の制限又は停止
- (4) 火気使用の制限又は禁止
- (5) 消防用設備等の点検確認

3 水防対策

建設部は、市の管理する河川施設等の点検を行う。

第4 公共輸送対策

バス会社及びタクシー会社は、(社) 埼玉県バス協会、埼玉県タクシー協会及び国土交 通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導の下に、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

第5 警備、交通対策

1 警備体制【草加警察署】

草加警察署は、東海地震関連情報発表及び警戒宣言が発令された場合は、次の措置をとる。

(1) 警備対策

ア 警備対策の基本方針

東海地震関連情報発表及び警戒宣言発令に伴い、発生が予想される各種警察事象を未然に防止するため、警備体制を早期に確立するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体的かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。

イ 警備措置

東海地震関連情報発表及び警戒宣言発令に伴い、草加警察署に震災警備本部を設置するとともに、情報の収集・伝達、住民等に対する広報及び交通規制等、必要な警備措置をとる。

(2) 交通対策

ア 交通対策の目的

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施を図るとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

イ 交通対策の内容

警戒宣言が発令された場合は、速やかに警察官を都県境及び主要交差点に配置し、必要により検問所を設置して、交通整理・誘導、交通情報の提供及び必要な交通規制等を実施する。

2 道路管理者のとるべき措置【建設部】

草加市は、警戒宣言が発令された際に運転者のとるべき行動について周知徹底を図り、 県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ草加警察署と協議 して対策を実施する。また、市が管理する道路について、次の措置をとる。

(1) 危険個所の点検

避難上重要な道路及び緊急輸送道路等の点検を実施する。

(2) 工事中の道路の保安対策

工事中の道路については、工事を中断し、必要な保安対策を実施する。

第6 上水道対策【水道部】

水道部は、警戒宣言が発令された場合は、おおむね次のような措置をとる。

1 応急措置

原則として、浄・配水場の運転は継続する。また、市民及び事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、円滑な給水を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

- (1) 要員等の確保
 - ア 休日、夜間の場合は、必要な職員を緊急招集する。
 - イ 草加市管工事業協同組合等関係団体への協力要請を行う。
 - ウ 資機材の点検整備を行う。
- (2) 施設の保安措置
 - ア 警戒宣言が発令された場合は、直ちに浄・配水場及び重要施設の点検確認を実施 する。
 - イ 配水池の水位は、可能な限り高水位を維持し、市民及び事業所等の緊急貯水に対 応できるよう送配水圧の調整を行う。
 - ウ 工事中の現場においては、適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

2 広報

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を行う。

- (1) 広報内容
 - ア 警戒宣言が発令されても、通常の供給が維持されていること。
 - イ 地震に備え、次のとおり飲料水、生活用水を貯水すること。
 - (ア) 飲料水の汲み置き (ペットボトル、バケツ等を利用して蓋をし、3日ごとに新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。)
 - (4) 飲料水の備蓄(ペットボトル等の備蓄)
 - (ウ) 浴槽等を利用した生活水の汲み置き
 - (エ) その他(汲み置き容器の転倒防止及び流出防止策等)
 - ウ 地震発生により、断水した場合の応急給水体制の周知
- (2) 広報手段
 - ア 防災行政無線(同報系)
 - イ 広報車両
 - ウ インターネット
 - エ 自主防災組織等の活用
 - オ その他有効と考えられる手段

第7 学校、病院、社会福祉施設等の対策

1 学校【教育総務部】

教育総務部は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次の措置を行う。

(1) 授業の中止

警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、児童・生徒の下校(避難所等への移動を含む。)の措置をとる。

(2) 下校方法

ア 通学路の安全を確認し集団で下校させるか、緊急連絡網等により保護者の来校を 求める。

イ 交通機関を利用している児童・生徒については、その運行と安全を確認し下校させる。

(3) 残留児童の保護

学校に残留する児童・生徒の保護については、あらかじめ人数を把握し、職員の職 務内容に従って対処する。

(4) 家族等への連絡

電話等の通信手段の使用が困難な場合も考慮の上、確実に実施できるよう手段を定めて徹底しておく。

(5) 臨時休業

警戒宣言が解除されるまでは、小・中学校は臨時休業とする。

(6) 緊急点検

校舎内外の施設・設備(理科室、家庭科室、給食調理室、図工室、工作室、戸棚類、 靴箱、ベランダの手すり、万年塀、渡り廊下等)の安全点検を行い、必要な措置をと る。

(7) その他

ア 草加市地域防災計画等に基づいて、各職員は迅速かつ適切に行動する。

イ 地域の関係機関・団体及び自主防災組織等と連絡を密にして対応する。

2 病院・診療所【健康福祉部】

市は、市内の病院及び診療所等の医療機関に対し、次のように対応するよう要請する。 また、「救護班」は、初期救急医療体制に基づく活動方針にのっとり、避難所等に開設される救護所で応急処置を行うものとする。

(1) 診療対策

ア 外来患者の診療は、状況に応じ可能な限り平常どおり行う。

イ 入院患者のうち、退院又は帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を 与える。

- ウ 手術、検査については、状況に応じて医師が適切に判断する。
- エ 救急患者の受入体制を整える。
- オ 手術中の場合は、医師の判断により安全に措置する。

- カ 手術の予定については、緊急やむを得ない場合を除き、延期する等の措置を講ずる。
- (2) 来院者、入院者への情報伝達・指示
 - ア 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じて適宜伝達する。
 - イ 特に急を要する患者以外の外来患者に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。
- (3) 入院患者の安全確保、施設の保安措置等
 - ア 建物及び設備の点検を行い、危険物及び火気使用設備等については、出火防止と 被害の防止又は軽減を図るために必要な措置を講ずる。
 - イ 非常用設備等の試運転を行うとともに、非常用品の確保を図る。
- 3 社会福祉施設【健康福祉部、子ども未来部】

保育園児及び社会福祉施設の入所者等の安全の確保を図るため、各施設等に対して次の措置等の実施を指示する。

(1) 保育園

保育園は、警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休園とし、次の措置を講じる。

ア 帰宅措置

- (ア) 保育中の児童は、利用者名簿を確認の上、あらかじめ定められた方法で、保護者に引き渡す。
- (イ) 園児を保護者に引き渡すまで、保育園で保護する。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備、火気設備、消防用設備等の点検
- (イ) 設備及び器具等の転倒、落下防止措置
- (ウ) 飲料水、食料、ミルク等の確保
- (エ) 医薬品等の確保
- (2) その他の施設

市は、施設の種類、通所(園)者又は入所(園)者の特性等を考慮し、次により施設の実態に即した措置を講じる。

- ア 保護者への伝達
- イ 保護者への引渡し
- ウ 施設の防災点検
- エ 出火防止措置
- オ 引渡しが困難な者の保護
- カ 食料、医薬品、生活必需品等の確保

第8 その他の対策

1 食料等の物資の確保

本市は、警戒宣言発令時において次の措置をとり、市民生活の維持に必要な物資等を確保する。

- (1) スーパーマーケット、小売店等に対し、営業の継続を呼びかける。
- (2) 市民に対しては、小売店等の営業状況を周知するとともに、買い占め・買い急ぎ等の自粛を呼びかける。

2 生活関連対策

- (1) 市民に対して緊急貯水を呼びかける。
- (2) 応急給水に必要な資機材、緊急浄水装置及びプールの貯水状況等の点検を行う。
- (3) 生活必需物資及び食料等の供給協定事業者と連絡をとり、供給体制と保有量の確認を行う。

第4節 市民等のとるべき措置基準

《目標》

東海地震関連情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。 国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、 これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、市民・事業所等がそれぞれの立 場で、防災活動を行うことが重要である。

市民、事業所等が、東海地震関連情報及び警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を明示する。

《市民等のとるべき措置基準の構成》

第1 市民のとるべき措置

第2 自治会・自主防災組織のとるべき措置

第3 事業所のとるべき措置

第1 市民のとるべき措置【危機管理担当】

「平時」、「東海地震注意情報発表時」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」 の各段階で市民のとるべき措置は、次のとおりである。

平時 * 東海地震注意情報発表以前

- ① 家や塀の耐震化を推進する。
 - ・わが家の耐震診断を行い、弱い所は補強する。
 - ・ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。
 - ・タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
 - ・家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - ・窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。
- ③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
 - ・ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。
 - ・LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - ・火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - ・火気使用場所周辺に可燃性物品を置かない。
- ④ 消火器、消火用水の準備をする。
 - ・出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - ・出火に備えて、風呂の水を常にためておく。
- (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。
 - ・飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日 分程度準備しておく(1人1日分の生命水、約3リットル)。
 - ・食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。
- ⑥ 救急医薬品の準備をする。
 - ・傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。
- ⑦ 生活必需品の準備をする。
 - ・下着、毛布、タオル、石けん、ティッシュペーパー、マッチ、ロウソク等を準備しておく。
- ⑧ 防災用品の準備をする。
 - ・ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、 スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- ⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。
 - ・市、消防機関、自主防災組織等が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災 に対する知識、行動力を高める。
- ⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。
 - ・判定会招集時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく
 - ・警戒宣言発令時には、電話がつながり難くなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。

東海地震注意情報発表時

- ① テレビ・ラジオ等で正しい東海地震関連情報を入手し、冷静な行動をとる。
- ② 電話の使用を自粛する。
- ③ 自家用車の利用を自粛する。
- ④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 警戒宣言情報の入手
 - ・防災信号(サイレン)等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言 情報を入手する。
 - ・県・市・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
 - ・家具、棚等の上の重いものを下ろす。
 - 窓ガラスにガムテープ等を貼る。
 - ・ベランダの置物等を片付ける。
- ③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認
 - ・火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
 - ・ガス器具等の安全設備の確認をする。
 - ・LPガス容器の固定措置の確認をする。
 - ・火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- ④ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- ⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する。
 - ・危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確認
- (7) 救急医薬品の確認
- ⑧ 生活必需品の確認
- ⑨ 防災用品の確認
- 面 電話の使用の自粛(県・市・放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。)
- ① 自家用車の利用の自粛
 - ・路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
 - ・走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車両を使わない。
- ② 災害時要援護者への措置
 - ・幼児、児童・生徒、高年者等の安全を確認するとともに、登園・登校している場合 は、定められた園、学校との打合せ事項により、対応措置をとる。
- (13) エレベーターの使用を避ける。
- ⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛
- ⑤ 不要な預貯金の引き出しの自粛

第2 自治会・自主防災組織のとるべき措置【消防本部】

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して、対 応措置をとる。

平時 * 東海地震注意情報発表以前

- ① 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- ② 防災知識の普及活動を行う。
 - ・各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - ・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。
 - ・地域内の消防水利を把握する。
 - ・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - ・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ③ 各自主防災組織で防災訓練を行う。
 - ・災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、炊き出し訓練、救出救護訓練等を行う。
- ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - ・各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検
 - ・ 各戸に対して可燃性物品の点検
 - ・LPガス容器の点検
- ⑤ 防災資機材等を点検整備する。
 - ・地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、炊き出し用 資機材等を点検整備しておく。
- ⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - ・市、消防機関・防災機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して 伝達する体制を確立しておく。
 - ・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。

東海地震注意情報発表時

- ① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報を入手する。
- ② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 各ブロックにおいて自主防災組織の活動体制を確立する。
 - ・各ブロックにおいて自主防災組織の本部を設置する。
 - ・自主防災会の編成及び役割分担を確認する。
- ② 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を地域住民に周知する。
- ③ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。
- ④ 防災資機材等を確認する。
- ⑤ 幼児、児童、生徒、高年者等の安全対策措置の呼びかけを実施する。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。

第3 事業所等のとるべき措置【消防本部】

「平時」、「東海地震注意情報発表(通報開始時)から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所のとるべき措置は、次のとおりである。

平時 * 東海地震注意情報発表以前

各事業所は、あらかじめ防災責任者(消防法に基づく防火管理者が兼ねる場合を含む。)を 定め、防災計画(消防法に基づく消防計画に付随するものを含む。)を作成する。 防災計画作成上の留意事項は次のとおりである。

- ① 自衛防災体制の確立
 - ・防災責任者の選定及び自衛防災組織(消防法に基づく自衛消防組織を含む)の編成
 - ・役割分担の明確化
- ② 教育及び訓練
 - ・従業員の防災意識の高揚
 - ・顧客等に対する安全対策措置に係る教育研修
 - ・災害時に備えた情報処理訓練、消火訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練
- ③ 危険防止対策
 - ・施設、設備の定期点検
 - ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止対策
 - ・火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
 - ・消防水利、消防用設備等の整備点検
 - ・ 商品の整理点検
 - ・ 可燃性物品の管理点検
- ⑤ 防災用資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。

- ⑥ 情報の収集、伝達体制の確立
 - ・県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客 従業員等に対して伝達する体制を確立する。
 - ・事業所等の実情に応じて、収集伝達すべき情報を選定する。

東海地震注意情報発表時

- ① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。
- ② 自衛防災組織の活動準備と確認をする。
- ③ 防災計画等による警戒宣言時にとるべき措置の準備と確認をする。
- ④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自衛防災組織の活動体制を確認する。
 - 自衛防災組織の編成を確認する。
 - 自衛防災本部を設置する。
 - 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- ② 情報の収集、伝達体制をとる。
 - ・県・市・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報 を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- ③ 危険防止措置を確認する。
 - ・施設、設備を確認する。
 - ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。
- ④ 出火防止措置を確認する。
 - ・ 火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は 最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - ・火気使用場所及び周辺を確認する。
 - ・消防水利、機材を準備する。
 - ・ 可燃性物品を確認する。
- ⑤ 防災資機材等の準備
 - 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等を準備する。
- ⑥ 商店など事業所の行動概要
 - ・食料品等生活必需物資を販売する事業所は、生活の確保と混乱防止のため、原則 として営業を継続する。ただし、不特定かつ多数の者が出入りする文化施設、遊 興施設等の集客施設等は、混乱防止のため原則として営業を自粛する。
- (7) 危険物を取り扱う事業所の行動概要
 - ・石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所は、原則として営業を自粛する。
- ⑧ 車両の使用
 - ・バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- 9 事業所の営業時間及び従業員の退社等
 - ・一般事業所は、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要がある事業所においては、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。なお、近距離通勤者については徒歩等によるものとして、原則として交通機関の利用を自粛する。
- ⑩ 電話の使用
 - ・電話使用を自粛し、県、市及び防災機関等や報道機関に対する電話による問合せは控える。
- ① 預貯金の引き出し
 - ・不要な預貯金の引き出しを自粛する。

草加市地域防災計画

(平成24年11月27日 改訂)

編集·発行 草加市防災会議

事務局:草加市市長室危機管理担当

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

電話 048 (922) 0614 ファックス 048 (922) 6591